

令和5年度税制改正に関する要望

【要望項目説明資料】

令和 4 年 9 月

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

令和5年度税制改正要望等における主要項目について

家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう官民で支援し、
中間層^(注)の資産所得倍増を実現するための制度の構築

NISA制度の抜本的拡充

- ・制度の恒久化(NISA法(仮称)の制定)
- ・制度の簡素化(複数の仕組みを一体化・併用可能化／非課税保有期間の無期限化等)
- ・制度の利便性向上
- ・年間投資枠の拡大

など

確定拠出年金制度 (企業型DC・iDeCo)の拡充

- ・年間拠出限度額の見直し
- ・退職準備世代に対する追加の拠出枠
(キャッチアップ拠出)
- ・高年齢者就業確保措置等を踏まえた
環境整備

など

＜参考:関連する制度等改善要望＞
国家戦略として資産形成教育を推進

(注)「中間層」とは、富裕層を除く趣旨で記載している。(以下同じ。)

I 中間層の資産所得倍増を実現するための税制措置

◆ NISA制度の抜本的な拡充(NISAと確定拠出年金制度の両方に係る事項を含む)

- ① NISAが国民の安定的な資産形成に資する制度となるよう根拠法(NISA法(仮称))を制定し、制度を恒久化すること
- ② 複数の時限措置が並立する今の仕組みを一体化・簡素化し、同一年中においてつみたてNISAと一般NISAを併用可能とすること
- ③ 取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を無期限化すること
- ④ 制度全体で600万円又は800万円とされているNISAの非課税限度額を拡大(簿価残高に限度額を設定)すること
- ⑤ 120万円又は40万円とされているNISAの年間投資枠を12か月で割り切れる金額に拡大(例えば、一般NISAは240万円、つみたてNISAは60万円、合計300万円)すること
- ⑥ NISAの年齢要件を撤廃すること
- ⑦ つみたてNISAの投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託等に係る制限を緩和すること
- ⑧ 企業から支払われる職場つみたてNISAの奨励金を非課税とすること

【関連する制度等改善要望】

- ① 国家戦略として資産形成教育・相談機能を拡充すること
- ② 給付型の資産形成支援措置を講じること(つみたてNISAや個人型確定拠出年金の利用者に対するマイナポイントの付与など)
- ③ NISAと個人型確定拠出年金の口座開設手続について、マイナポータルを利用して一元化すること

◆ 職域を通じた投資家の裾野の拡大を図るための税制措置

- ① 企業から支払われる従業員持株会等の奨励金を非課税とすること
- ② 従業員持株会等への拠出金について、所得から控除可能とすること
- ③ 従業員持株会等で受け取る配当金を非課税とすること
- ④ 資産形成に関する企業の取組みを促進する観点から、資産形成促進に関する費用の一定割合について、法人税の税額控除を可能とすること

【関連する制度等改善要望】

- 拡大従業員持株会の対象範囲を拡大すること

I 中間層の資産所得倍増を実現するための税制措置

◆ 確定拠出年金制度の拡充等(2頁に記載された事項を除く)

- ① 老後の私的年金水準の実質的な確保のため、以下の措置を講じること
 - 生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入
 - 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること
 - 拠出限度額の引上げ
- ② より多くの国民が私的年金に加入するための仕組みを構築するため、以下の措置を講じること
 - 高年齢者就業確保措置等を踏まえた環境整備(個人型確定拠出年金の加入可能年齢を65歳から70歳へ)
 - 中小事業主掛金納付制度の対象企業の要件を緩和すること

【関連する制度等改善要望】

(1)より多くの国民が私的年金に加入するための仕組み

- ① 確定拠出年金への拠出可能額をねんきん定期便等に見える化
- ② 確定拠出年金への自動加入・オプトアウトの仕組み
- ③ 個人型確定拠出年金の加入拡大に向けた事務手続の簡素化

(2)長期的な資産形成に適した仕組みの構築

- ① 指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し
- ② 運営管理機関による加入者への個別の投資アドバイスを可能とすること
- ③ 資産の取崩しと運用を両立するための投資教育、制度整備等を行うこと
- ④ 運用指図者や自動移換者への投資アドバイス、教育の方策を検討すること

Ⅱ 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置(Ⅰ.の事項を除く)

◆ NISA制度の拡充・利便性向上等

- ① ジュニアNISAにおける継続管理勘定への移管手続を簡素化すること
- ② つみたてNISA勘定を設定した日から10年を経過した日(10年後以降は5年を経過した日毎の日)における顧客の所在地確認につきマイナンバーを利用して簡素化すること
- ③ つみたてNISAにおいて、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること
- ④ NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得(いわゆるスイッチング)を可能とすること
- ⑤ NISA口座から特定口座への払出の際に、移管元のNISA口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること
- ⑥ 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること

◆ 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② マッチング拠出の弾力化
- ③ 中途引出要件の緩和
- ④ 老齢給付金の受給要件の緩和
- ⑤ 国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること
- ⑥ 財形年金貯蓄から個人型確定拠出年金への移換を可能とすること
- ⑦ 中途退職に伴う退職一時金について企業型又は個人型確定拠出年金への拠出(移換)を可能とすること

Ⅲ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

◆ 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないように、以下の措置を講じること
 - 上場株式等の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
 - 上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ② 投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、以下の措置を講じること
 - 被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
 - 上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする
- ③ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること
 - 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
- ④ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

◆ 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置において、①一定の投資商品（例えば、つみたてNISA対象商品等）に係る運用損失及び②教育関連団体等への寄附金を契約終了時の贈与税の課税対象から除外するなど、制度の拡充を措置すること

IV 金融所得に対する課税のあり方に係る税制措置

◆ 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

- 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- ◆ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長
 - 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること
- ◆ 配当の二重課税の排除
 - 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

V 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に関する税制措置

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること(注1、2)
 - (注1)現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引(外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。)の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
 - (注2)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

VI スタートアップを支援するための税制措置

◆ 税制適格ストックオプションの適用要件の緩和

- スタートアップ企業への優秀な人材獲得を後押しすべく、税制適格ストックオプションの適用要件を緩和すること

◆ エンジェル税制の拡充及び利便性向上

- ① 以下のスタートアップへの投資のうち、一定の要件を満たすものについて、投資額の一部を所得税額から控除可能とすること
 - 個別企業への直接投資
 - 個別企業への株式投資型クラウドファンディング事業者を経由した投資
 - 非上場株式を組み入れた私募投資信託等への投資
- ② エンジェル税制の適用にあたって、株式投資型クラウドファンディング事業者を経由して、特定(新規)中小会社と個人が締結する「投資契約書」について、個人への電磁的方法による締結及び確定申告時の電子データによる提出を可能とすること

◆ 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること
 - プロ投資家向けの取引制度において取り扱われるもの
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
 - 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する非上場銘柄(種類株式等)のうち、その募集が公募により行われているもの

◆ 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化

- ① 非上場株式へ投資を行う私募の株式投資信託について、税法上、上場株式等と同様の取扱いとすること
- ② 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託について、税法上、集団投資信託とみなすこと

Ⅶ 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化及び高度化等に対応するための税制措置

- ① トークン化有価証券(セキュリティトークン)(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券(同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(同項各号に掲げる権利を除く。)を含む。)のうち電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものをいう。)の利子等及び配当等について、現行の振替有価証券に係る所得税等の非課税制度及び源泉徴収の不適用制度の適用対象とすること
- ② 税務関連帳票等の電子交付について、顧客本人の事前承認を原則不要とすること
- ③ 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

Ⅷ 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

◆ 特定口座等の利便性向上

- ① 上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ② 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること
- ④ 発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること

◆ 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとする
- ④ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

Ⅷ 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

◆ 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 上場インフラファンドにおける再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限について延長又は恒久化すること
- ② 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与に関し、設備の貸付日から20年間としている期間について延長(例えば30年)又は恒久化すること
- ③ 投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること
- ④ 土地流動化促進等のための長期保有資産に係る買換え特例措置を延長すること
- ⑤ 投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ⑥ 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人において賃料の支払猶予を行った場合における導管性要件の緩和をはじめとする税制上の手当てを可能とすること
- ⑧ 繰延ヘッジ益が生じている投資法人が利益超過分配を実施する際に発生し得る二重課税を回避するための所要の措置を導入すること

Ⅸ SDGs(持続可能な開発目標)推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

X 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること)

I 中間層の資産所得倍増を実現するための税制措置

◆ NISA制度の抜本的な拡充(NISAと確定拠出年金制度の両方に係る事項を含む)

【要望】

NISAが国民の安定的な資産形成に資する制度となるよう根拠法(NISA法(仮称))を制定し、制度を恒久化すること

- 現行のNISA制度は時限措置(注)であることで、投資開始を躊躇させたり、始めた場合でもNISAを始める時期が遅くなるほど、投資可能期間が短くなり、NISAによる非課税のメリットが小さくなってしまう。
(注)一般NISAが2028年まで、つみたてNISAが2042年まで

◆ つみたてNISA(2042年までの時限措置)の投資可能期間の例



2023年からつみたてNISA(2042年まで)を始めた人
2023年から2042年までの各年(20年)×40万円＝最大800万円投資可能



2033年からつみたてNISA(2042年まで)を始めた人
2033年から2042年までの各年(10年)×40万円＝最大400万円投資可能



2042年からつみたてNISA(2042年まで)を始めた人
2042年の1年間×40万円＝最大40万円投資可能

期限付きの状態は、
制度の趣旨でもある
長期・積立・分散投資
を妨げる要因にもなる。

(注) NISA口座を開設できるのは18歳からであるため、これから18歳を迎える若年層は、NISAによる非課税投資の恩恵を十分に享受できないということにもつながる。



現在、租税特別措置であるNISAについて、根拠法を制定して恒久化することによって、始めるタイミングや世代に左右されない安定的で継続的な制度とすること。

(注) NISAのモデルとなった英国ISA(1999年導入)は、2008年に恒久化。

【要望】

複数の時限措置が並立する今の仕組みを一体化・簡素化し、同一年中においてつみたてNISAと一般NISAを併用可能とすること

- 現行のNISA制度は一般NISAとつみたてNISAから構成されているが、同一年中はどちらか一方しか利用できないため多様な投資の妨げとなっており、それぞれ拠出限度額・買付方法・対象商品等が異なる点が複雑、との意見がある。
- 「成長と分配の好循環」の実現に向けて、家計の安定的な資産形成を促しつつ、成長資金の供給を促進する観点から、一人一人の多様なライフコースや投資目的にあわせて、長期的な積立・分散投資を続けながら、応援したい企業等への投資も柔軟に行うことができる制度にすべきではないか。

◆ 各NISA制度の概要

名称	拠出限度額	買付方法	対象商品
つみたてNISA	年間40万円	定時・定額の積立投資に制限	長期・積立・分散投資に適した一定の株式投信
(2023年まで) 一般NISA	年間120万円	制限なし	上場株式、ETF、REIT、株式投信
(2024年以降) 一般NISA(1階部分)	年間20万円	定時・定額の積立投資に制限	長期・積立・分散投資に適した一定の株式投信
(2024年以降) 一般NISA(2階部分)	年間102万円	1階部分での買付実績を前提に、 制限なし	一定の要件を満たす上場株式、ETF、 REIT、株式投信
	年間102万円	投資経験者で1階部分を利用しない旨の申請を前提に、制限なし	一定の要件を満たす上場株式

 複数の時限措置が並立する今の仕組みを一体化・簡素化し、買付方法や対象商品の要件をできるだけシンプルなものとすることで、国民にとってわかりやすく、かつ様々な場面で利用しやすい制度とすること。

【要望】

取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を無期限化すること

- 現行のNISA制度の非課税保有期間は、一般NISAが5年間、つみたてNISAが20年間であるが、非課税保有期間が終了した後は課税口座に払い出されるため、長期保有を妨げる要因になりかねない。
- また、一般NISAにおいては5年間の非課税保有期間が終了する際にロールオーバーが可能だが、その手続きが煩雑、との意見もある。

◆ 2022年に投資した場合の非課税保有期間



(注)ロールオーバーの手続きが必要。

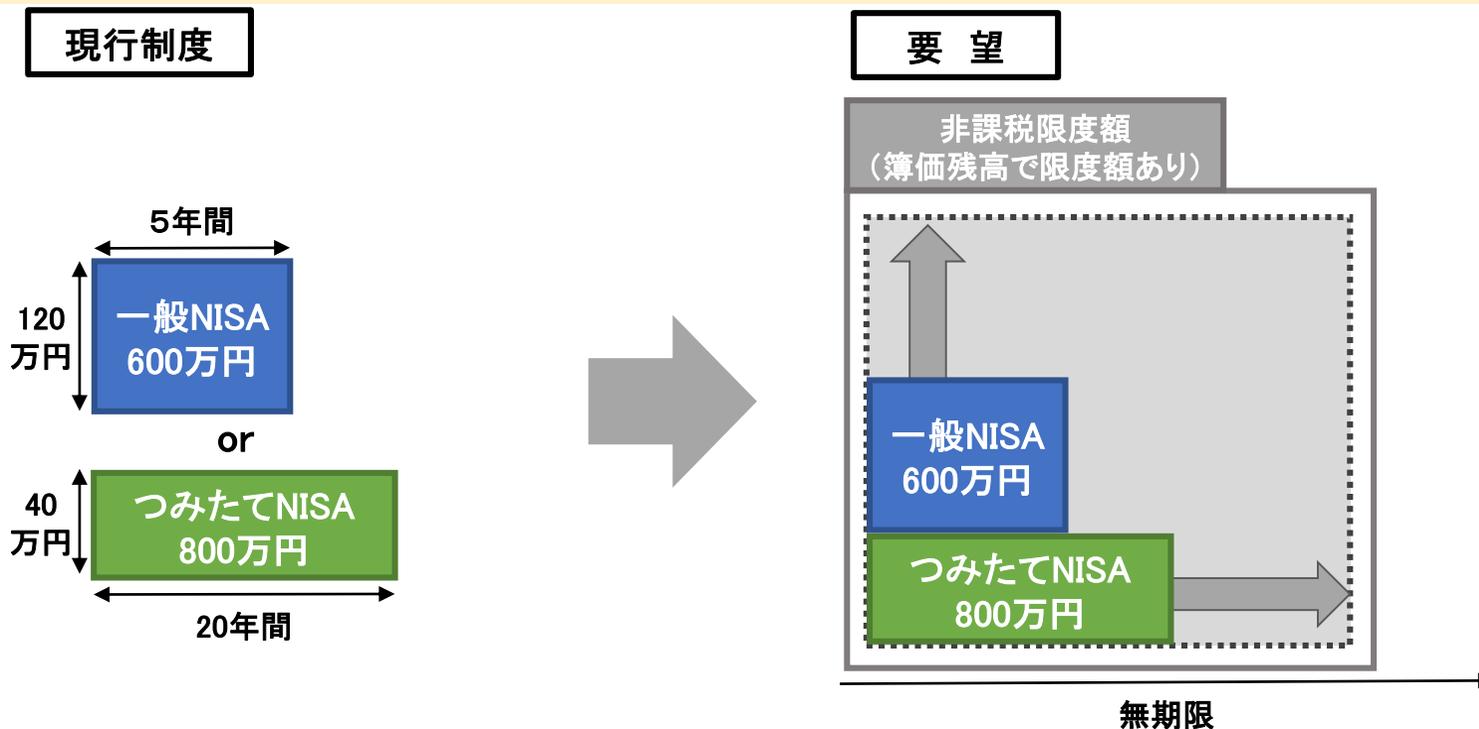
➡ 人生100年時代において、長期的な視点での資産形成を促すため、非課税保有期間を無期限化し、長期保有しやすい制度とすること。

- (注) 1. NISAのモデルとなった英国ISAは、非課税保有期間は導入時から無期限。
2. 無期限化された場合、スイッチングについても検討事項となり得る。

【要望】

制度全体で600万円又は800万円とされているNISAの非課税限度額を拡大(簿価残高に限度額を設定)すること

- 現行のNISA制度の非課税限度額は、一般NISAが600万円、つみたてNISAが800万円であるが、「貯蓄から投資」を推進し、資産所得を倍増させるには、非課税限度額の更なる拡大が必要ではないか。



非課税限度額を拡大し、更なる投資を促進すること。

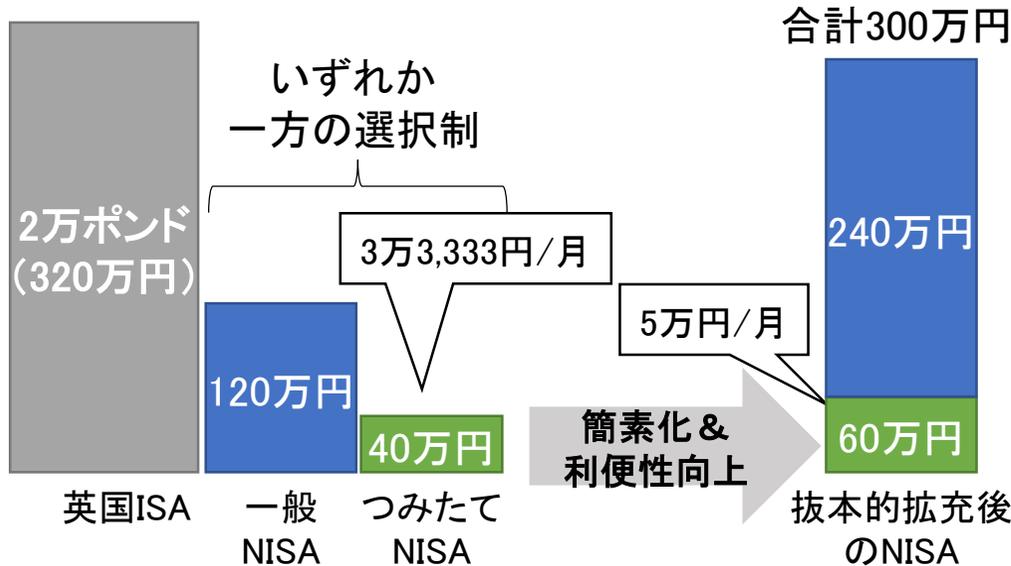
- ・非課税限度額に達するまで、NISA口座での新規買付けを可能とする。
- ・一人当たりの限度額は、簿価(買付価格)ベースで管理される。
- ・NISA口座で買い付けた有価証券は、売却しない限り、無期限での非課税保有も可能とする。
- ・一方、売却した場合には、その分だけ簿価ベースで枠が復活し、再度、新規買付けを可能とする。

【要望】

120万円又は40万円とされているNISAの年間投資枠を12か月で割り切れる金額に拡大(例えば、一般NISAは240万円、つみたてNISAは60万円、合計300万円)すること

- 現行、NISA制度の年間投資枠(年間拠出上限額)は、つみたてNISAが40万円、一般NISAが120万円となっている。しかし、NISAのモデルとなった英国ISAは2万ポンド(1ポンド=160円換算で320万円に相当)であり、ISAに比べれば規模が小さい。
- 定時定額の積立投資を行うためのつみたてNISAでは、年間投資枠(40万円)が12で割り切れないため、月毎に積立投資を行う際、使い勝手が悪いという意見もある。

◆ 英国ISAとNISAの年間拠出上限額の比較



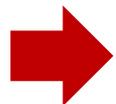
◆ 年間投資枠を12の倍数とすること

月毎に積立投資を行う場合
40万円÷12か月=3万3333.3...円となり
最大毎月3万3333円まで積み立て可能



毎月3万3333円ずつ12か月投資すると、
合計は39万9996円となり、
年間投資枠を使い切れない

(参考)平成27年度税制改正においては、毎月10万円ずつ定額で積み立てて投資することを想定し、枠を使い切りやすくする観点から、年間投資枠が100万円から120万円に引き上げられた。



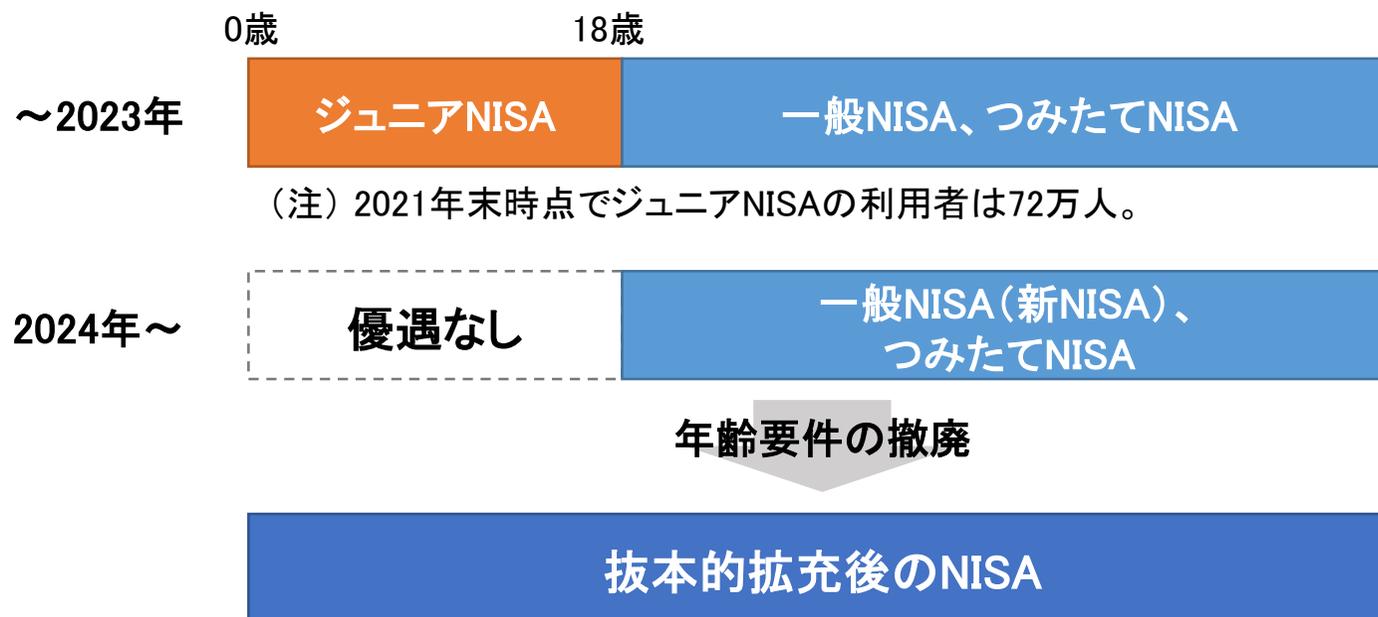
「貯蓄から投資」へのシフトを大胆・抜本的に推し進め、投資による資産所得倍増を実現する観点から、NISAの年間投資枠を12か月で割り切れる金額とするとともに、英国ISA並みに拡大すること。

【要望】

NISAの年齢要件を撤廃すること

- 現行のNISA制度の利用対象者は18歳以上の国内居住者に制限されている。
- また、2023年末をもってジュニアNISAの新規口座開設・新規買付ができなくなるため、次世代を担う若者の資産形成をサポートするための制度が存在しないこととなる。

◆ NISA制度と利用可能な年齢

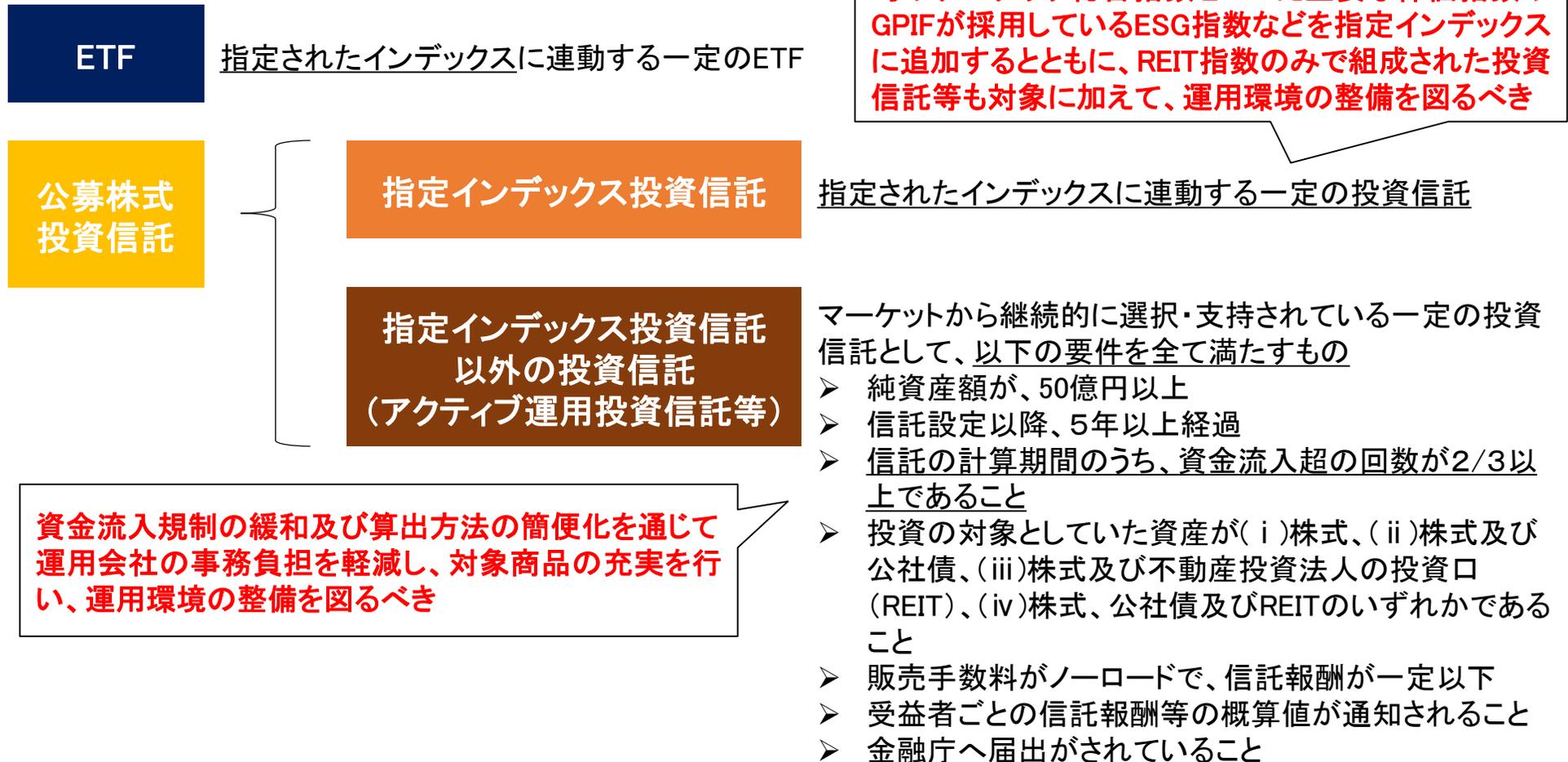


世代間の資産移転を促し、次世代を担う若者の資産形成をサポートする観点から、NISAの年齢要件を撤廃すること。

【要望】

つみたてNISAの投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託等に係る制限を緩和すること

◆ つみたてNISAの投資対象商品の概要



【参考】つみたてNISAの対象となる指数一覧

	株式	債券	不動産投信
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・TOPIX、日経225、JPX日経400 ・MSCI Japan Index ・FTSE Blossom Japan Index ・MSCIジャパンESG セレクト・リーダーズ 指数 ・MSCI日本株 女性活躍指数 ・S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数 	<ul style="list-style-type: none"> ・NOMURA-BPI総合 ・DBI総合 ・NOMURA-BPI国債 ・Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・東証REIT指数
	<p>【要望】 GPIFにも採用されているようなESG指数を加えてはどうか</p>		<p>【要望】 REIT指数のみで組成された投資信託等も対象に加えてはどうか</p>
全世界	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI ACWI Index ・FTSE Global All Cap Index ・S&P グローバル大中型株カーボン・エフィシエント指数 (除く日本) 	<ul style="list-style-type: none"> ・Citi-group World Government Bond Index ・Barclays Capital Global Treasury 	—
先進国	<ul style="list-style-type: none"> ・FTSE Developed Index ・FTSE Developed All Cap Index ・S&P 500 ・CRSP U.S. Total Market Index ・MSCI World Index ・MSCI World IMI Index ・Dow Jones Industrial Average ・NASDAQ Composite Index ・FTSE ALL-Share Index ・MSCI Europe Index ・FTSE Developed Europe All Cap Index ・Stoxx Europe 600 ・MSCI Pacific Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index ・Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index ・Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・S&P先進国REIT指数 ・S&P米国REIT指数 ・S&P欧州REIT指数 ・FTSE NAREIT エクイティREIT インデックス
	<p>【要望】 海外の主要な指数を加えてはどうか</p>		
新興国	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI Emerging Markets Index ・FTSE Emerging Index ・FTSE RAFI Emerging Index ・MSCI AC Asia pacific Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・JP Morgan GBI EM Global Diversified Index Plus ・JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus 	—

(注) 1. 各指数は、配当を含めるか否かの別、為替ヘッジの有無の別若しくは特定の一国を除外又は包含するか否かの別により、別個の指数を算出している場合における当該指数を含む。

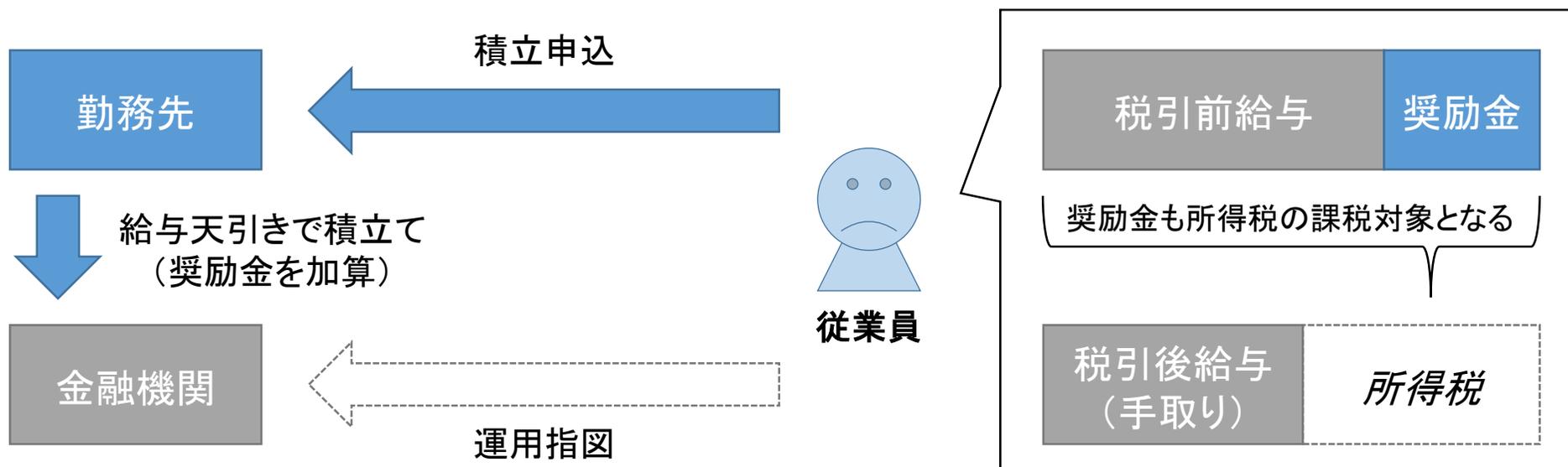
2. 太字は単独で組成可能な指数

【要望】

企業から支払われる職場つみたてNISAの奨励金を非課税とすること

- 職場を通じて行う、NISAを利用した資産形成(職場つみたてNISA)について、福利厚生制度として積立金に奨励金を付与する企業もあるが、現行では、この奨励金が給与所得とみなされて所得税の課税対象となるため、奨励金に対する課税額分、従業員の手取りが減ってしまう。

◆ 職場つみたてNISAに対する奨励金制度



➡ 企業の上場・非上場を問わず導入できる職場つみたてNISAの普及拡大のため、導入の障壁となっている奨励金への課税を非課税とすること。

(参考) NISA制度の抜本的拡充策(全体像)

現行制度

抜本的拡充策

	併用不可		一般NISA		
	①つみたてNISA (2018年～2042年)	(2023年以前)	いわゆる新NISA (2024年～2028年)		
		②一般NISA	③1階部分 (積立投資)	④2階部分 (自由)	⑤2階のみ利用
制度根拠法	なし(税法のみ)	なし(税法のみ)	なし(税法のみ)		
対象年齢	成年	成年	成年		
制度期限	2018～2042年	2014～2023年	2024～2028年		
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間		
利用条件	なし	なし	なし	過去6ヶ月以内に1階で買付あり	投資経験/NISA開設経験あり
年間投資枠	40万円	120万円	20万円	102万円	
非課税限度額	800万円	600万円	100万円	510万円	
対象商品	長期・積立・分散投資に適した一定の株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	つみたてNISAと同じ	一定の要件を満たす上場株式、ETF、REIT、株式投信	一定の要件を満たす上場株式
買付方法	積立投資のみ	制限なし	積立投資のみ	制限なし	
ロールオーバー(移管後の取得価額)	不可	可能(移管時の時価)	つみたてNISAに移管可能(取得時の価格)	不可(非課税保有期間終了時以外は可)	

併用可	
つみたてNISA (①+③を整理統合+拡充)	一般NISA (成長投資枠) (④+⑤を整理統合+拡充)
あり(NISA法)	
0歳～	
恒久	
無期限	
なし	なし
60万円	240万円
現行制度よりも拡大	
長期・積立・分散投資に適した一定の株式投信 (①+対象指数にESG指数等を追加)	一定の要件を満たす上場株式、ETF、REIT、株式投信 (④と同じ)
積立投資のみ	制限なし
なし(不要)	

(参考) 金融庁「令和5(2023)年度税制改正要望について」抜粋

◆ NISAの抜本的拡充【事項要望】

【要望のポイント】

簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度に

- 制度の**恒久化**
- 非課税保有期間の**無期限化**
- 年間投資枠を拡大し、**弾力的な積立**を可能に
- **非課税限度額の拡大**(簿価残高に限度額を設定)
- 安定的な資産形成を促進する観点から、長期・積立・分散投資による**つみたてNISAを基本**としつつ、**一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠(仮称)※」**を導入
 - ※ 非課税限度額の内枠として、①既に積み上げた資産(預貯金)によるキャッチアップ投資や、②企業の成長を応援するため、上場株式や一定の商品性を持った株式投信等への投資を可能とする
- **つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大**
 - ※ ジュニアNISAは、予定通り2023年末で新規買付終了

【現行NISA制度の概要】

	つみたてNISA	一般NISA※ ¹	ジュニアNISA
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間※ ²
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税限度額	800万円	600万円	400万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信
対象年齢	20歳※ ³ 以上	20歳※ ³ 以上	20歳※ ³ 未満

※¹ 令和2(2020)年度税制改正において、2階建ての「新しい一般NISA」に改正済(2024年1月施行予定)⇒今回刷新を要望
 ※² ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり
 ※³ 2023年以降は18歳

【要望案のイメージ】

つみたてNISA

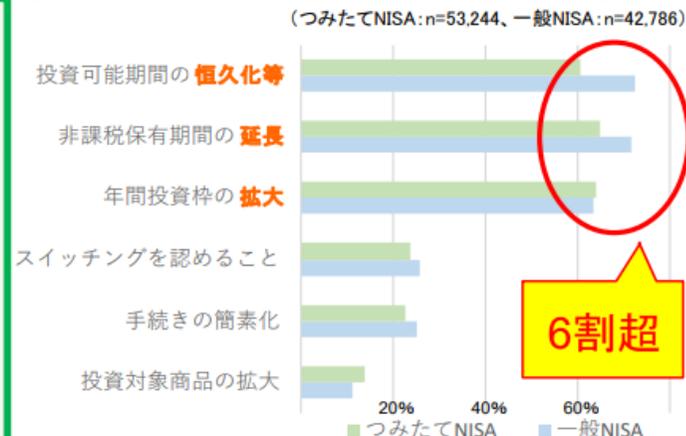
- ・年間投資枠(40万円)を**拡大**
- ・非課税限度額(800万円)を**拡大**
 (対象商品は、長期の積立・分散投資に適した株式投信)



成長投資枠(仮称)

- ・年間投資枠を**別途設定**
- ・非課税限度額を**内数として設定**
 (※対象商品は、上場株式や一定の商品性を持った株式投信等)

【参考:一般投資家がNISAに求めること】



【関連する制度等改善要望】

国家戦略として資産形成教育・相談機能を拡充すること

- 制度恒久化に併せてNISA法(仮称)を制定し、国民の資産形成の基本理念を定め、資産形成教育の推進を国・地方公共団体・事業者等の責務・努力義務とし、国家戦略としての基本方針を策定のうえ、財政措置を含む各種の施策を推進すること。
- 基本方針として、ライフプラン・マネープランを基にした「貯蓄も資産形成も国民皆つみたて」を目指すこと。
- 国は、NISA等(注1)を活用した資産形成教育・相談を実施する公的機関として、主として社会人向けの「日本版MaPS」(注2)を設置すること。

○NISA等を活用した資産形成教育に関する基本方針(国家戦略)の骨子

「貯蓄も資産形成も国民皆つみたて」を目指して、下記に限定して、全国民に啓発

(1) ライフプラン・マネープラン

① 極めて基本的な家計の人間ドック

- ◆ ライフイベント・収支の改善可能性(無駄な支出の洗い出し・公的助成・優遇措置適用の可能性)の検討
- ◆ 積立可能原資の確認
- ◆ 公的年金シミュレーター等の各種シミュレーターの活用
- ◆ 収支計画の作成

② 私的年金(iDeCoなど)や資産形成支援制度(NISAなど)の紹介・説明

(2) 貯蓄

- 日常生活に必要な資金や、急な出費のために必要な資金を、預貯金等の積み立てで確保

(3) 資産形成

① 長期・積立・分散投資の有効性

② 未来の自分のためにNISAや投資信託等を活用して、少額からの長期・積立・分散投資を始める

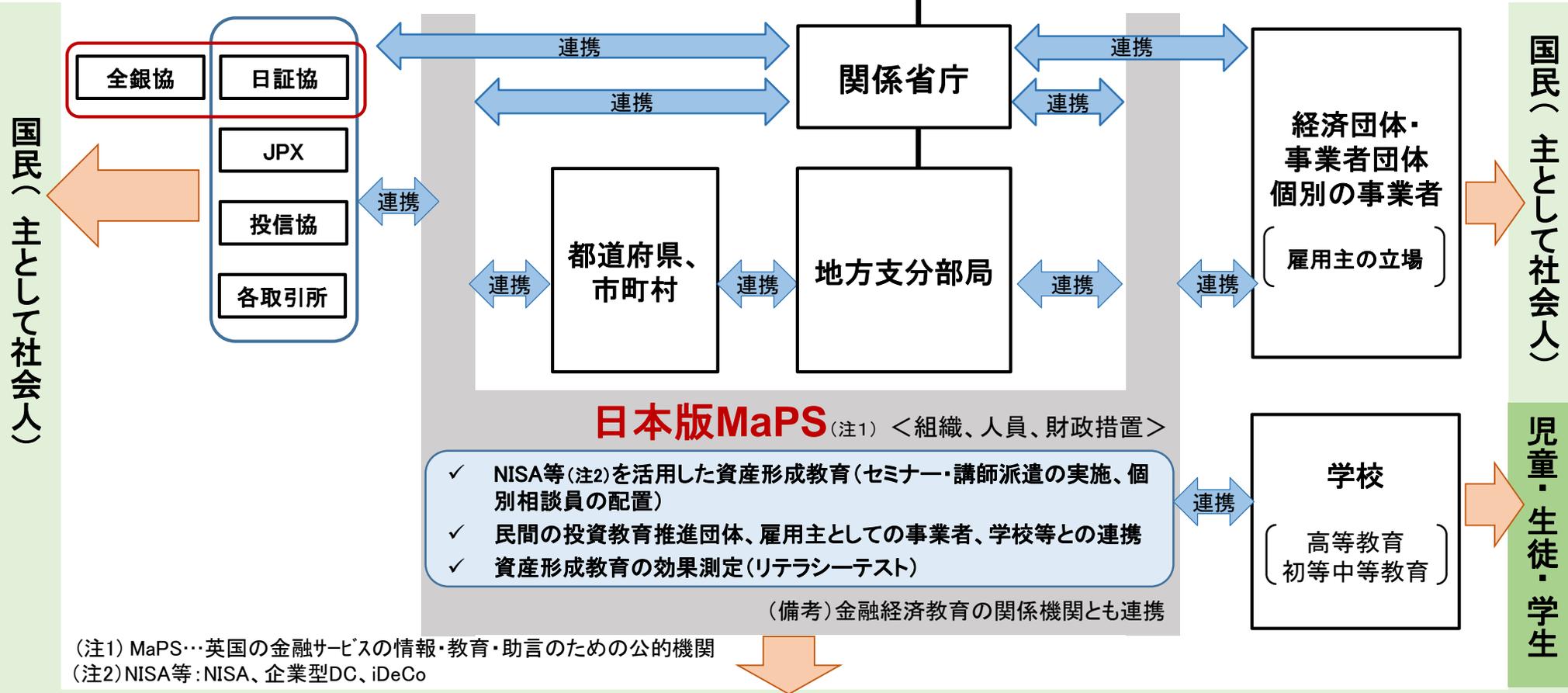
(注1) NISA等…NISA、企業型DC及びiDeCo (注2) MaPS…英国の金融サービスの情報・教育・助言のための公的機関(備考)内容は金融経済教育、証券投資教育のごく一部であり、基礎的な資産形成に必要な事項に限定している。

(参考)資産形成教育・相談機能を担う日本版MaPSの設置(イメージ)

国・地方公共団体等による「資産形成教育の推進に係る基本方針」(国家戦略)の策定及び実施

●●● 対策会議(閣僚クラス)

▲▲▲ 対策本部(長官、局長クラス)



- 日本版MaPS** (注1) <組織、人員、財政措置>
- ✓ NISA等(注2)を活用した資産形成教育(セミナー・講師派遣の実施、個別相談員の配置)
 - ✓ 民間の投資教育推進団体、雇用主としての事業者、学校等との連携
 - ✓ 資産形成教育の効果測定(リテラシーテスト)

(備考)金融経済教育の関係機関とも連携

(注1) MaPS…英国の金融サービスの情報・教育・助言のための公的機関
 (注2) NISA等: NISA、企業型DC、iDeCo

国民(主として社会人)

【関連する制度等改善要望】

給付型の資産形成支援措置を講じること(つみたてNISAや個人型確定拠出年金の利用者に対するマイナポイントの付与など)

- 英国では、ライフタイムISA(政府が拠出額の25%を上乗せ補助)という制度や、確定拠出年金制度におけるRelief at source方式(課税後所得からの加入者掛金の25%相当分を政府が上乗せ拠出)により、国民が自ら行う資産形成にインセンティブを与え、資産形成を積極的に後押ししている。
- 日本においても、国民(特に中間層)が、つみたてNISAや個人型確定拠出年金(iDeCo)を通じた安定的な資産形成に興味を持ち、取り組むきっかけとなるよう、政府による給付型の支援が必要ではないか。

◆ マイナポイントなどを活用した給付型の資産形成支援措置



「貯蓄から投資」へのシフトを大胆・抜本的に推し進め、投資による資産所得倍増を実現する観点から、つみたてNISAやiDeCoへの拠出額の一定割合(例えば、英国に倣って拠出額の25%)に相当するマイナポイントを付与するなど、資産形成のインセンティブとなる措置を講じること。

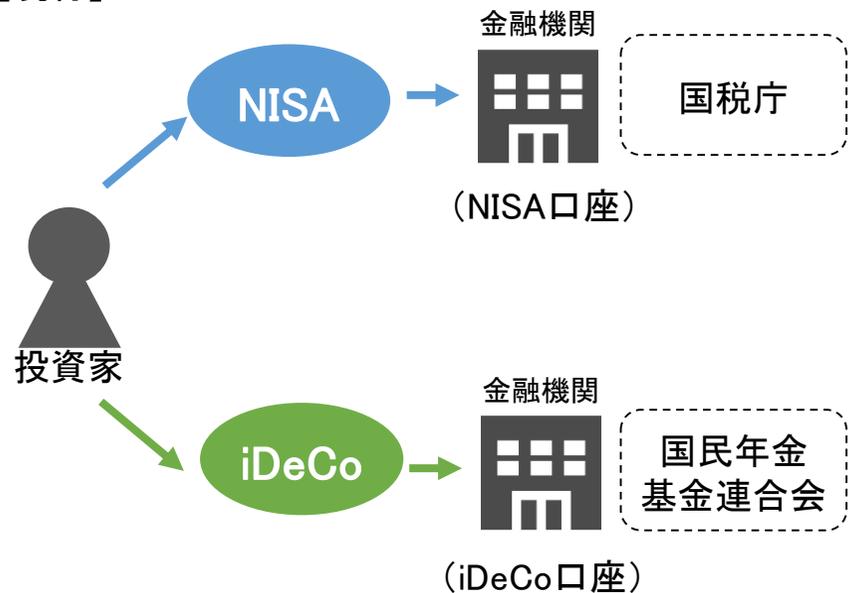
(注)英国ライフタイムISAの補助上限額は、年間1,000ポンド(1ポンド=160円換算で16万円に相当)。

【要望】

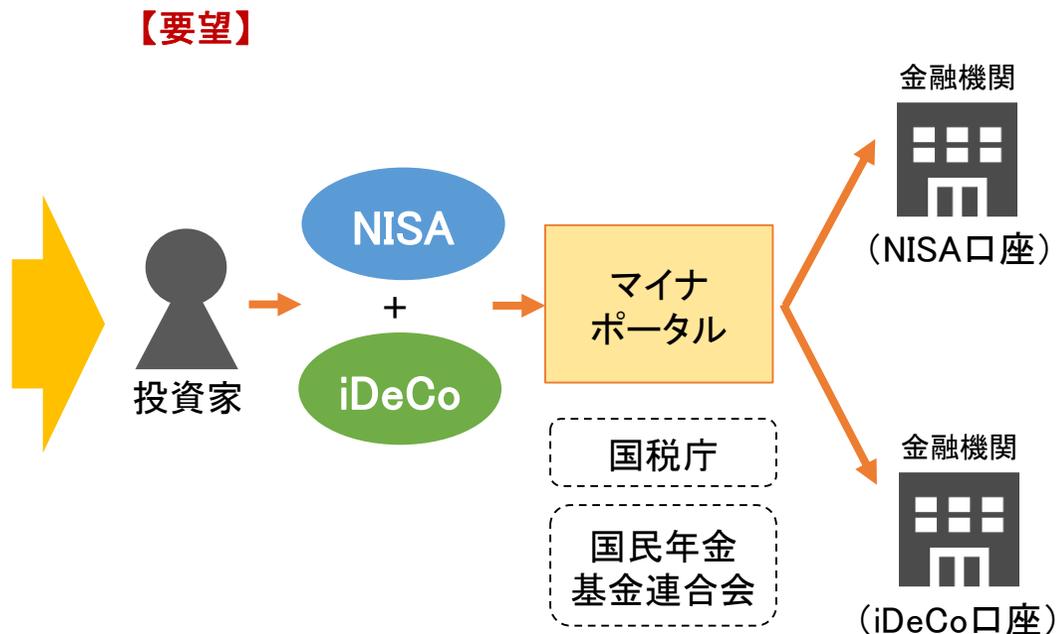
NISAと個人型確定拠出年金の口座開設手続について、マイナポータルを利用して一元化すること

- 現状では、NISA・iDeCoのそれぞれで口座開設が必要であり、一方しか口座開設をしていない投資家も存在。

【現行】



【要望】



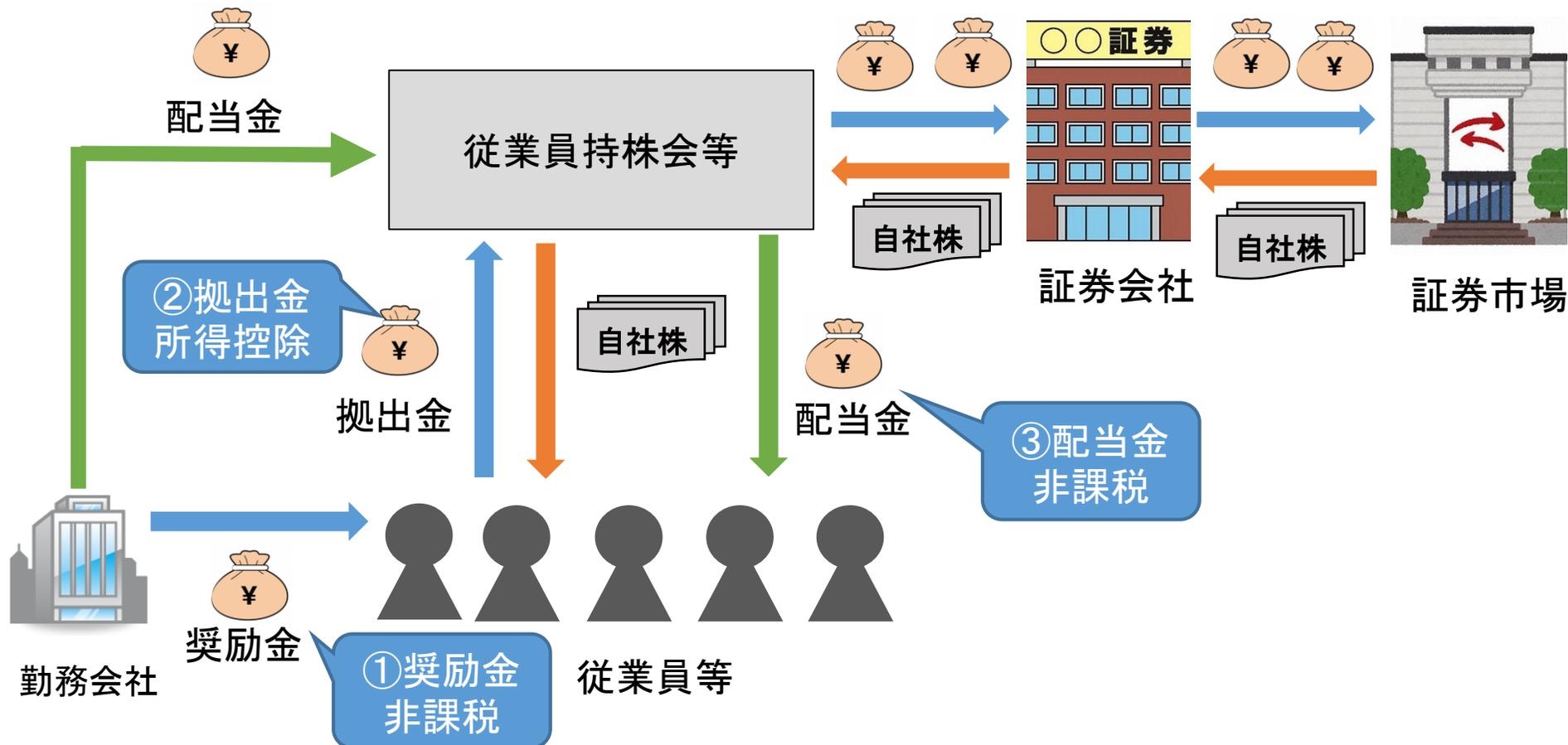
**➡ マイナポータルで口座開設手続を一元化することで、投資家の利便性を向上し、
口座開設を促進**

◆ 職域を通じた投資家の裾野の拡大を図るための税制措置

【要望】

- ① 企業から支払われる従業員持株会等の奨励金を非課税とすること
- ② 従業員持株会等への拠出金について、所得から控除可能とすること
- ③ 従業員持株会等で受け取る配当金を非課税とすること

➤ 職域を通じた投資家の裾野の拡大及び資本所有の分散を通じた格差拡大の防止を図るためには、従業員持株会等の利用促進が非常に重要であり、これらの利便性向上や普及促進策が期待される。



(参考)従業員等持株会の税制優遇に関する諸外国の事例



米国 Employee Stock Purchase Plan (ESPP)

一定のディスカウント価格で、従業員が自社株を取得することができる仕組み。

税優遇制度IRC423の条件(ディスカウント率15%以下等)を満たす適格ESPPの場合、買付日から1年以上かつ付与日(オファー期間開始)から2年超株式を保有すると、①課税のタイミングを売却時まで繰延べ、②売却時に優遇税率の適用、といった優遇が受けられる。適格ESPPについては、一加入者の年間買付額(オファー期間の初日の時価に基づき計算)は\$25,000以下とされている。



英国 Share Incentive Plan (SIP)

SIPを通じて取得した株式(以下の4パターン)について、5年以上保有した場合は、所得税・キャピタルゲイン税が非課税となる。

- Free Shares: 年間3,600ポンドまで従業員に自社株を無償交付。交付から3年以内に雇用契約が終了した場合は原則没収。
- Partnership Shares: 税引前給与で自社株を購入可能(給与の10%以下で最大年間1,800ポンドまで)。
- Matching Shares: 従業員が購入したPartnership Sharesに対し、追加で株式を付与(Partnership Share 1株に対して最大2株まで)。
- Dividend Shares: 上記プランで取得した株式から生じた配当金を用いて、自社株式に再投資する。

【要望】

資産形成に関する企業の取組みを促進する観点から、資産形成促進に関する費用の一定割合について、法人税の税額控除を可能とすること

- 高齢社会対策大綱(2018年2月閣議決定)において、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進することが盛り込まれたところ。
- しかしながら、企業による従業員の資産形成に関する取組みについては、いまだ道半ばであり、今後、企業の取組みを促進していくことが重要。

資産形成促進に関する費用

(例)

- ・企業が行う金融経済教育に関する費用
- ・企業型DCや中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の導入に関する費用
- ・企業型DC等の事業主掛金の増額分など

×

一定割合

(例)

- 大企業は3%
- 中小企業は5%



法人税から
税額控除

【高齢社会対策大綱(2018年2月閣議決定)】

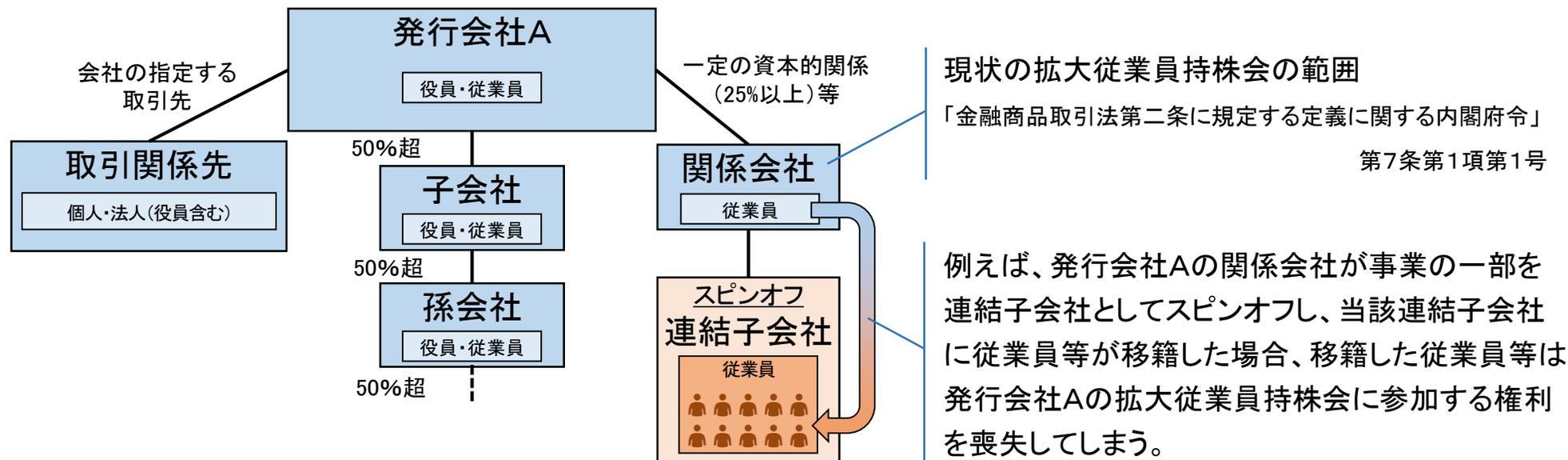
(略) つみたてNISA(少額投資非課税制度)等の普及や利用促進を図るとともに、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進する。

【関連する制度等改善要望】

拡大従業員持株会の対象範囲を拡大すること

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、スタートアップの創業促進と既存企業によるオープンイノベーションの促進を通じ、我が国の経済・社会システムをバージョンアップし、新たな付加価値を創造していくことが期待されている。
- 多様性やスピードに対応するためには、自前だけでなく他者の人材・技術・資本といった経営資源の活用が重要であり、事業形態の一層の多様化が見込まれるが、これに対応した従業員持株会等の改善が必要となる。

⇒職域を通じた投資家の裾野の拡大及び資本所有の分散を図るとともに、オープンイノベーションに対応するためにも、拡大従業員持株会の対象範囲を拡大すべきではないか。



◆ 確定拠出年金制度の拡充等

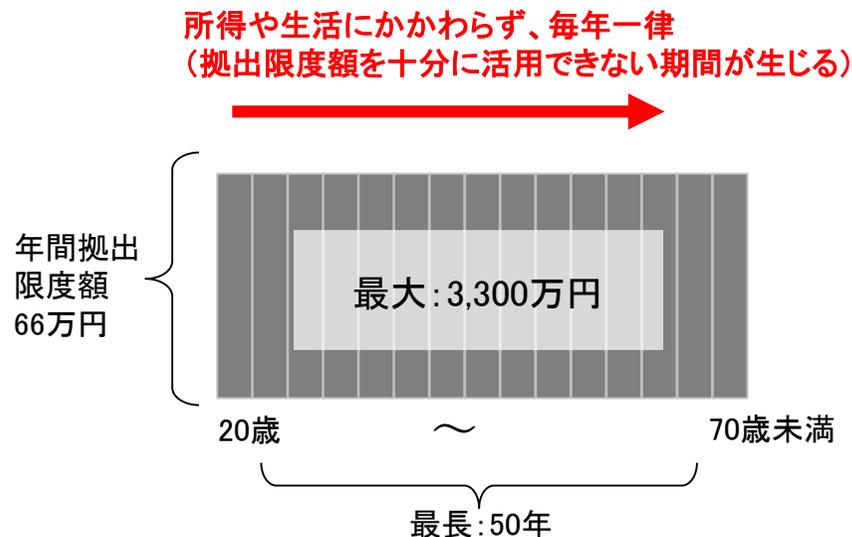
【要望】

生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入

- 現行の確定拠出年金(DC)制度は毎年一律の年間拠出限度額が定められている一方、個人ごとの所得は就労期間にわたって一律ではなく、変動する。
- ライフコースが多様化している現状も踏まえると、幅広い生き方・働き方を通じて個人の老後資産の形成を後押しすることで、個人ごとに「自助努力の機会の公平性」を保つことが可能となる。
- 現行制度では、生涯にわたり最大3,300万円(企業型年金加入者の場合)の拠出が可能となっていることを踏まえ、同等の生涯拠出枠の範囲内で、所得の低い期間に拠出を減らし、所得の高い期間に拠出を増やすことができれば、自助努力の機会を最大限に活用できる。

⇒ 所得の変動を前提とし、生涯拠出枠(現行制度上の拠出限度額を毎年活用した場合に相当する額)と、自由度の高い年間拠出枠(例えば生涯拠出枠の10分の1)の導入を検討してはどうか。

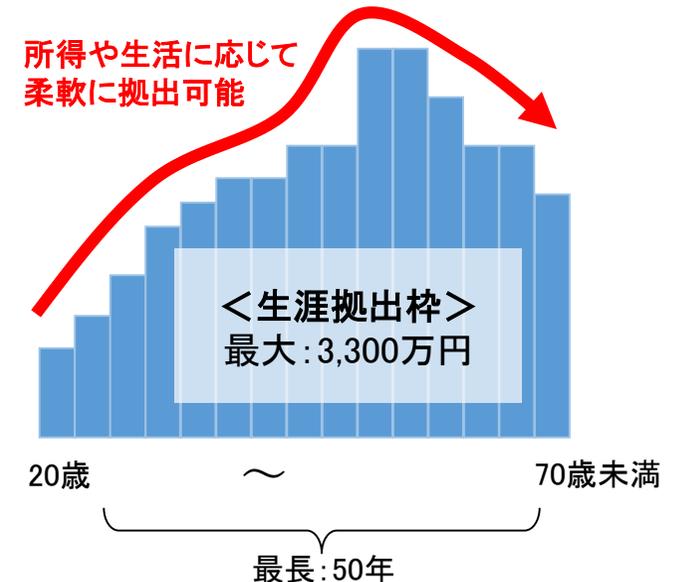
現行の拠出限度額(企業型年金加入者の場合)



自由度の高い
年間拠出枠
(たとえば、
生涯拠出枠の
10分の1まで)

所得変動が激しい
個人であっても、
十分な資産形成の
機会を享受できる
水準

生涯拠出枠、自由度の高い年間拠出枠



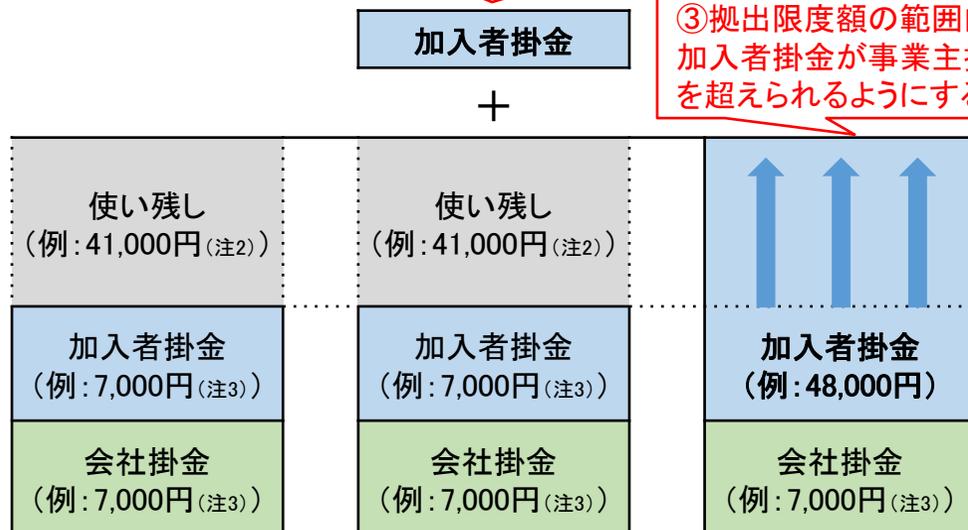
【要望】

退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること

- 米国では、401(k)プラン等において、50歳以上の加入者に対し、企業型については年6,500ドル^(注1)分、個人型については年1,000ドル^(注1)分の追加的な拠出枠(キャッチアップ拠出)が付与。
 - 日本は米国に比べてDC制度の加入者数が少なく、加入しても拠出限度額の水準が低いうえ、加入者掛金額が企業掛金額を超えられないという制約がある。
 - 2017年のiDeCoの加入可能範囲の拡大により実質的に追加の拠出枠が設けられたが、制度上の課題や就労状況の悪化等により拠出額が少額にとどまる加入者(特に団塊ジュニア世代)は退職後に向けた資産形成が不十分なおそれ。
- ⇒我が国においても、加入者の自助努力による十分な額の老後資金の確保を促すため、一定年齢以上の加入者に対して、拠出限度額に加えて一定額の追加拠出(キャッチアップ拠出)枠を設ける必要があるのではないか。**

企業型DC

【現状】



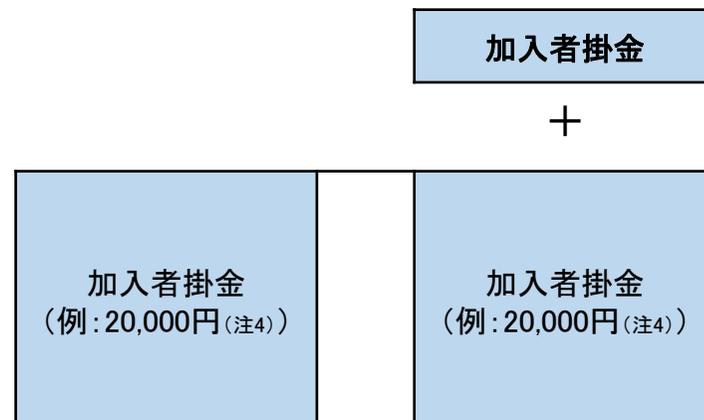
【要望】

- ①一定額の追加の拠出枠を設定
- ②過去の未使用分に応じて個別に追加の拠出枠を設定

③拠出限度額の範囲内で加入者掛金が事業主拠出を超えられるようにする

iDeCo

【現状】



【要望】

- ①一定額の追加の拠出枠を設定
- ②過去の未使用分に応じて個別に追加の拠出枠を設定

(注)1. 2022年時点。

2. 当該企業型確定拠出年金制度以外の企業型年金制度に加入していない者を前提。

(注)3. 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2021年3月末)」の「1人あたり掛金額」を参考に設定。

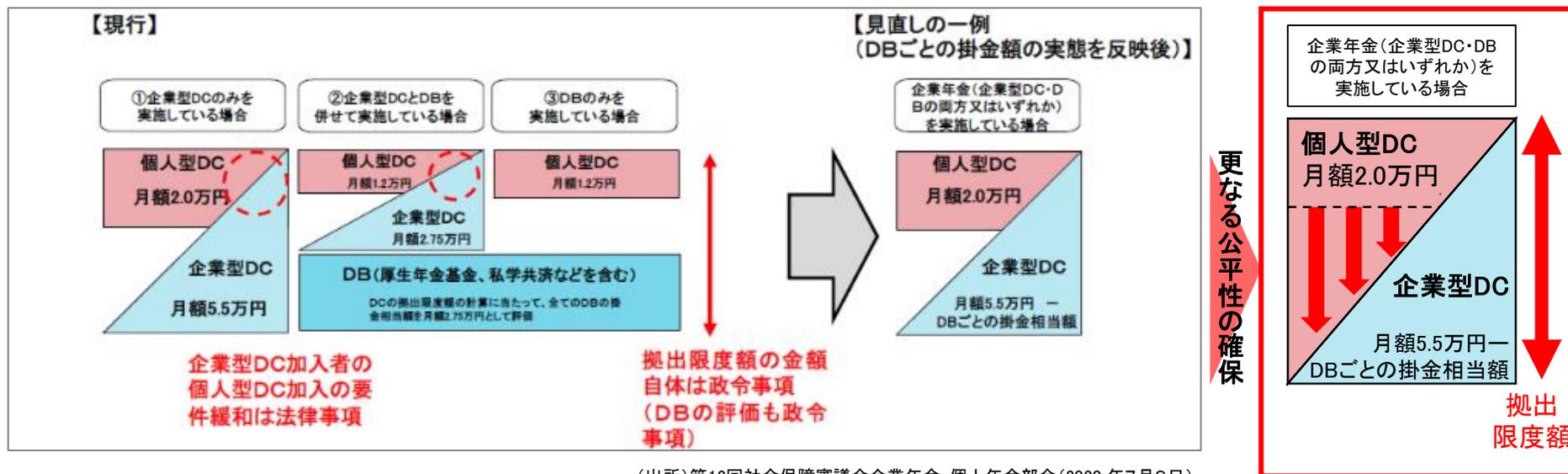
4. 企業型確定拠出年金制度以外の企業型年金制度に加入しておらず、拠出限度額まで掛金を拠出している前提。

【要望】

拠出限度額の引上げ

- 確定拠出年金の拠出限度額はこれまでも見直しが見込まれており、2024年12月には、企業年金加入者のiDeCo拠出限度額が2万円に統一されるとともに、確定給付年金(DB)等の他制度掛金相当額を反映した限度額への改正が予定されている。
- 一方で、高齢期における給付水準を確保する観点からは、企業年金の拠出水準が低い場合も含め、iDeCoの拠出を活用することが重要であり、自助努力に対する支援の更なる公平性の確保に向けた見直しが期待される。
- 同時に、企業年金制度全体での拠出限度額の分かりやすさを確保する方策も重要である。

**⇒企業型DC(マッチング拠出)、DB、iDeCoの制度をトータルに考えて、拠出限度額を引き上げる。
例えば、更なる公平性確保のため、拠出限度額から事業主掛金額(企業型DC・DB)を
差し引いた金額をiDeCo拠出可能額としてはどうか。**



(出所)第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2020年7月9日)

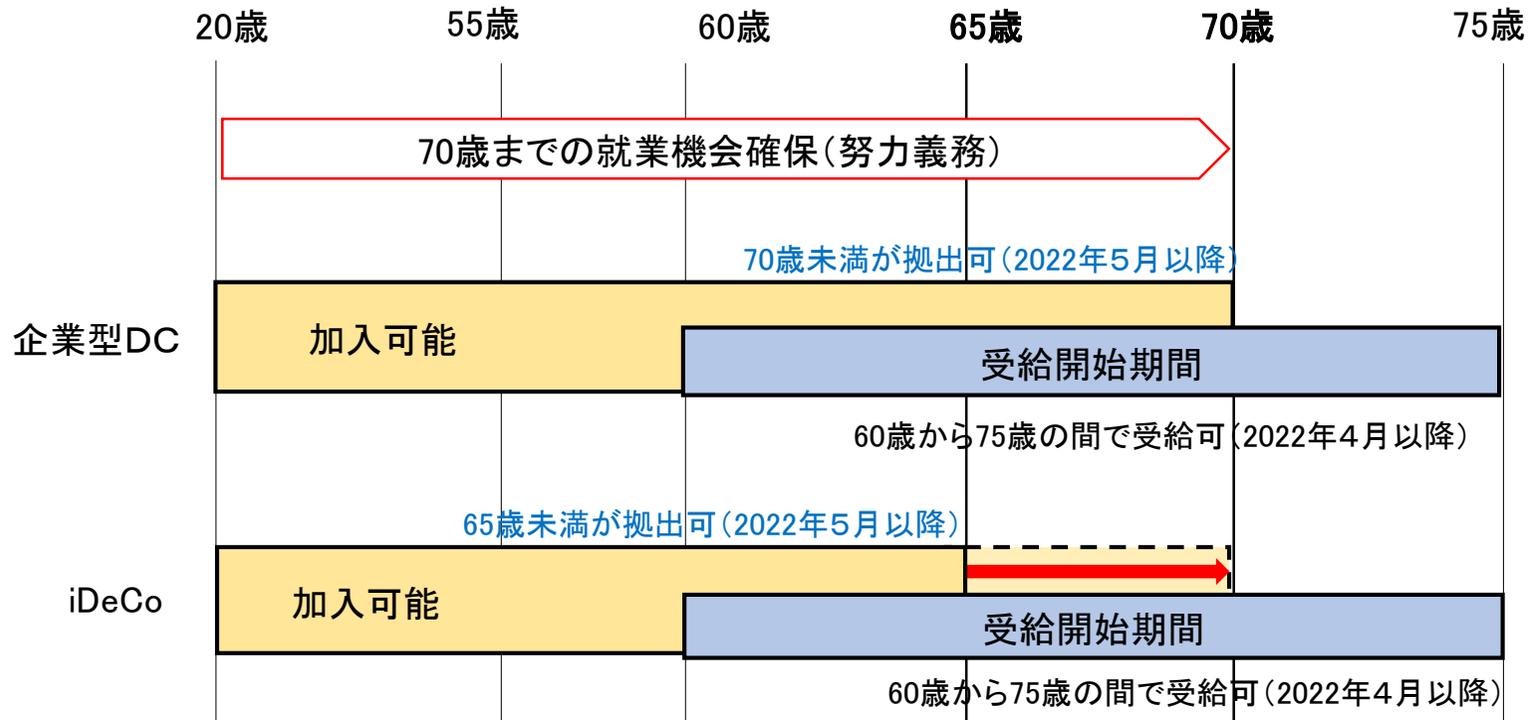
- ✓ 2024年12月に変更が予定されている限度額の見直しを実施されるうえで、企業型DC・DBの掛金に変更となる場合(企業年金制度の変更、昇降格、転職等)、iDeCoの掛金限度が変更となるため、年1回の掛金額変更の制限を廃止すべき

【要望】

高年齢者就業確保措置等を踏まえた環境整備
(個人型確定拠出年金の加入可能年齢を65歳から70歳へ)

- 現行(2022年5月以降)、加入可能年齢は企業型DCが70歳未満、iDeCoが65歳未満。
- 改正高年齢者雇用安定法により、70歳までの就業確保措置が努力義務とされた。

⇒ 今後、高年齢者の勤労意欲と、高年齢者の豊富な経験、卓越した技術、優れた知見の活用ニーズを結びつける制度的対応として、加入可能年齢の拡大を検討すべきではないか。



(注)2022年改正による企業型DCの加入可能年齢(70歳未満まで)及び受給開始年齢(75歳まで)の引上げは、労使合意による規約の変更が必要。
また、受給期間は5年以上20年以下の範囲で規約において規定。

【要望】

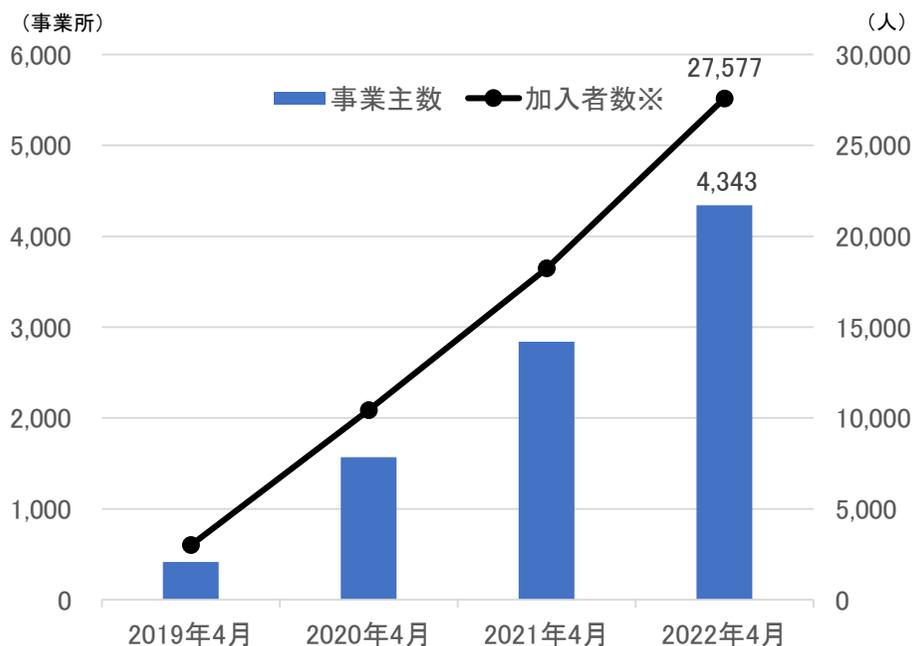
中小事業主掛金納付制度の対象企業の要件を緩和すること

➤ 2018年5月の制度開始以降、iDeCo+の実施企業は順調に増加しており、また、2020年10月からは従業員300人以下の企業まで対象が拡大されたことにより実施企業数は一層の増加を見せているが、従業員300人以上であっても退職給付制度がない企業は一定数存在している。

⇒退職給付制度のない企業に勤める従業員の老後の資産確保は喫緊の課題であり、iDeCo等を通じた自助努力だけでは老後の備えが不十分な可能性が高い。

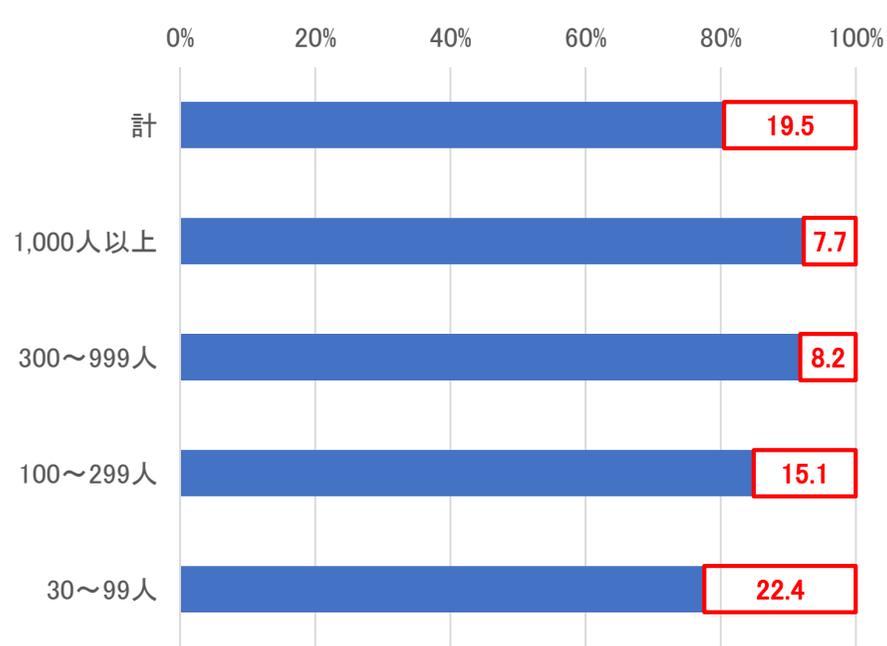
⇒退職給付制度の導入は困難だが、従業員の支援は行いたいと考える企業が広く制度の対象となるよう、**中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業に係る従業員規模の要件を緩和するべき。**

【iDeCo+の導入状況】



※iDeCo+申請時における加入予定者を計上

【従業員規模別の退職給付制度実施状況(2018年)】



■退職給付(一時金又は年金)制度がある □退職給付制度がない

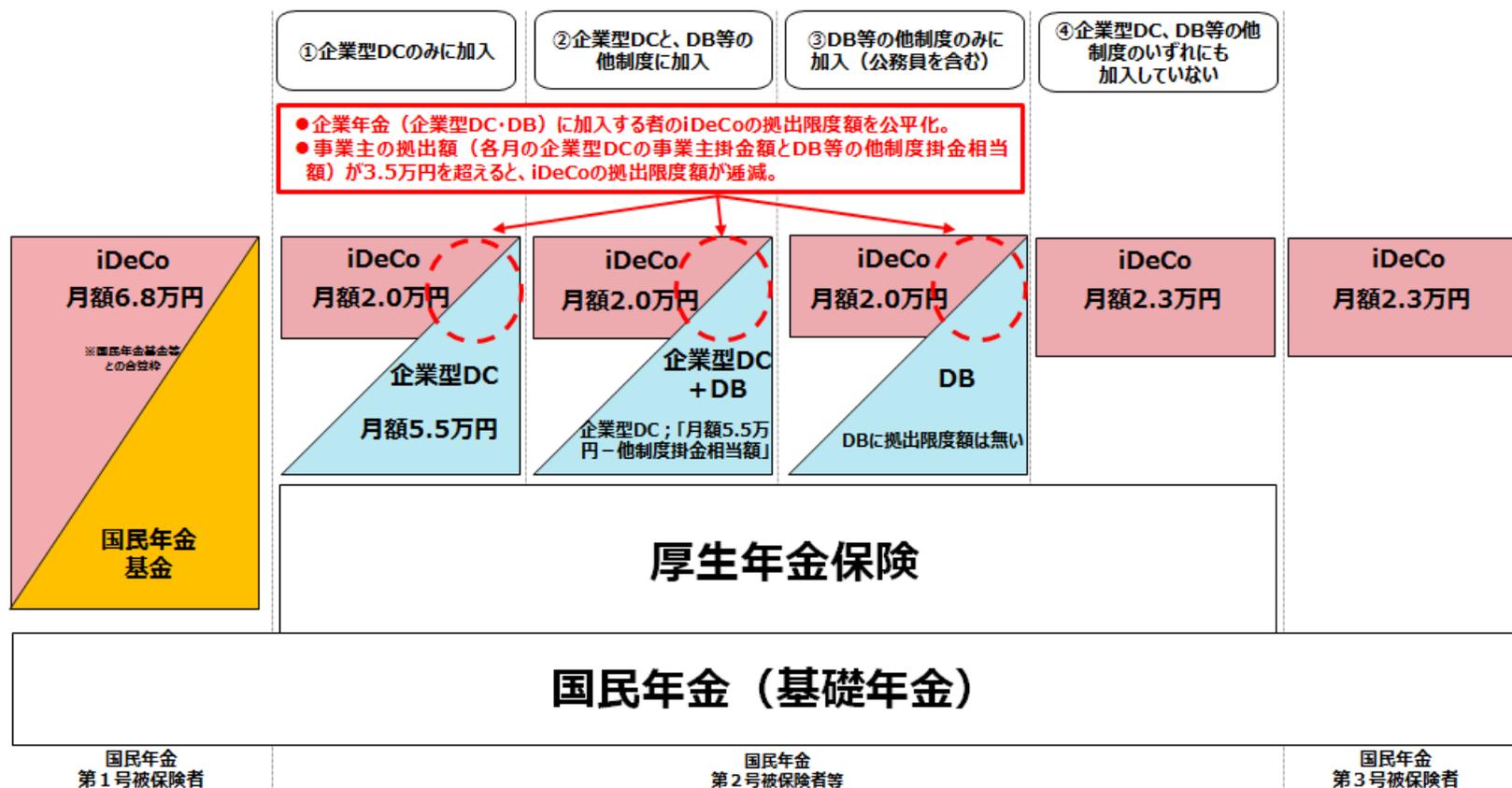
【関連する制度等改善要望】

確定拠出年金への拠出可能額をねんきん定期便等に見える化

- DCへの拠出可能額は他制度加入状況や事業主の拠出額（企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額）による。

⇒ 国民にDCへの加入や拠出を促すため、各自のDCへの拠出可能額をねんきん定期便等に明示し、見える化してはどうか。

DC拠出可能額(2024年12月以降)



- ✓ 企業型DC・DB及びiDeCoの拠出額等の情報を一元管理し、その情報を加入者、事業主、受託関連機関等が利用できる仕組みの構築を前提とすべき

【～2022年9月】



【2022年10月～】



【イメージ】



【関連する制度等改善要望】

確定拠出年金への自動加入・オプトアウトの仕組み

- 日本では、厚生年金被保険者のうち、約2,350万人が企業年金に未加入。
- オーストラリアでは被用者はスーパーアニュエーションに強制加入し、企業に給与の10%の拠出(2025年までに12%まで引き上げ)が義務化され、投資信託等で運用されている。
- 英国では、原則全ての企業に企業年金の実施を強制し、企業に給与の3%相当以上の拠出(従業員拠出・税控除分と合わせ8%以上の拠出)が義務化されている(従業員の任意脱退は可能)。中小企業向けに用意されたNEST(簡易な確定拠出年金制度)では、自動的にターゲットイヤーファンドが買い付けられる(運用商品は変更可能)。

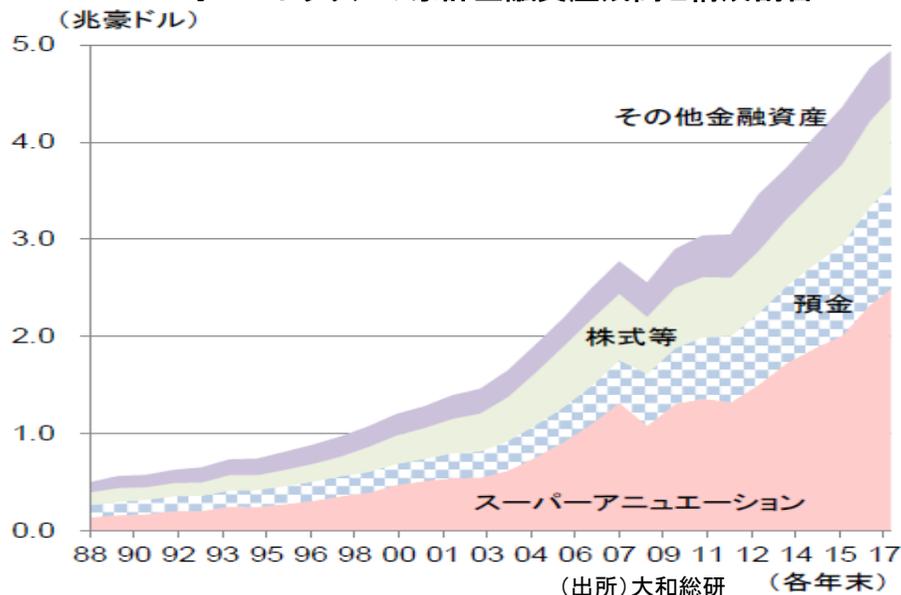
⇒日本には厚生年金加入者の約半数に企業年金がなく、英国やオーストラリアを参考に、確定拠出年金への自動加入の仕組みを導入することで、より多くの労働者が老後に向け「資産所得」を得る制度整備を検討してはどうか。なお、自動加入を希望しない場合には加入しないことを選択(オプトアウト)できるようにすることも考えられる。

(案1)他の企業年金制度を実施していない企業に確定拠出年金の導入を義務付け

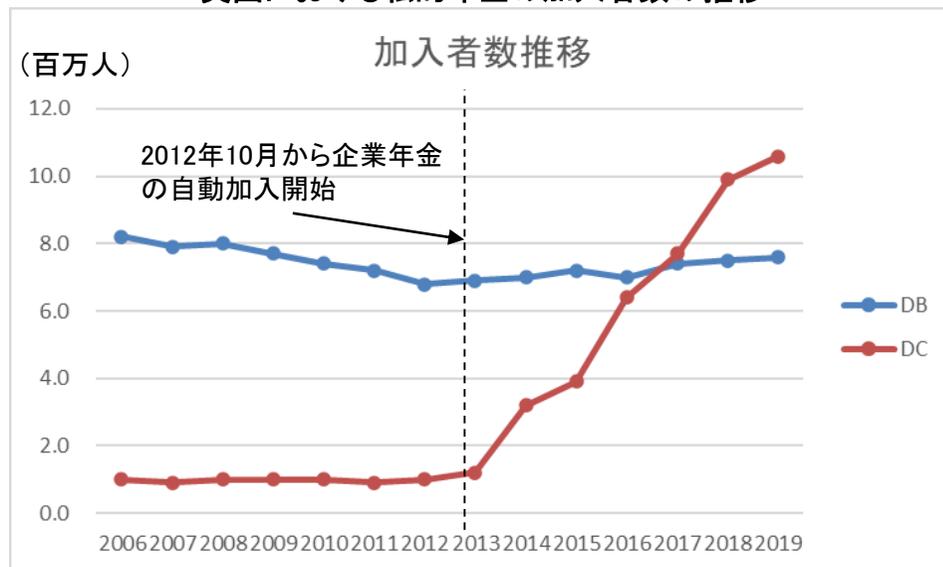
(案2)新たな確定拠出年金導入企業や拠出を増加させた企業に税制インセンティブを付与

確定拠出年金への自動加入の仕組みを導入したオーストラリア及び英国の動向について

オーストラリアの家計金融資産残高と構成割合



英国における私的年金の加入者数の推移



【関連する制度等改善要望】

個人型確定拠出年金の加入拡大に向けた事務手続の簡素化

- iDeCoは金融商品としては小口の取引であり、それに比して煩雑な事務手続が、その普及のハードルになっている。国民に老後へ備えるための手段が広く平等に普及するためには、iDeCoにおける事務手続を簡素にする必要がある。

⇒ マイナンバーを活用することにより、iDeCoにおける事務手続を簡素化する方策も検討してはどうか。

【具体的なスキーム案: 日本年金機構におけるマイナンバーの利用を参考】

- ① 国基連等において基礎年金番号とマイナンバーを紐づけて管理等を行う
- ② 加入の申込みにマイナンバーを利用する(金融機関が別に管理しているものも利用可能)
- ③ 国基連等がJ-LISの本人確認情報を利用することにより、加入者による住所変更の手続等を不要にする

国民年金基金連合会 御中 届書コード 01011 事務処理センター用

個人型年金加入申出書 1枚目

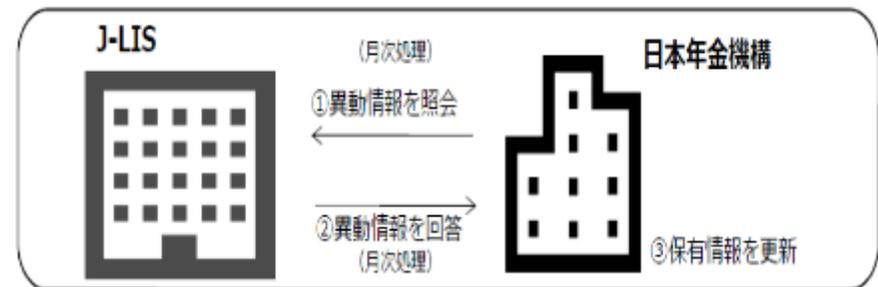
●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはし点をご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の両面赤字に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。

1. 申出者 全ての加入申出者をご記入ください。 ▼加入者自ら書入る項目

フリガナ	ネンキン イチロウ	基礎年金番号	1234-567890
氏名	年金 一郎	生年月日	平成 4/9 1006 性別 男
住所	〒123-4567 東京都〇〇区△△1-23-45	連絡先電話番号	(12) 3456-7890

※ 記載ミスや分からないことが多い基礎年金番号から、マイナンバーの利用へ

日本年金機構で保有する情報の更新イメージ



(出所) 日本年金機構HPより引用

【関連する制度等改善要望】

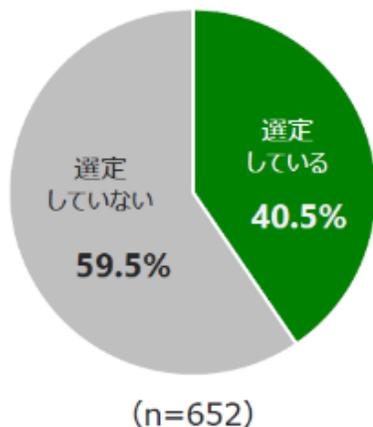
指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し

- OECD諸国のDC制度では、行動経済学の知見も踏まえ、元本確保型でないデフォルト商品の活用が定着。
- 我が国でも、2016年改正において、①運用商品について元本確保型の提供義務を廃止するとともに、②指定運用方法の設定を行うこととされた。
- しかしながら、国会の審議やその後の関係者の強い意向から、2017年に公表された社会保障審議会・企業年金部会・確定拠出年金の運用に関する専門委員会の報告書では、OECD諸国のデフォルト商品の仕組みとはほど遠い内容にとどまった。(どのような商品が指定運用方法として適格とされるかの方向性は示されず、企業の労使と運営管理機関が十分に検討の上で選定することとされた。)
- 2019年12月の社会保障審議会・企業年金個人年金部会における議論の整理では、「指定運用方法の設定などについて、施行後の実態を把握した上で、改めて議論すべきである」とされている。

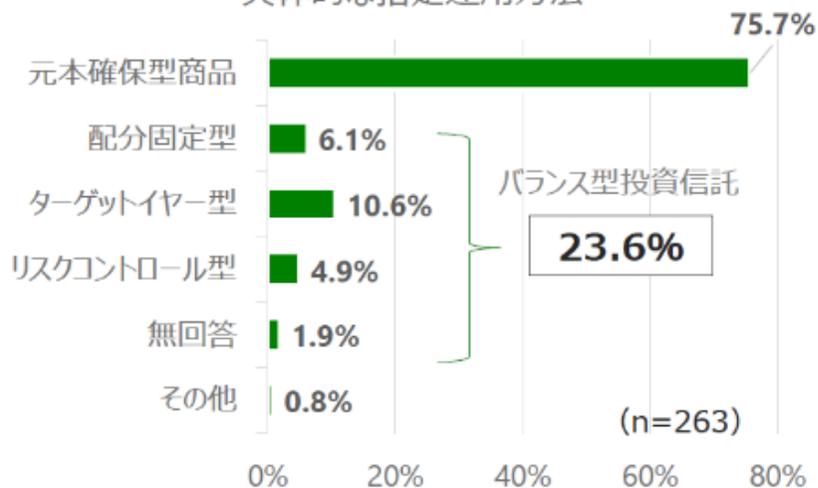
⇒ **2020年度末時点で、指定運用方法の多く(75.7%)は預金等の元本確保型商品となっている。**

⇒ **資産所得倍増プランの策定にあたり、指定運用方法の活用等についての検証・見直しが重要ではないか。**

指定運用方法の選定状況



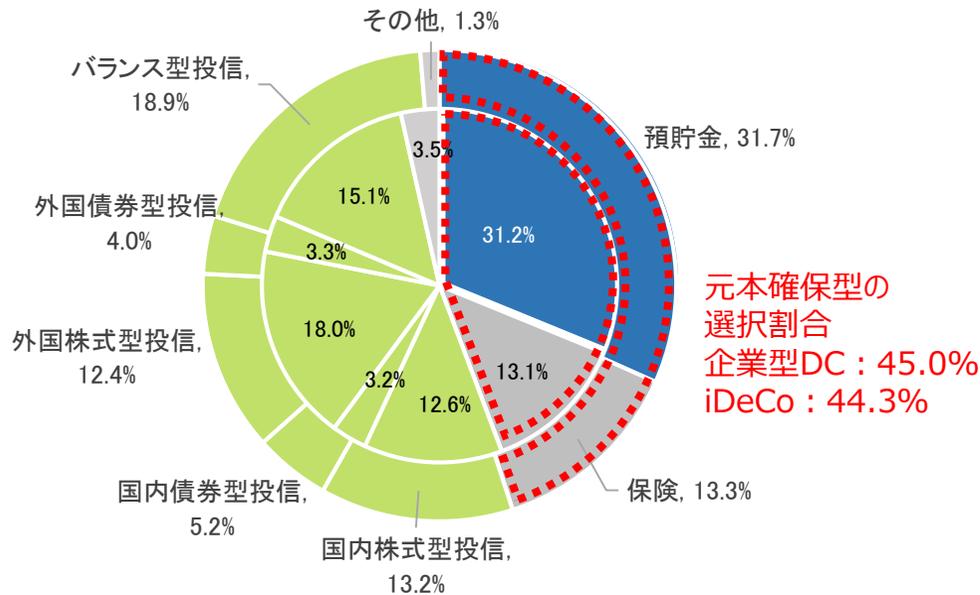
具体的な指定運用方法



- 確定拠出年金の商品選択では、元本確保型商品の選択割合が企業型DCで45.0%、iDeCoで44.3%であり、米国401(k)プランと比較しても大幅に高い。
- そのため、DC加入者において経済成長の果実の取り込みが不十分となるおそれ。

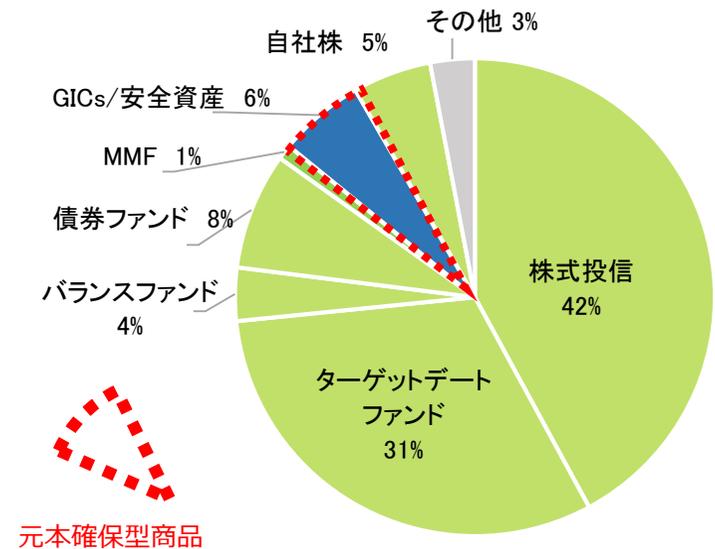
⇒ **指定運用方法として、長期的な資産形成に適した仕組み(「長期・積立・分散」)の活用が重要**

我が国における企業型DC(外円)/iDeCo(内円)の運用(2021年3月)



(出所)運営管理機関連絡協議会統計資料

米国 401(k)プラン加入者の資産配分 (2019年末)



(出所)EBRI Issue Brief Institute May 3, 2022

- 米国では、年金保護法(2006年)により、従業員の「自動加入」及び「拠出額の自動引上げ」導入による“選択できない”加入者の受け皿を整備するとともに、労働省規則(2007年)により、分散投資効果が期待でき長期的なリスク・リターンに適した「適格デフォルト商品(QDIA)」の要件が明記された。
- 当時、デフォルト商品としてターゲットデートファンド等を設定した場合に事業主が元本割れの責任を問われる問題があったことから、労働省規則では、一定要件を満たした「適格デフォルト商品(QDIA)」を選択した事業主は、加入者が損失を被った場合においても免責される措置(セーフハーバー)が盛り込まれた。

⇒ 我が国の指定運用方法は、未指図の者に適用され指図したとみなす仕組みであるが、長期的な資産形成に適した商品の提供につながるような運用の改善、事業主のセーフハーバールールの一層の明確化を図ってはどうか。

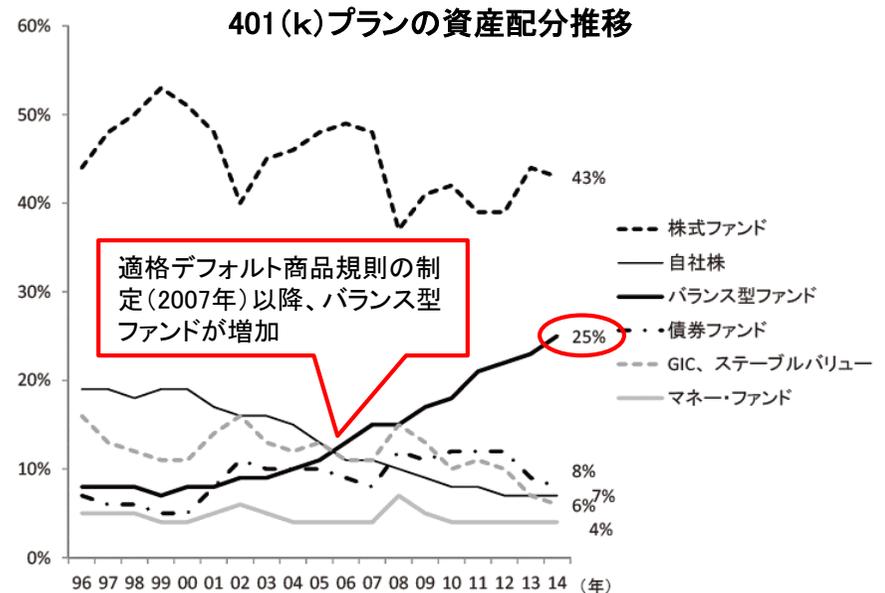
◆ 労働省による「適格デフォルト商品(QDIA)」要件定義

商品タイプ	商品例
①加入者の年齢及び退職日を考慮した投資商品の組み合わせ	・ターゲットデートファンド ・ライフサイクルファンド
②加入者の年齢及び退職日を考慮して既存の資産配分を管理する商品	・(専門的)マネージドアカウント
③従業員の平均的な特徴を考慮した商品の組み合わせ	・バランス型ファンド
④元本維持商品 (A cash preservation product)	・ステーブルバリューファンド

(注)最初の120日限定

アメリカ労働省が元本確保型商品を制限した理由

- ・長期的な観点からすればリターンが低い
- ・元本確保型商品から他商品選定のトレンドを阻害したくない
- ・元本確保型商品に政府のお墨付きを与えたくない



(注) 1. ターゲット・デート・ファンドはバランス型ファンドに含まれる。

2. GIC=元本・利回り保証契約型の保険商品。

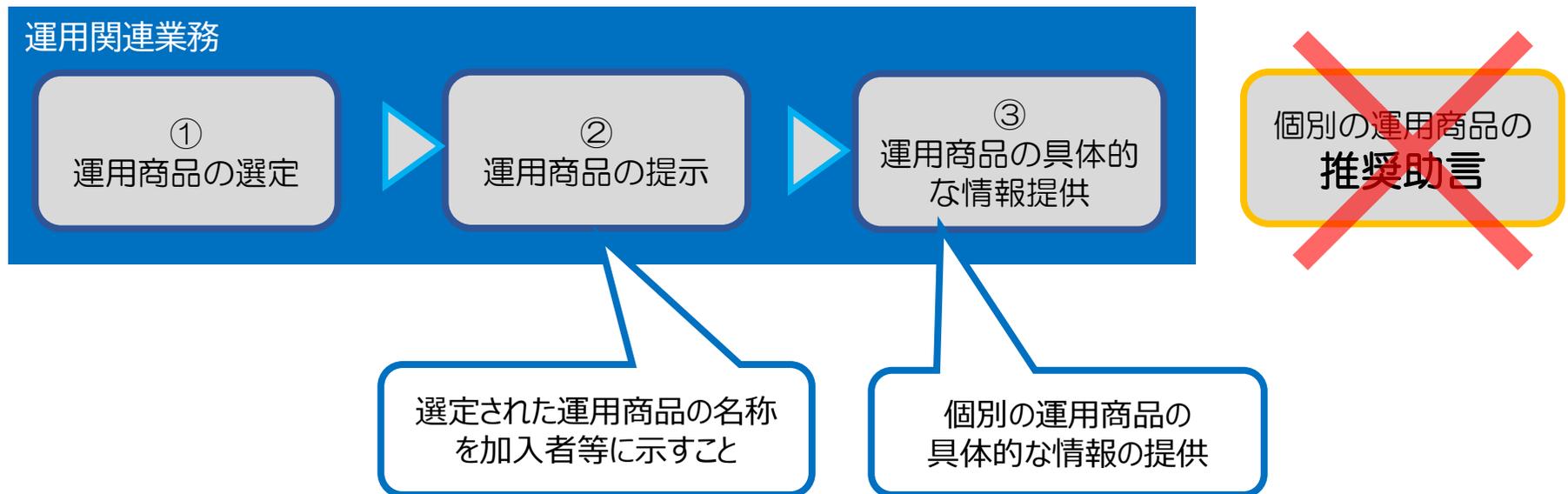
(出所) ICIより野村資本市場研究所作成

【関連する制度等改善要望】

運営管理機関による加入者への個別の投資アドバイスを可能とすること

- 企業型DC、iDeCoとも2021年3月末において「預貯金」の割合が未だ多い。
- 金融事業者は、「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、顧客の意向、ライフプランを踏まえた金融商品・サービスの提案を行うことが求められている。
- 他方、運営管理機関は、DC運用商品の提示と情報提供を行うことは可能であるが、個別の運用商品について具体的なアドバイス(推奨助言)を行うことが禁止されている。

⇒老後の資産形成の観点からは、DC資産を含む包括的なファイナンシャルプランの策定を支援することが重要であり、そのためには、運営管理機関による個別の投資アドバイスがしやすくなるよう、検討を進めていくことも考えられるのではないか。



【関連する制度等改善要望】

資産の取崩しと運用を両立するための投資教育、制度整備等を行うこと

- 老齢給付金の受給方法については、「年金」として受け取った場合には雑所得（公的年金等控除の対象）となり、「一時金」として受け取った場合には退職所得（退職所得控除の対象）となることから、税負担軽減のため、企業型DC、iDeCoとも、老齢給付金を「年金」よりも「一時金」として受け取る者が多い。
- 「一時金」として受け取った給付金について、老後資産の有効活用の観点からは、現預金として保有して取り崩すだけでなく、資産運用を継続しながら取り崩すことで、資産寿命を長期化することにつながる。
⇒ 資産の取崩しと運用の継続の重要性が認識されるよう、老齢給付金として受け取った給付金を一般NISAなどの投資支援制度を利用しながら運用し、又は「年金」として受け取りながら資産運用を継続することの重要性を周知するような投資教育の仕組みを検討してはどうか。
- また、有価証券を売却して配当所得等を失わないよう、給付金を受給するのではなく、個人別管理資産を有価証券のまま引き出し、例えば、一般NISAなどの投資支援制度を利用して資産運用を継続することも有効である。
⇒ 退職所得控除といった税務上の所得控除の適用を受けつつ、個人別管理資産を有価証券のまま引き出すことを認め、証券会社等において資産運用を継続しながら取り崩せるようにしてはどうか。

老齢給付金の受給方法ごとの件数(2021年度)

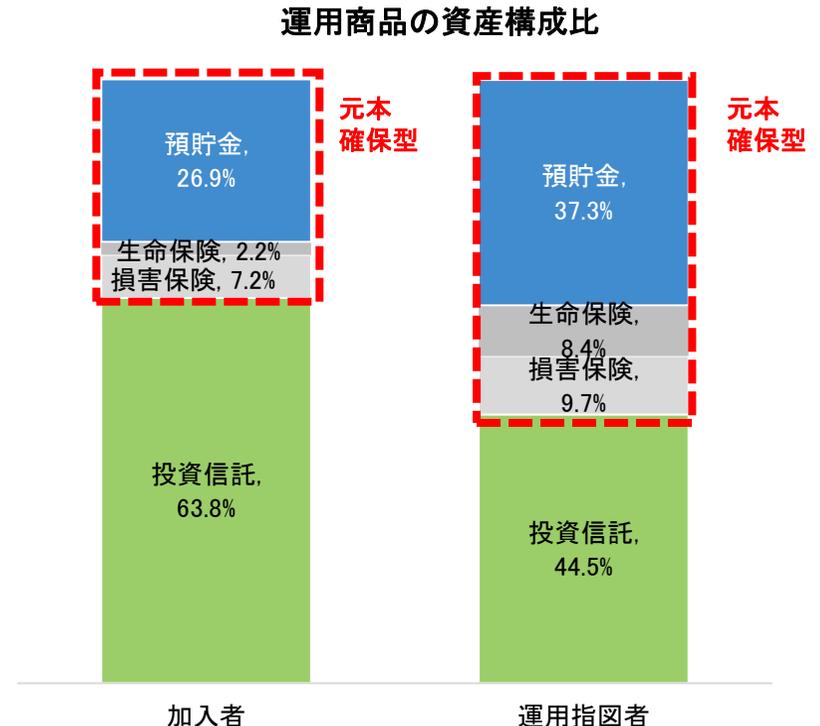
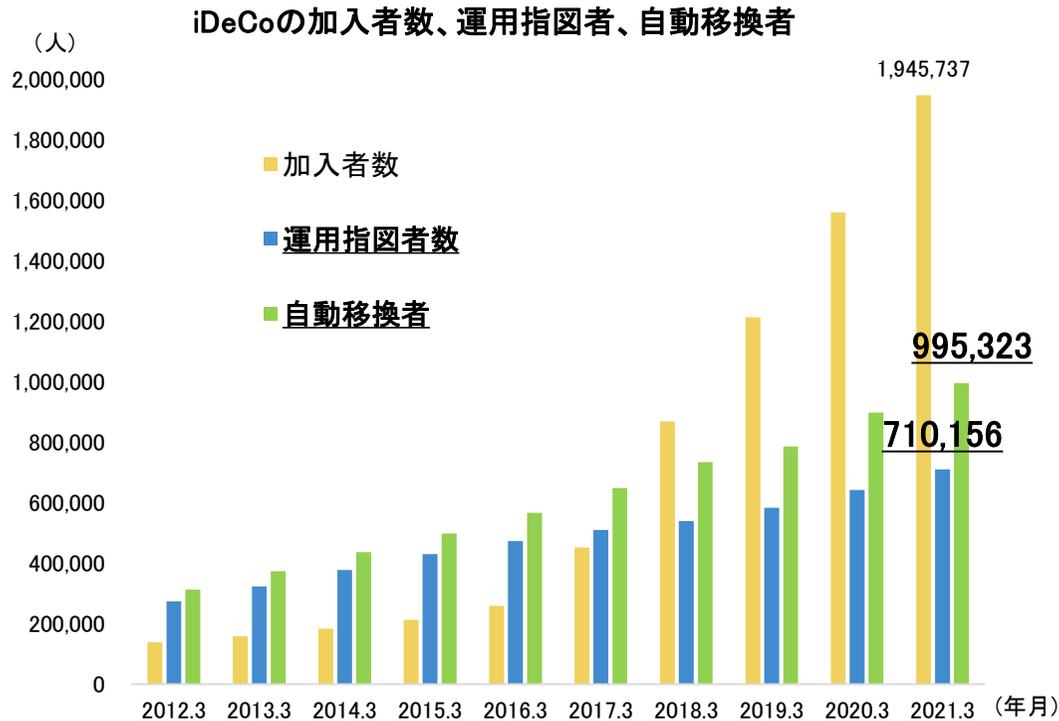


【関連する制度等改善要望】

運用指図者や自動移換者への投資アドバイス、教育の方策を検討すること

- iDeCoにおいては、運用指図者(71万人)、自動移換者(99.5万人)の人数が増加傾向である。
- 運用指図者(掛金の拠出を行わず、運用の指図のみを行う者)は、その運用商品の資産構成に占める元本確保型商品の割合が高く、加入者と比較しても資産運用の効率性が低い。
- 自動移換者(企業型年金加入者であった者で、転職・退職等により企業型年金加入者の資格喪失後6カ月以内に、移換手続等を行わなかった者。個人別管理資産が国民年金基金連合会に自動移換される。)は、現金で管理されるため資産が運用されないまま、管理手数料等が差し引かれるため、個人別管理資産が目減りするといった問題がある(自動移換者の約44%(43.4万人)が「個人資産なし」)。

⇒運用指図者に対する投資アドバイスや、自動移換者に対する制度周知(投資教育)の方策を検討してはどうか。



II 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

◆ NISA制度の拡充・利便性向上等

【要望】

ジュニアNISAにおける継続管理勘定への移管手続きを簡素化すること

- ジュニアNISAにおける現行の非課税管理勘定へのロールオーバーは翌年分の非課税枠を費消するため、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出を求めている
- 新規買付終了後(2024年以降)は継続管理勘定へのロールオーバーとなり、非課税枠がなくその費消もないため、提出を求める必要性はないと考えられる

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳		
2016	非課税管理勘定																			
2017		非課税管理勘定																		
2018			非課税管理勘定																	
2019				非課税管理勘定																
2020					非課税管理勘定															
2021						非課税管理勘定														
2022							非課税管理勘定													
2023								非課税管理勘定												
2024~									継続管理勘定											

翌年の非課税枠を費消するため、ロールオーバーするには「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出が必要

継続管理勘定では非課税枠(80万円)はないため、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出は不要としていただきたい

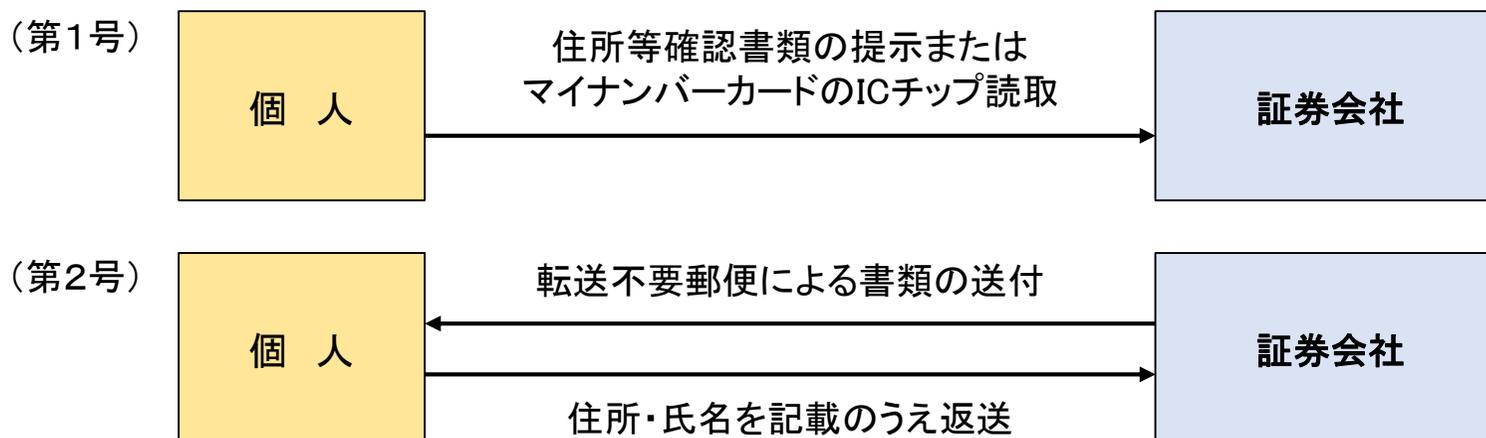
ジュニアNISA制度の利便性向上の観点から、新規買付が終了後(2024年以降)に継続管理勘定へジュニアNISAの預かりを移管する際、未成年者口座移管依頼書の提出を不要としていただきたい

【要望】

つみたてNISA勘定を設定した日から10年を経過した日(10年後以降は5年を経過した日毎の日)における顧客の所在地確認につきマイナンバーを利用して簡素化すること

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年5月19日公布)により導入が予定されている、マイナンバーカードを用いた「本人同意に基づく基本4情報等の提供」の仕組みを利用する方法を、つみたてNISAの所在地確認の方法に加えること。

【現在認められている所在地確認の方法】(租税特別措置法施行令第25条の13第17項各号)



【新たに追加していきたい所在地確認の方法】



つみたてNISAの口座数は2021年3月末時点で約361万口座※

所在地確認に要する事務負担は大きいことからマイナンバーカードを利用する方法を認めたい

(参考) 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報の提供 (デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律)

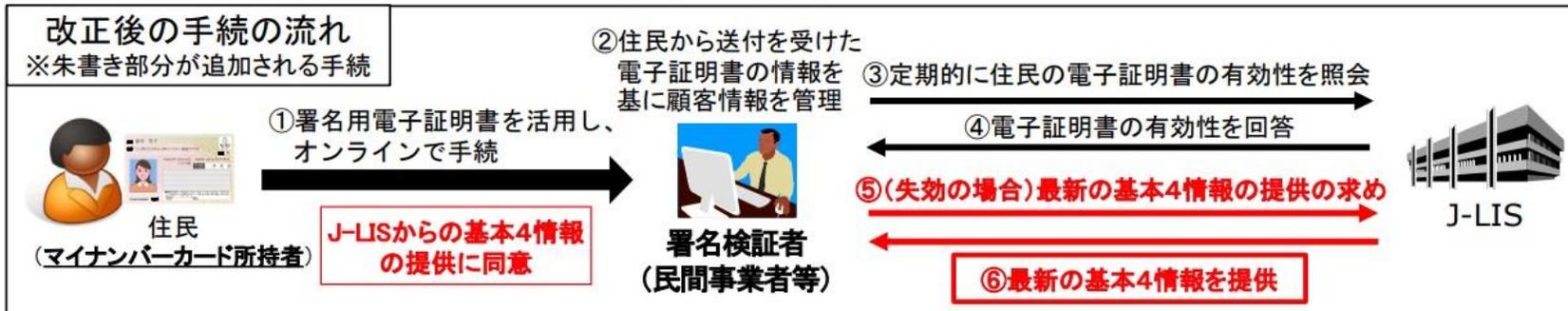
11

改正の背景

- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

- 署名検証者(民間事業者等)の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、J-LISは、最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。



改正の効果

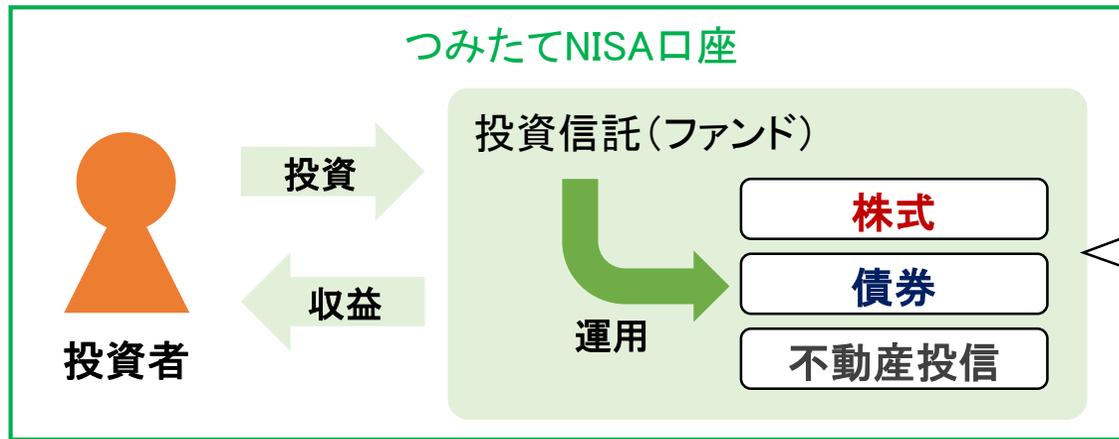
- 署名検証者においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者に対する住所等の変更手続が不要に。

施行期日:公布の日から2年以内で政令で定める日

【要望】

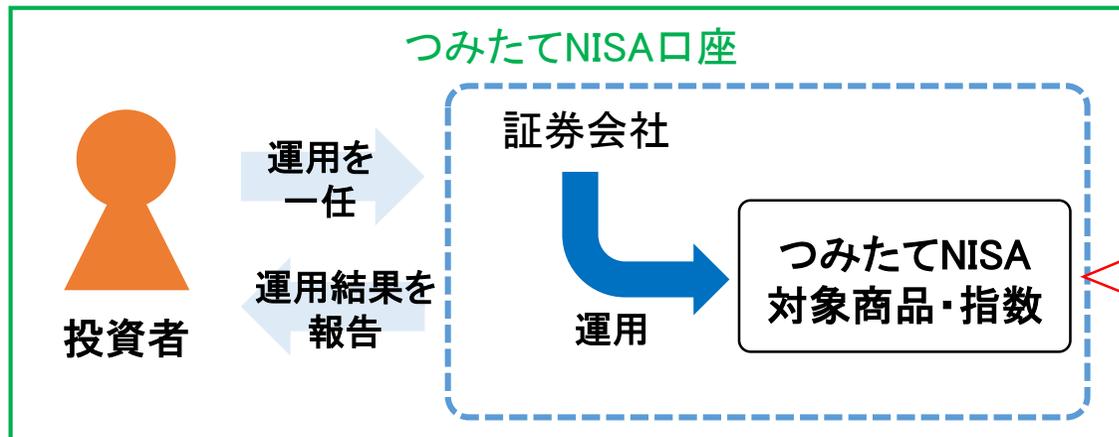
つみたてNISAにおいて、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること

【投資信託】 市場環境に応じてリバランスしても、つみたてNISAの非課税枠は費消されない



手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託に限定

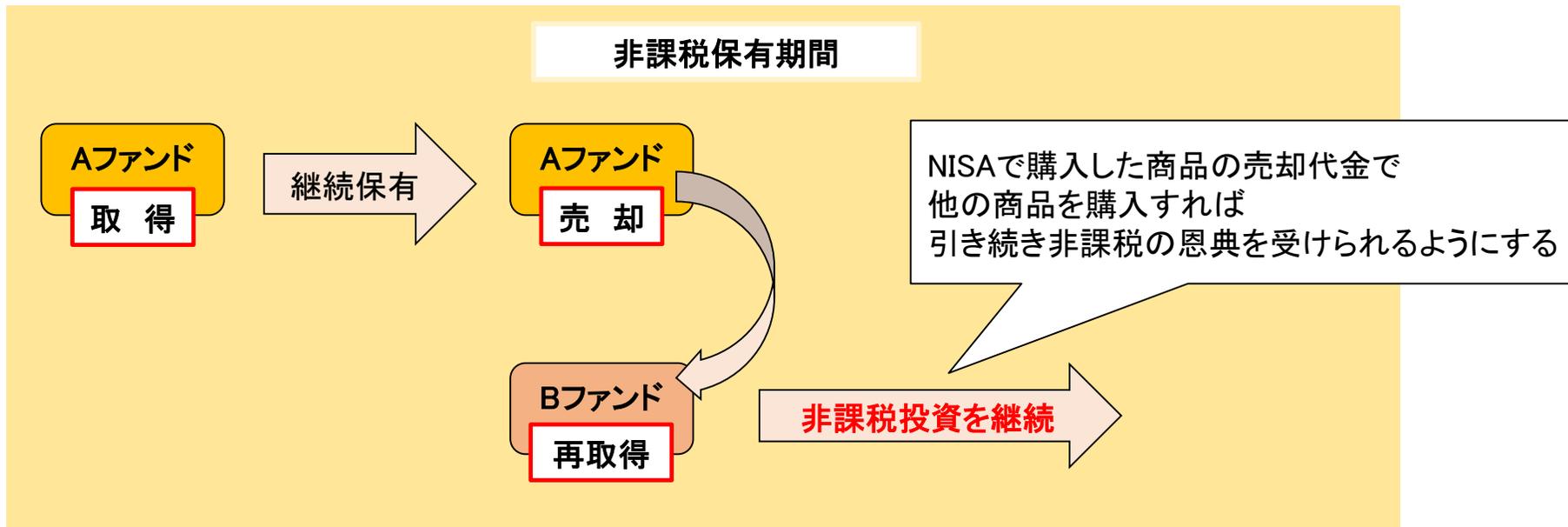
【投資一任契約】 リバランスするとつみたてNISAの非課税枠が費消されてしまう



【要望】
長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約についても、つみたてNISAの対象として認め、リバランスに係る制限を撤廃すべき

【要望】

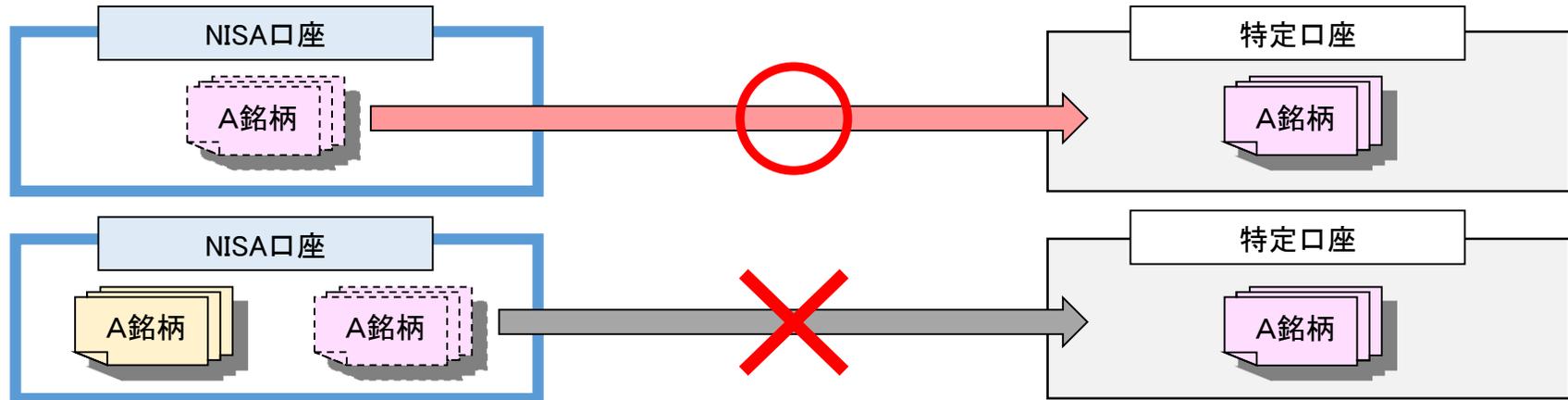
NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得（いわゆるスイッチング）を可能とすること



NISA口座の中での保有資産のリバランスを可能とする観点から、再取得を認めるべき

【要望】

NISA口座から特定口座への払出の際に、移管元のNISA口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

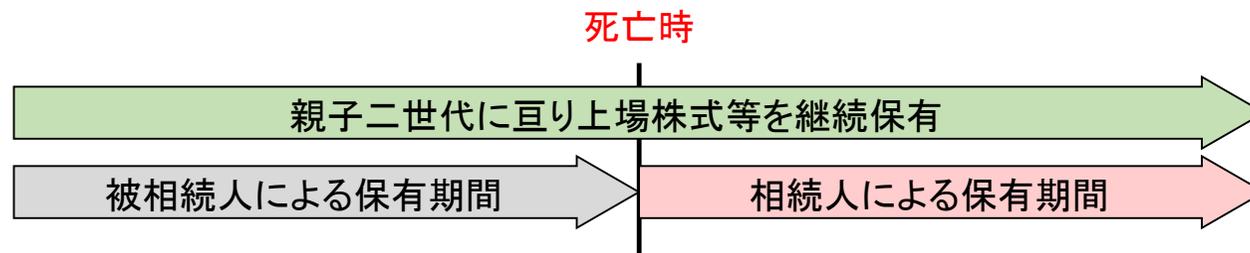


NISA口座から特定口座への移管を行う場合、
同一年分で保有する同一銘柄は全て移管することとされており**一部のみ**の移管は不可

NISA制度の利便性を損ねていることから、一部払出の制限を撤廃すべき

【要望】

被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること



被相続人がNISA口座で保有⇒当該上場株式等に係る相続税を免除

◆ 確定拠出年金制度の拡充等

【要望】

確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

特別法人税	積立金に対して、1.173%（毎年） ～2023年3月末まで課税凍結
--------------	---------------------------------------



【要望】
特別法人税を撤廃

<参考> 確定拠出年金制度の各国比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課税	課税	課税 (収益部分)	課税

【要望】
マッチング拠出の弾力化

現 行 月間拠出限度額
 (27,500円) 要 望

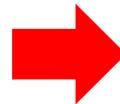
現行では会社の掛金を上回ることができず、加入者掛金の水準が会社の掛金に左右され、使い残しが生じてしまう

使い残し		加入者の掛金 (0~19,000円)
加入者の掛金 (0~8,500円)		加入者の掛金 (0~19,000円)
会社の掛金 (例: 8,500円)		会社の掛金 (例: 8,500円)

会社の掛金に関わらず、合計で月間拠出限度額まで加入者拠出を可能とする

【要望】
中途引出要件の緩和

現行	60歳まで原則払出不可
----	-------------



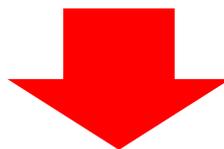
要望	災害等のやむを得ない事情のみ 中途払出を認める
----	----------------------------

【要望】
老齢給付金の受給要件の緩和

通算加入期間に関わらず60歳から受給可能にすべき
もしくは、要通算加入期間を2分の1にすべき

現行	通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(注) 60歳以上75歳未満の者は、通算加入期間の要件を満たしていなくても、加入日から5年を経過をした日以後から受給開始が可能。

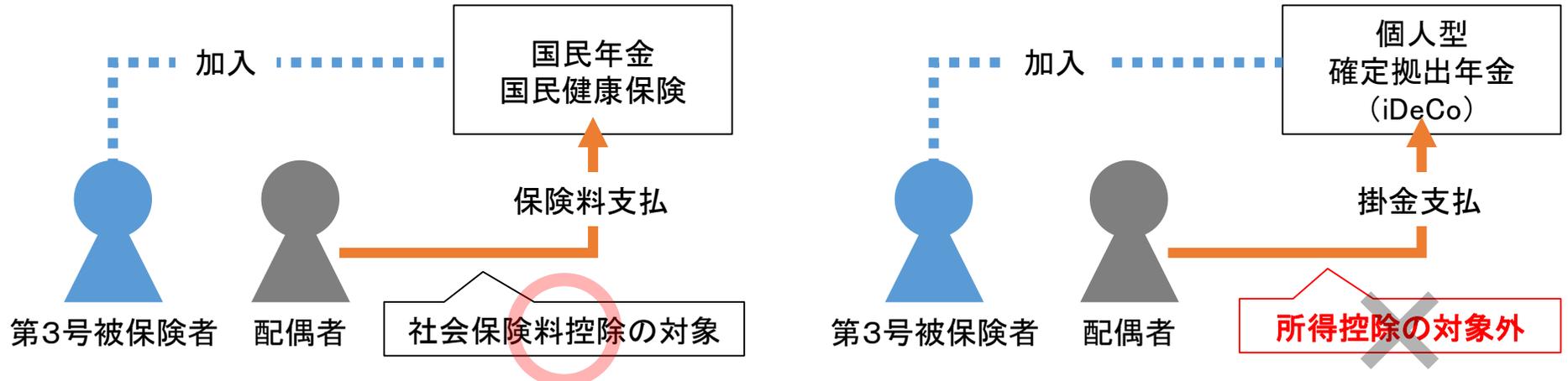


要望	通算加入期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

【要望】
 国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

個人型確定拠出年金 (iDeCo) は、加入者が拠出する掛金の全額が所得控除の対象となるが、課税所得がない第3号被保険者はそのメリットを享受できない

iDeCo加入者の裾野を広げ、自助努力による老後資金の確保を促すため、例えば、社会保険料控除と同様に、第3号被保険者のiDeCo掛金を配偶者等が拠出した場合には、当該配偶者等の課税所得から控除できるようにすべき



【要望】
 財形年金貯蓄から個人型確定拠出年金への移換を可能とすること

主に預金で運用している財形年金貯蓄は、超低金利の状況では、将来に向けた資産形成への寄与は低いものと考えられる。

財形年金貯蓄の残高(解約金)から個人型確定拠出年金 (iDeCo) への移換が可能となれば、将来に向けた積極的な資産運用ができるようになる



【要望】

中途退職に伴う退職一時金について企業型又は個人型確定拠出年金への拠出(移換)を可能とすること

これまで制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)については数回にわたる法改正により改善が行われたところだが、企業年金制度がない企業に勤めていた従業員に関しては制度改善の恩恵を得られていない状況。

引き続き雇用情勢の改善に伴い中途採用等の増加が見込まれる中、特に企業年金制度がない企業に勤めていた従業員については老後の資産の確保が不十分な可能性が高い。当該者が受け取る退職一時金については、通常の拠出枠とは別に企業型又は個人型確定拠出年金への拠出(移換)を認めるべき。

【企業年金のポータビリティの状況(2022年10月1日時点)】

		移換先		
		別の企業に転職する場合		自営業者又は 専業主婦(夫)となる場合
		企業年金制度あり	企業年金制度なし	
移換元	DCに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移換 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	DBに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移管 ④ 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、通算企業年金として受給)
	企業年金制度なし (退職一時金のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>転職先のDC・DBへの移換不可</u> ・ <u>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業年金連合会又は退職後に加入するiDeCoへの移換不可</u>

転職前の企業年金制度の有無のみによって、企業型DCやiDeCo等への移換の可否が決定されてしまう

Ⅲ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

◆ 資産間における相続税の負担感の差による投資者の資産選択の是正

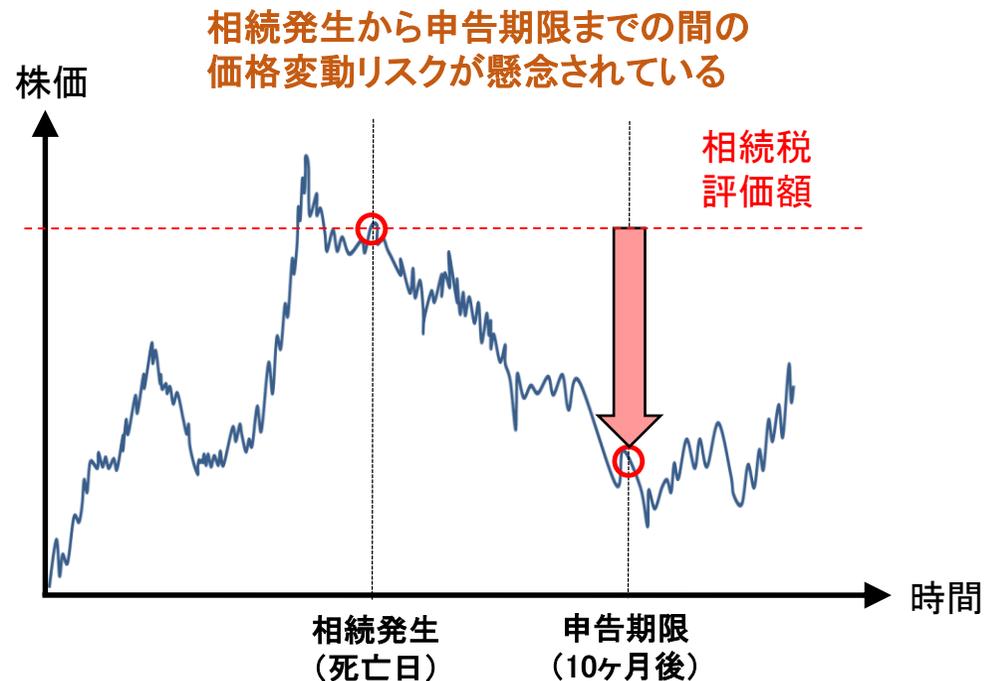
【要望】

上場株式等の相続税評価額を見直すこと

相続税評価額

 土地	路線価 (1月1日)	公示地価 (時価) の <u>80%程度</u>
 建物	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費 (取得費) の <u>50~70%</u>
 株券 上場株式	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価 (※) の <u>100%</u>

※死亡日の株価
(又は当月・前月・前々月の平均株価)



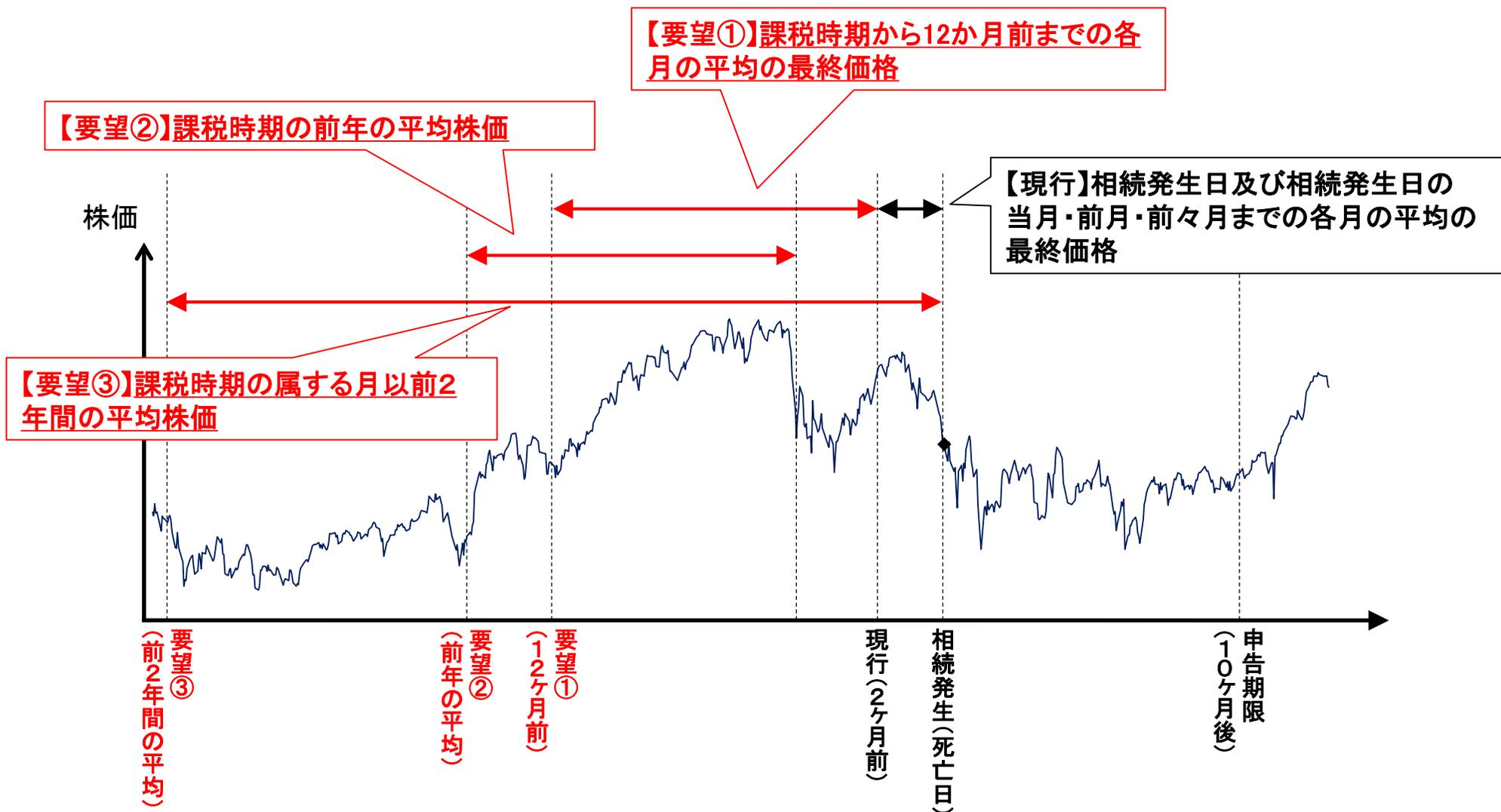
**上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから
評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべき**

【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

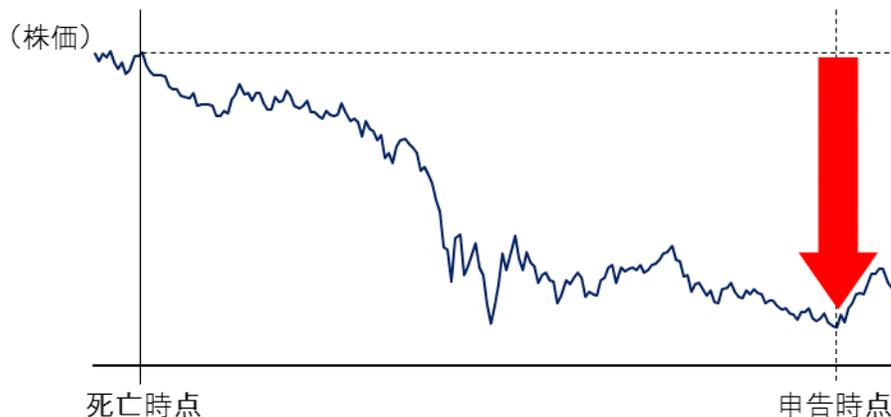
【要望】

例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること



【要望】

上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



例えば、申告時点の株価が相続発生(死亡)時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

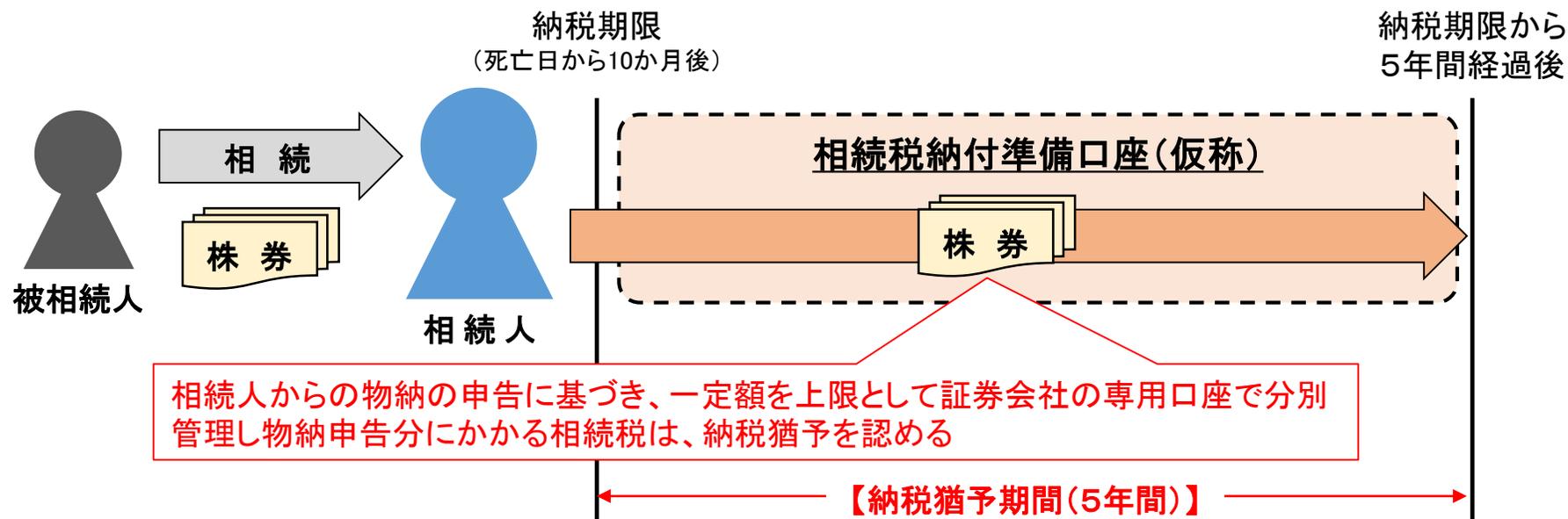
- 相続発生時には上場していたものの相続手続中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取扱いは合理的と判示されている(1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定)。
- このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか。

(注)平成29年度税制改正により、上場株式等に係る物納財産順位の引上げが行われた。相続税の納税資金が不足している場合には、上場株式等による物納が可能。なお、上場株式等を物納する際の収納価額は、原則として相続税評価額と同額(死亡時の時価)とされているため、仮に会社更生手続中の会社の株式などで価格が下落している場合であっても、物納の申請時に上場が維持されていれば、相続税評価額(死亡時の時価)での物納が可能であり、救済になりうる。

◆ 投資者が上場株式等を安心して保有し続けられる環境の整備

【要望】

被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座(仮称)への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間(例えば5年間)は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること



- 猶予期間中に相続税額を納付すれば、専用口座からの出庫・売却・出金が可能
- 猶予期間終了までに相続税額を納付しなかった場合は、専用口座内の上場株式等が物納される

【要望】

上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする

- 「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」の要件が、相続財産以外の相続人固有の資産までも納税資金に含めて判定されるため、依然として物納利用のハードルが高い。

【物納の要件】

1. 延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること
2. 物納申請財産が定められた種類の財産で申請順位によっていること

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

3. 『物納申請書』及び『物納手続関係書類』を期限までに提出すること

➤ 相続税物納申請書、物納財産目録、金銭納付を困難とする理由書、物納手続関係書類（振替株式等の所有者の振替口座簿の写し）

4. 物納申請財産が物納に充てることができる財産であること

（参考）物納等有価証券（上場株式）の異動状況【年度中の増加】

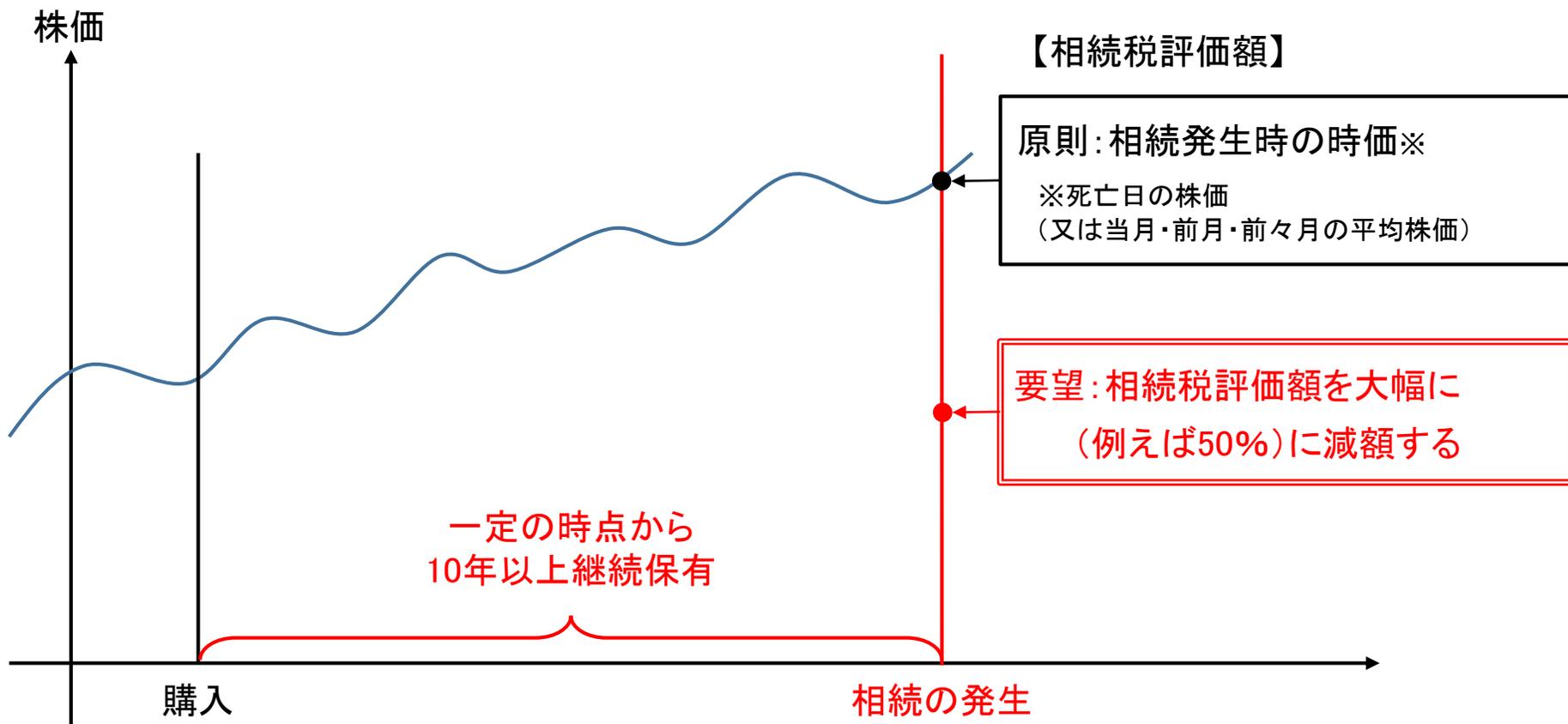
	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
数量(千株)	31,624	8,054	4,338	974	1,185	4,248	71	1,566	253	6,803	10,389	3,545
台帳価格(億円)	341	195	67	10	2	254	0	16	6	379	309	46

◆ 世代を通じた上場株式等への長期投資の促進

【要望】

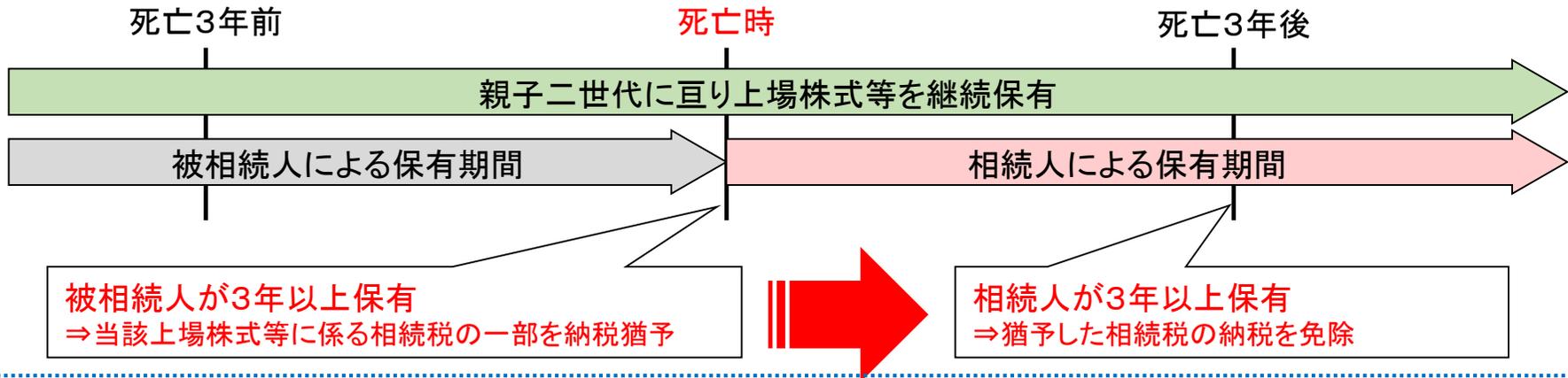
上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に(例えば50%)減額する措置を講じること

- 上場株式等の取得及び長期保有を促進することによって、特に高齢者世帯は配当収入増加の恩恵をより一層享受することが可能となり、老後の可処分所得(金融所得)の確保が可能に。
- 将来的な相続を契機とする「株離れ」が抑制され、世代を超えた国民の安定的な資産形成に資することを期待できる。



【要望】

被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部(例えば評価額の30%に対応する納税額)を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること



(参考)60歳以上が保有する上場株式の推計について



- 2.8兆円分の上場株式が、相続をきっかけに売却される可能性がある
- こうした「株離れ」が進展すれば、リスクマネーの供給が減り日本経済全体が停滞することに繋がりがねない

(注)第23回完全生命表より60歳以上の高齢者が1年以内に死亡する確率を試算(3.66%)して算出。

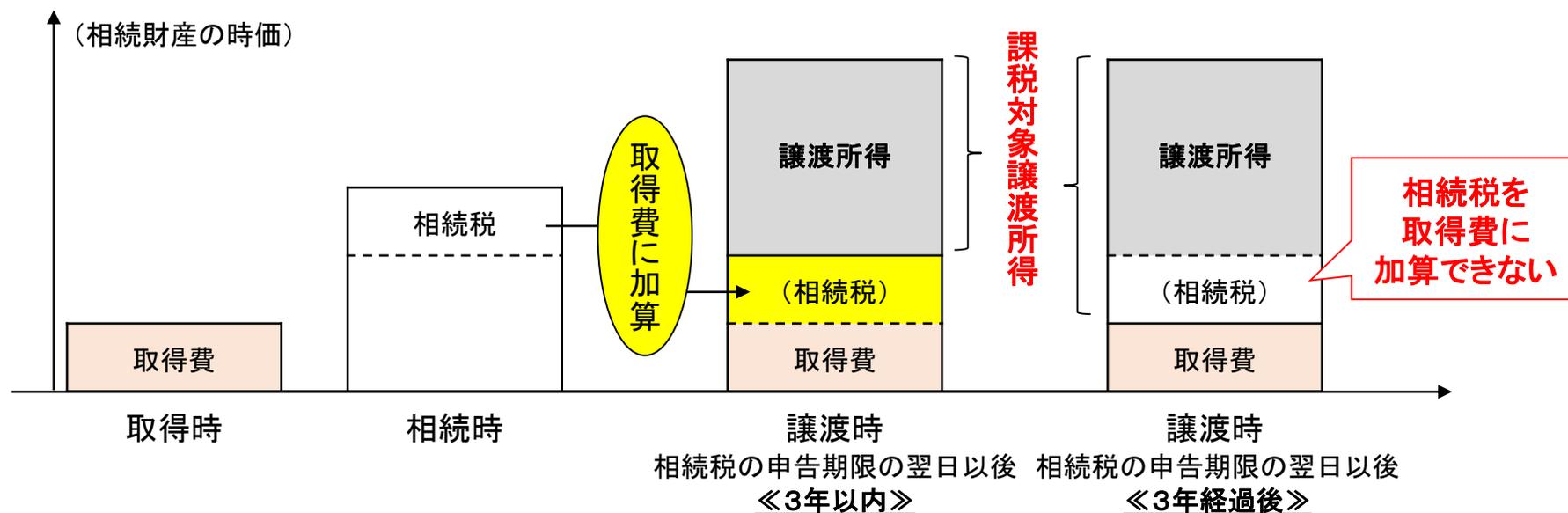
(出所)証券保管振替機構、厚生労働省データより日本証券業協会試算。

【要望】

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

- 本特例は、3年以内に売却を行ったものに限られているため、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因となる。

○相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例(イメージ)



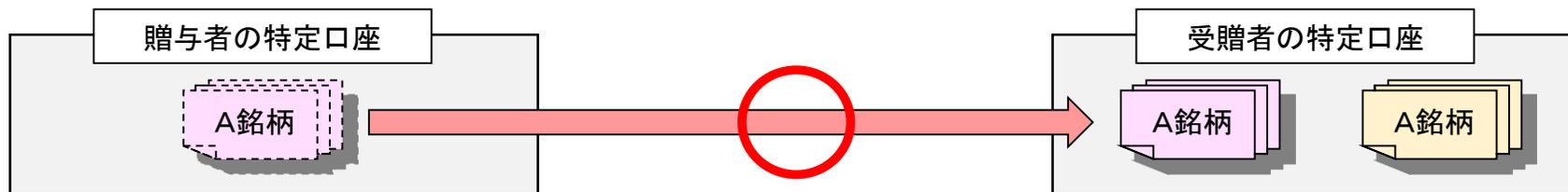
(要望)相続税の申告期限の翌日以後3年以内とする
適用要件を撤廃すること

- (注) 1. 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額までである。
2. 取得費加算の特例措置を受けるには確定申告の手続を行う必要がある。

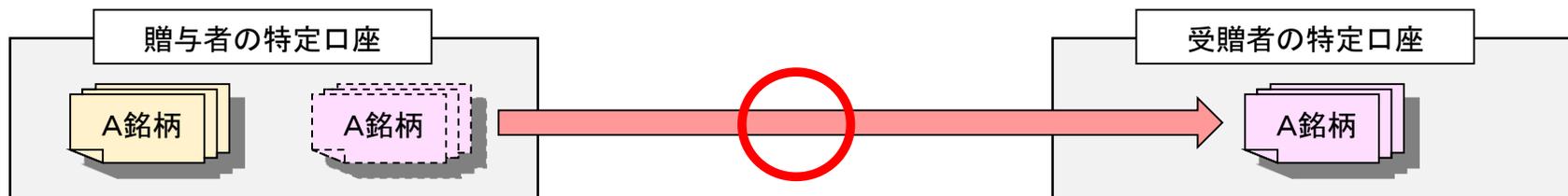
◆ 特定口座間贈与の制限撤廃

【要望】

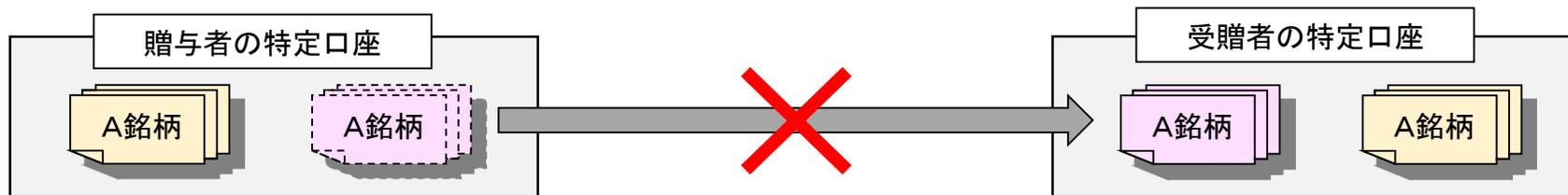
特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有していなければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は**不可**

世代間の資産移転に大きな弊害となっていることから
特定口座間の一部贈与の制限を撤廃すべき

◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

【要望】

教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置において、①一定の投資商品(例えば、つみたてNISA対象商品等)に係る運用損失及び②教育関連団体等への寄附金を契約終了時の贈与税の課税対象から除外するなど、制度の拡充を措置すること

教育資金口座の開設



契約の終了



【要望】

①一定の投資商品に係る運用損失
②教育関連団体等への寄附金を非課税に



現状、
贈与税の対象

IV 金融所得に対する課税のあり方に係る税制措置

◆ 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

【要望】

金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

【令和4年度税制改正大綱(自民党・公明党)】

(1) 個人所得課税のあり方

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

(略)なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないように十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

◆ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

【要望】

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

【現行制度】

2022年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間(2025年まで)の繰越が可能

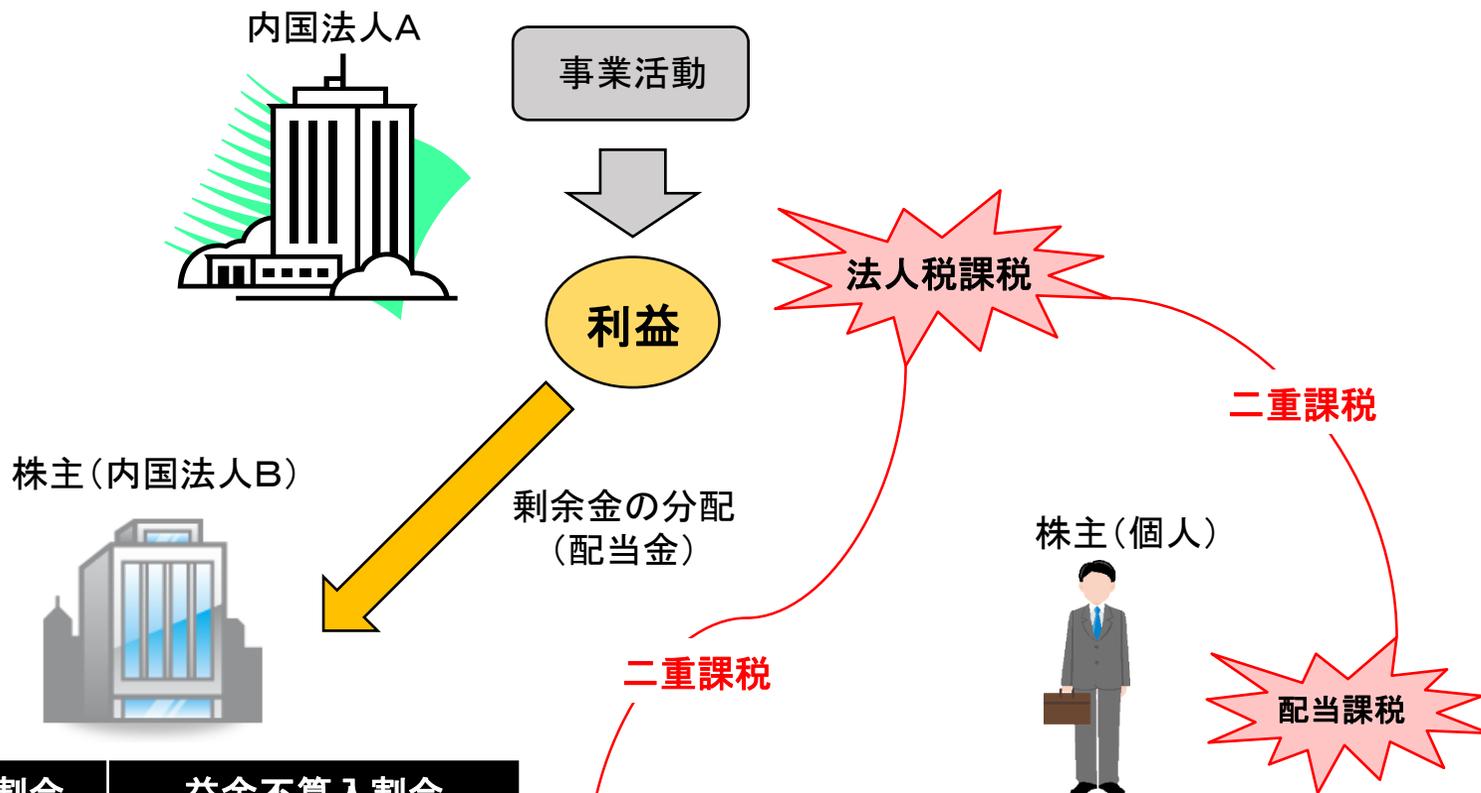
【問題点】

上図のように500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目(2026年)に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

◆ 配当の二重課税の排除

【要望】

配当の二重課税排除の徹底を図ること



A社株式保有割合	益金不算入割合
3分の1超	100%
5%超～3分の1以下	50%
5%以下	20%

法人税課税

○配当金への課税は、本質的に二重課税
 ⇒【要望】二重課税排除の徹底を図るため例えば、課税標準額を受取配当額の2分の1とすること

V 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に関する税制措置

【要望】

デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること(注1、2)

(注1)現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引(外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。)の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

(注2)実施するにあたっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- 個人投資家が長期的な視野を持って金融商品に投資することを可能とするためには、安定的でわかりやすい税制とすることが重要。
- 個人投資家がヘッジや分散投資としてデリバティブ取引を活用することで、家計による成長資金の供給の拡大や資産形成に資するために損益通算範囲の拡大が望まれる。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離⇒申告分離	2016年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

現在、損益通算が認められている範囲

損益通算の範囲を
デリバティブ取引等や
預貯金等にまで拡大

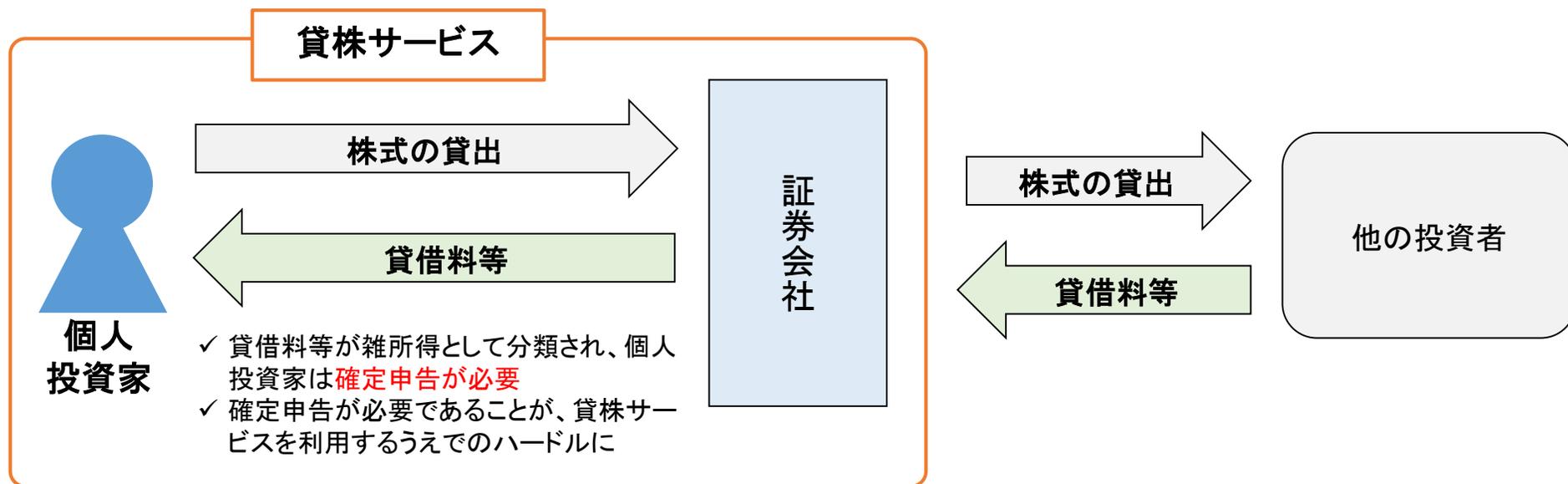
【令和4年度税制改正大綱(抜粋)】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

【要望】

個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

- 貸株制度は、市場の流動性向上による公正な価格形成の実現及び決済の安定性の向上に寄与し、近年、その意義は益々重要になっている。
- 現在の株券の貸し手はいわゆる大型株を持つ機関投資家等が中心であり、個人投資家の保有比率が高い中小型株や新興市場銘柄等についても貸株市場への供給が望まれる。



個人が受け取る貸借料等について、特定口座での源泉徴収の対象とすることで

- ① 貸借料等収入による投資者の資産形成の一層の推進
- ② 貸株環境の改善に伴う市場流動性の向上
- ③ 貸株供給増加による決済面での市場安定性向上 といった効果が期待できる

VI スタートアップを支援するための税制措置

◆ 税制適格ストックオプションの適用要件の緩和

【要望】
スタートアップ企業への優秀な人材獲得を後押しすべく、税制適格ストックオプションの適格要件を緩和すること

現行：税制適格ストックオプションの適格要件（抜萃） 租税特別措置法 第29条の2

- (1) 権利行使期間が付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過するまでの間であること
- (2) 権利行使価額の上限が年間1,200万円



要望

- (1) 権利行使期間の延長（例：10年→15年・20年までに）
 - (2) 権利行使価額の上限の引き上げ又は撤廃
- ※その他、利用者の利便性の向上の観点から、手続の簡素化・オンライン化等を促進すること

【参考】「スタートアップ躍進ビジョン」

IV. Strategy & Actions

5. 人材の流動化、優秀人材をスタートアップエコシステムへ

No. 30. シームレスな労働移動を支える税制・法制度

- (3) 起業家を圧倒的に増やす ～起業家を輩出・育成するための基盤の抜本強化（抜萃）

起業する、あるいは創業間もないスタートアップに転職することは、事業が軌道に乗っている既存企業で働くことに比べ、廃業をはじめとした高いリスクを伴うものである。これらのリスクを承知したうえで、未開拓の分野に果敢に挑戦する人材を後押しすべく、政府は所要の税制上の措置を講ずべきである。

例えば、ストックオプション税制をより魅力的なものとするべく、税制適格ストックオプションの行使期間（付与決議から10年以内）の延長や、権利行使価額（年間合計額1,200万円）の引き上げ等を行うべきである。

出所：「スタートアップ躍進ビジョン」（2022年3月15日 日本経済団体連合会）

◆ エンジェル税制の拡充及び利便性向上

【要望】

以下のスタートアップ投資のうち、一定の要件を満たすものについて、投資額の一部を所得税額から控除可能とすること

- 個別企業への直接投資
- 個別企業への株式投資型クラウドファンディング事業者を経由した投資
- 非上場株式を組み入れた私募投資信託等への投資

	投資対象の拡大
現行	個別企業への直接投資（LP出資等を含む）※ 個別企業への株式投資型クラウドファンディング事業者を経由した投資※
要望	非上場株式を組み入れた私募投資信託等への投資

※現行では、投資時点の設立経過年数によって、新事業活動従事者等要件、営業キャッシュフロー要件、売上高成長率要件等が定められており、これらの**要件を廃止もしくは簡略化すること**

	控除の拡大
現行	総所得額（優遇措置A）もしくは株式譲渡益（優遇措置B）から控除
要望	投資額の一部を 所得税額から控除

➔ 対象の拡大及び要件の緩和 並びに 控除の拡大により、より多くのエンジェル投資家による投資を促し、より多くのスタートアップ企業への資金供与を図る

【参考】現行のエンジェル税制



	優遇措置A	優遇措置B
控除の方法	総所得金額から控除	その年の株式譲渡益から控除
控除額	投資額(※) - 2,000円	投資額全額

- ① 未上場ベンチャー株式売却損失と**その他の株式譲渡益の通算(相殺)可**
- ② ①で相殺できなかった損失を、**翌年以降3年**損失繰越可

※総所得金額×40%か1,000万円のいずれか低い方

(注) 優遇措置A(創業5年未満の中小企業で一定の要件を満たすもの)と優遇措置B(創業10年未満の中小企業で一定の要件を満たすもの)はいずれか一方のみ選択

【参考】スタートアップ・エコシステムの抜本強化に向けた提言

2. 提言

(3) 起業家を圧倒的に増やす ～起業家を輩出・育成するための基盤の抜本強化

○エンジェル税制 等の抜本拡充

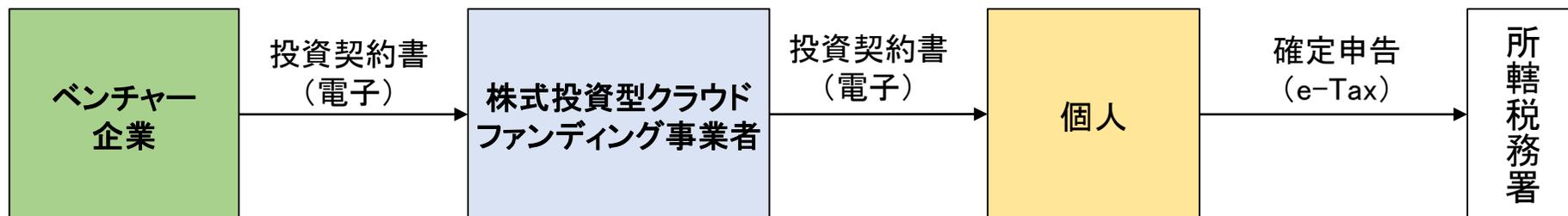
・現行のエンジェル税制 では個人からスタートアップへの投資が主軸であるなど、諸外国事例を参照しつつ、起業家支援のために求められるエンジェル税制等のあり方を早急かつ大胆な拡充も含めて検討を行うこと。また、スタートアップへの投資家に対して、金融所得課税が過度の負担にならないよう留意すること。

・併せて、現行のエンジェル税制について、税制優遇を受ける際に必要な申請書類の削減、手続の簡素化・オンライン化促進など、利用者の負担軽減 や英語対応を促進すること。

出所: デジタル・ニッポン2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦(2022年4月26日 自由民主党 デジタル社会推進本部)

【要望】

エンジェル税制の適用にあたって、株式投資型クラウドファンディング事業者を経由して、特定(新規)中小会社と個人が締結する「投資契約書」について、個人への電磁的方法による締結及び確定申告時の電子データによる提出を可能とすること



【参考】スタートアップ・エコシステムの抜本強化に向けた提言

2. 提言

(3) 起業家を圧倒的に増やす ～起業家を輩出・育成するための基盤の抜本強化

○エンジェル税制 等の抜本拡充

- ・現行のエンジェル税制 では個人からスタートアップへの投資が主軸であるなど、諸外国事例を参照しつつ、起業家支援のために求められるエンジェル税制等のあり方を早急かつ大胆な拡充も含めて検討を行うこと。また、スタートアップへの投資家に対して、金融所得課税が過度の負担にならないよう留意すること。
- ・併せて、現行のエンジェル税制について、税制優遇を受ける際に必要な申請書類の削減、手続の簡素化・オンライン化促進など、利用者の負担軽減や英語対応を促進すること。

出所: デジタル・ニッポン2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦(2022年4月26日 自由民主党 デジタル社会推進本部)

◆ 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

【要望】

以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること

- プロ投資家向けの取引制度において取り扱われるもの
- 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式等のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
- 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する非上場銘柄(種類株式等)のうち、その募集が公募により行われているもの

【対象非上場株式等の例】

<p>プロ投資家向け取引制度 (店頭有価証券等の特定投資家 に対する取引制度)</p>	<p>非上場企業の資金調達円滑化と投資家の資産運用の多様化を目的として新たに創設された、特定投資家私募等を活用した取引制度(2022年4月1日創設、7月1日施行) プロ投資家の非上場株式等に対する投資機会の拡充及び既存株主等による非上場株式等の売却手段の多様化を図るために創設された制度 本制度の整備及び特定投資家の要件の弾力化により、リスク許容度の高いプロ投資家に即した投資機会の提供及びスタートアップへの成長資金の供給を促進する意図がある</p>
<p>株主コミュニティ制度</p>	<p>地域に根差した企業や新規・成長企業等を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的に、証券会社が銘柄毎にコミュニティを組成し、取引を行うといった制度 株主コミュニティの参加者は、その会社の役職員や株主といった関係者のほか、リスク許容度の高いプロ投資家、企業の成長を支援する意向のある投資者等が想定されている スタートアップを含む非上場企業は、株主コミュニティを活用することで、こうした参加者に対して自社の株式等への投資機会を提供することが可能</p>
<p>AA型種類株式 【日本・トヨタ自動車】</p>	<p>株主に中長期にわたって株式を保有してもらうことを目的に発行 そのため、取得してから5年間は自由に売買することはできない 5年を経過したAA型種類株式は、普通株式に1対1で転換するか、発行価格で買い戻してもらうか、あるいは、継続して保有するかのいずれかの選択をすることができる ※2021年4月に発行体によって全部取得済み</p>

◆ 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化

【要望】

非上場株式へ投資を行う私募の株式投資信託について、税法上、上場株式等と同様の取扱いとすること

【公募・私募の別による課税上の取扱い】

	公募株式投信	私募株式投信
収益分配時	<ul style="list-style-type: none"> • 配当所得として20.315%（所得税・復興特別所得税、住民税）の源泉徴収 • 確定申告不要、総合課税、申告分離課税のいずれかから選択可能 	<ul style="list-style-type: none"> • 配当所得として20.42%（所得税・復興特別所得税のみ）の源泉徴収 • 原則として、総合課税による確定申告が必要
譲渡時	<ul style="list-style-type: none"> • 「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識の上、売却益について譲渡所得として20.315%（所得税・復興特別所得税、住民税）の課税 • 売却損について申告分離課税を選択した上場株式等のグループ内で損益通算可能 • また、売却損については翌年以後3年間繰越可能 	<ul style="list-style-type: none"> • 「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識の上、売却益について譲渡所得として20.315%（所得税・復興特別所得税、住民税）の課税 • 売却損について申告分離課税を選択した一般株式等のグループ内で損益通算可能（上場株式等との損益通算はできない） • 売却損の繰越不可
解約・償還時	同上	<ul style="list-style-type: none"> • 元本相当額超過額は「収益分配時」と同様に配当所得として課税され、取得価額を超過し元本相当額に達するまでの金額は「譲渡時」と同様に譲渡所得として課税される

【要望】

非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託について、税法上、集団投資信託とみなすこと

法人税法上、投資信託法に定める「証券投資信託(主として金商法第一項有価証券に投資を行うもの)」に該当しない私募投資信託については「法人課税信託」として取り扱われるため、信託段階と受益者段階で二重に課税が発生することとなる。

一般的に非上場株式等への投資は匿名組合や投資事業有限責任組合等のファンドを通じて行われるが、こうしたファンドへ投資を行う私募投資信託については上述のように「法人課税信託」として取り扱われてしまう。

非上場株式へ投資を行う匿名組合等を主として組み入れる私募投資信託については通常の公募投資信託と同様に「集団投資信託」として取り扱うべき。

	課税対象者	信託自体への課税	損益認識時
集団投資信託	受益者	なし	分配金受領時
法人課税信託	受託者(信託)	あり(受託者)	発生時
(参考)受益者等課税信託	受益者	なし	発生時

Ⅶ 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化及び高度化等に対応するための税制措置

【要望】

トークン化有価証券(セキュリティトークン)(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券(同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(同項各号に掲げる権利を除く。))を含む。)のうち電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものをいう。)の利子等及び配当等について、現行の振替有価証券に係る所得税等の非課税制度及び源泉徴収の不適用制度の適用対象とすること

- トークン化有価証券(セキュリティトークン)は、(1)投資家の管理を効率化することにより発行体の負担を軽減し、(2)低稼働資産を証券化して有効利用し、(3)投資商品を小口化することにより、金融資本市場の拡大と発展に寄与することが期待される。
- 源泉徴収不適用の特例は振替債に限って認められており、特例が認められた当時にはないトークン化有価証券(セキュリティトークン)は、現行法上、当該特例の対象外となってしまうことから、適格機関投資家等の購入の障害になっている。

金商法第2条第1項各号に掲げる有価証券 (1項各号有価証券)		金商法第2条第2項各号に掲げる有価証券 (2項各号有価証券)		
通常の1項各号有価証券	トークンに表示される有価証券(セキュリティトークン)			通常の2項各号有価証券
	トークン化有価証券 (社債のトークン化など)	電子記録移転権利	電子記録移転権利から 除かれるもの	

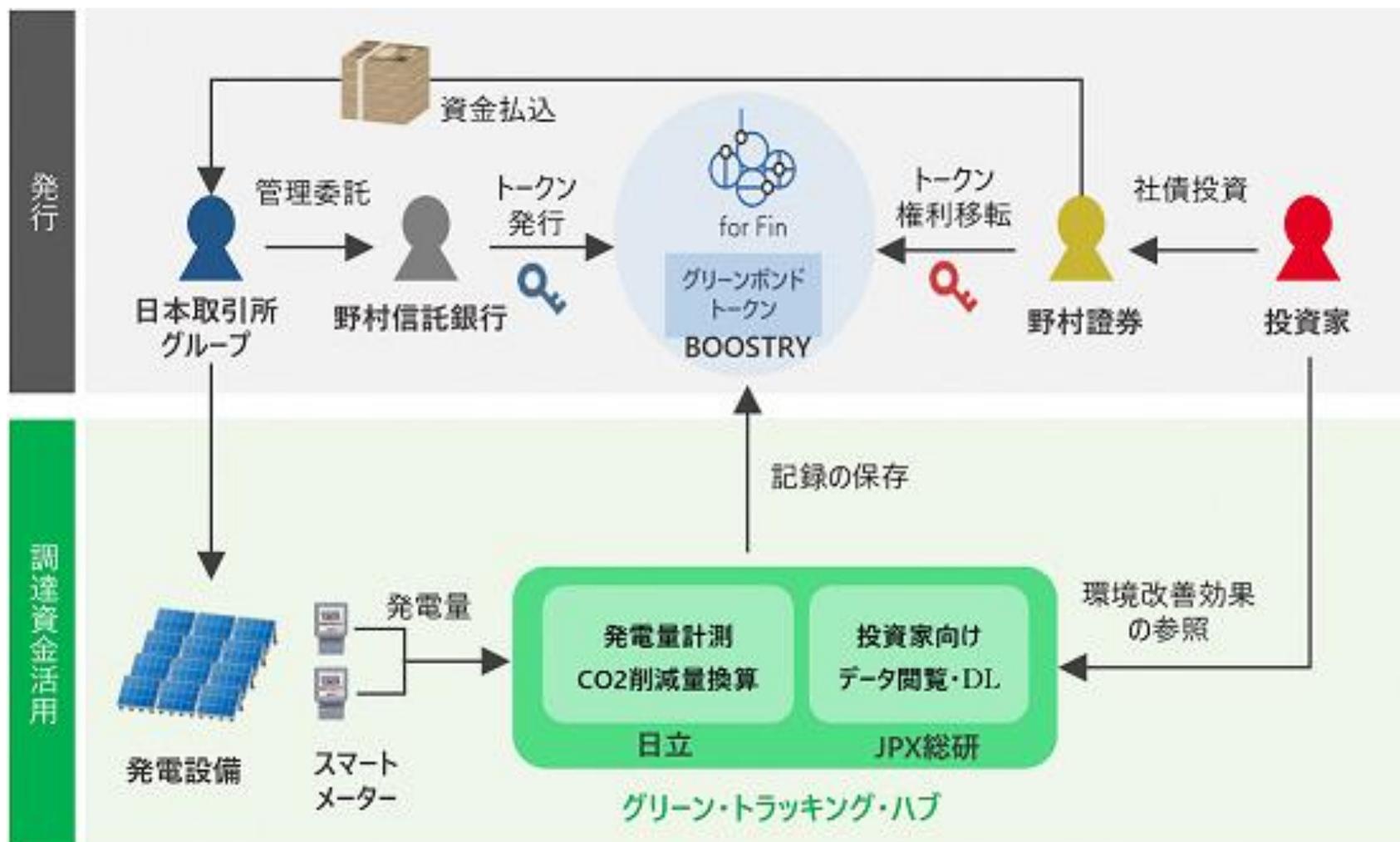
電子記録移転有価証券表示権利等

トークン化有価証券(セキュリティトークン)は有価証券の流通市場を現在よりも効率的なものにできる可能性があり、我が国の金融商品市場の拡大と発展にも寄与することが期待されることから、現在の振替有価証券と同等の扱いとなるよう、各種非課税制度及び源泉徴収の不適用制度の対象としていただきたい

【具体例:金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度】(コンメンタール所得税法より抜萃)

公社債市場の流通の状況に鑑み、公社債の円滑な流通に資する観点から、公社債の主たる取引者である一定の内国法人が支払を受ける一定の公社債の利子で、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録された公社債の利子については、所得税の源泉徴収不適用制度の対象とされている

(参考) 日本取引所グループによるセキュリティ・トークンを活用したグリーン・デジタル・トラック・ボンドの発行事例



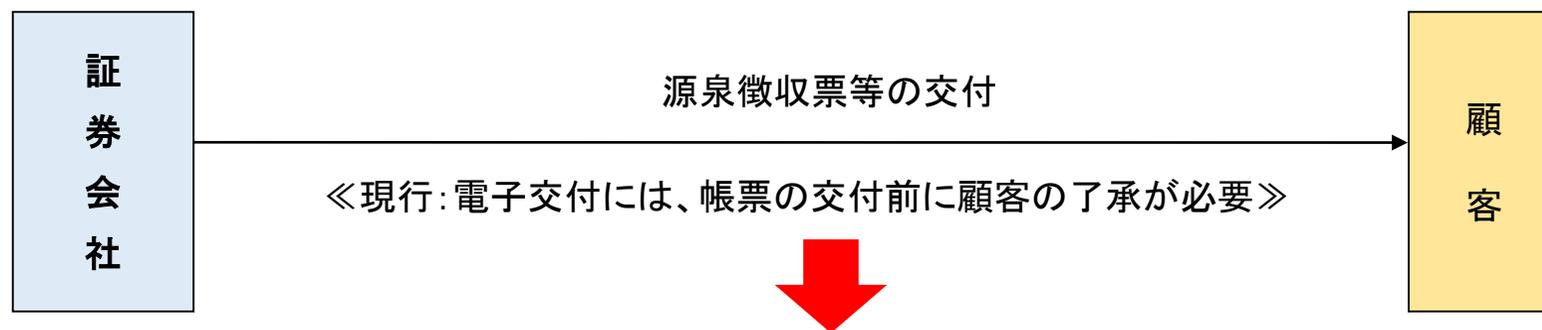
【参考】令和4(2022)年6月7日 閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」

V 経済社会の多極集中化 2. 一極集中管理の仮想空間から多様化された仮想空間へ (4) Fintechの推進

事業者のセキュリティトークン(トークンという形でデジタル化された証券:デジタル証券)での資金調達機会を拡大させ、個人投資家を含めた幅広い投資家層に投資機会を提供し資産形成を促す。

【要望】

税務関連帳票等の電子交付について、顧客本人の事前承認を原則不要とすること



本人の事前の承認を不要とし、顧客本人から書面による交付の請求があった場合に、書面により交付する対応を可能とすること

【参考】デジタル・ニッポン2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦(2022年4月26日 自由民主党 デジタル社会推進本部)

2.2 規制・制度の構造改革の強化

DXによるデジタル社会の実現には、単に情報システムやツールを導入するだけでなく、規制・制度の構造改革も必須であり、デジタル庁は、デジタル臨時行政調査会で、これに挑戦している。しかし、対象となる規制・制度があまりにも膨大なため、組織的な強化が必須の状況となっている。

2.2.1 デジタル原則への適合性確認の強化

デジタル庁では、膨大な規制・制度の構造改革に際して、設定したデジタル原則により、対象となる規制・制度の適合性を確認している。この適合性確認をさらに強化するため、以下を提言する。

- ① 2022年度から約3年間の集中改革期間において、既存の法令について、デジタル原則への適合性の確認を着実に進め、その結果を踏まえ、法律の一括的な見直しに取り組むべき
- ②・③ (略)

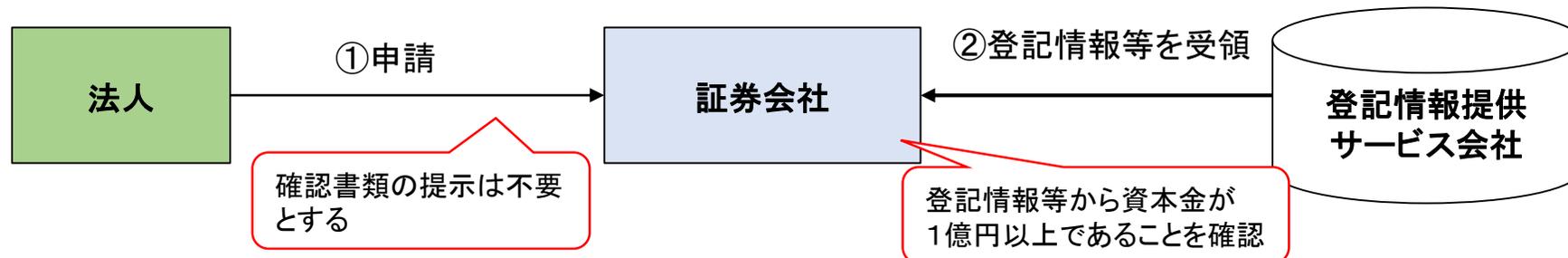
【要望】

税務手続の更なるデジタル化を推進すること

- 租税条約に関する届出書等のクロスボーダー取引関係の税務書類について、令和3年度税制改正により、書面による提出に代えて届出書等記載事項をスキャナにより読み取る方法等で作成した電磁的記録(PDF形式)をe-Taxを通じて送信することができるようになったが、これをXML形式又はCSV形式でも提出可能とすること。



- 資本金1億円以上の内国法人の利子等の源泉徴収不適用制度の申請を行う場合は、申請書と資本金が確認できる書類(貸借対照表や登記簿謄本等)の提出が必要となるが、当該確認書類につき金融機関の登記情報提供サービスに規定する指定法人から送信を受けた登記情報等による確認による方法を認め、電子的に申請が行えるようにすること。



VIII 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

◆ 特定口座等の利便性向上

【要望】

上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること

政府税調(平成12年10月3日)「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」

組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当と考えられる。したがって、組織再編成において、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられる。

「資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無い」と考えられるコーポレートアクションの例

発行体からのオファーによる債券交換

預託証券等(ADR、CDI、JDR等)と株式の交換

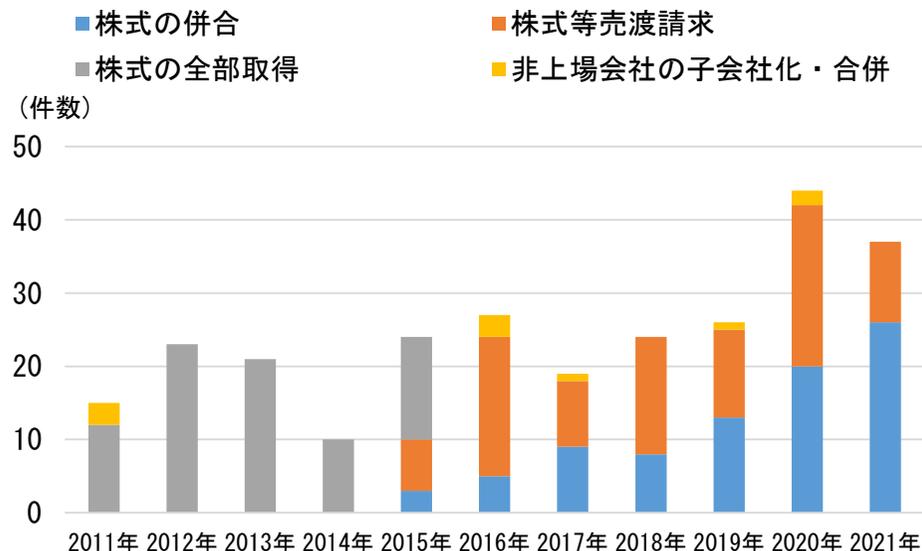
外国法人同士の組織再編のうち、株主の投資が継続性が担保されていることを証することができるもの

【要望】

上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと

- 上場会社が非上場化する過程においては、公開買付け等により過半数を大きく上回る株式等を買集めた後、**少数株主等の同意を得ることなく残りの全ての株式等を取得するスクイーズアウト**と呼ばれる方法が多く採用されている。
- スクイーズアウトの前までは上場株式等を保有していたにも関わらず、現在、スクイーズアウトによって少数株主に交付された金銭は、「一般株式等の譲渡」として取り扱われている。
- これによって、投資者は、当該金銭について上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除を利用できない不利益が生じているため、適正化を要望する。

東証上場銘柄のスクイーズアウトによる上場廃止件数(左グラフ)と
2021年中の主なスクイーズアウト対象銘柄(右表)

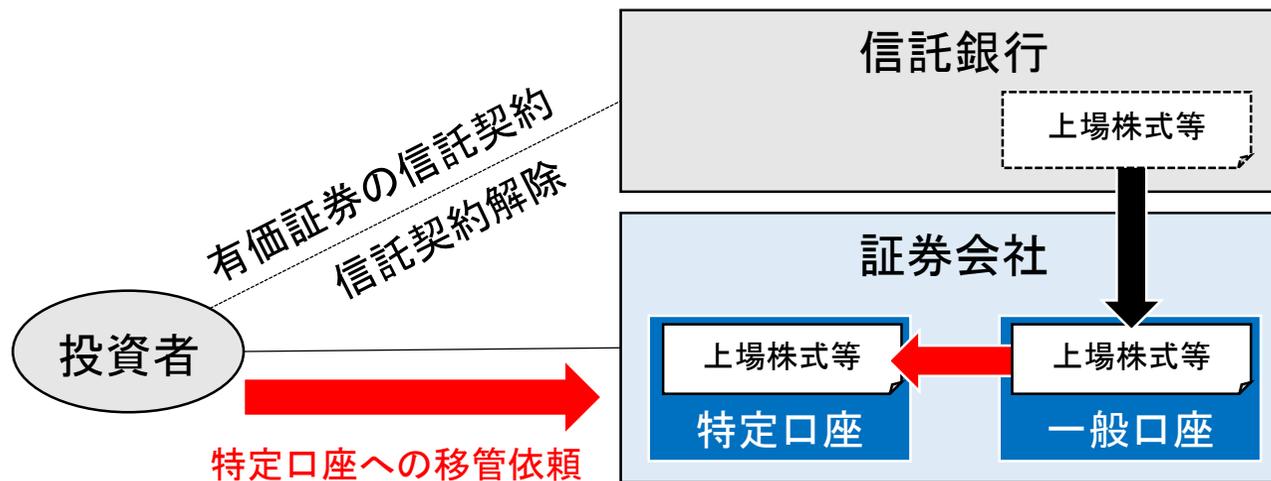


銘柄	上場廃止理由
よみうりランド	株式の併合
島忠	株式の併合
東京ドーム	株式の併合
オリバー	株式の併合
GCA	株式等売渡請求による取得

(出所)日本取引所グループより日証協作成

【要望】

上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること



【証券会社への提出書類(例)】

1. 特定口座への移管依頼書
2. 信託契約の解除により証券会社の口座に移管されることがわかる書類(銘柄名、数量が記載されているものに限る)
3. 信託契約の解除により移管された上場株式等の取得日、取得価額が記載された書類
4. 当該個人の口座(特定口座を除く)において、信託契約の解除により移管された上場株式等と同一の銘柄を保有していない旨が記載された念書

【要望】

発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上の是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること

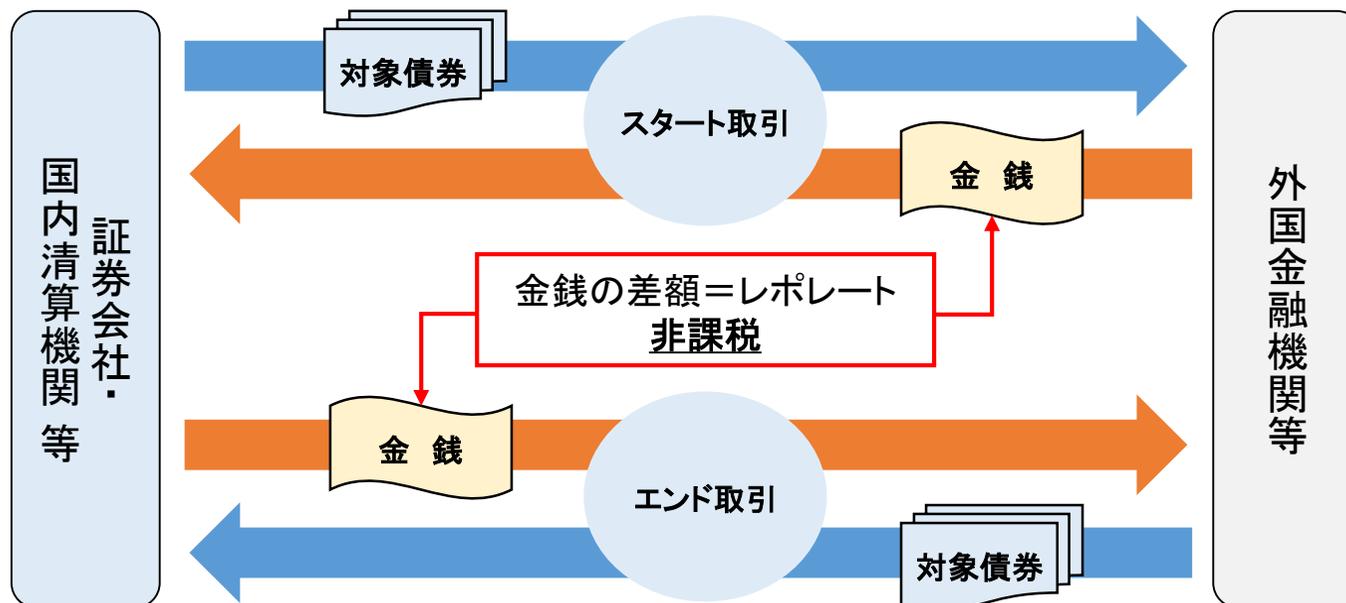
- 上場会社において「みなし配当」が発生する場合、発行体は証券会社に対して、その交付金銭等に関する情報を通知することが義務付けられている。また、投資信託・投資法人の二重課税調整が必要な分配金等の支払を証券会社を經由して行う場合、投資運用会社や投資法人から証券会社に対して、その二重課税調整必要情報の提供が義務付けられている。
- 証券会社においては、通知を受けた交付金銭等情報及び二重課税調整必要情報をもとに源泉徴収事務を適正に履行しているが、これらの通知の遅延や情報の訂正があった場合には、証券会社において訂正処理を行い、投資者によっては確定申告の修正申告が発生する等、証券会社・投資者の双方に多大な負担が生じている。正確な交付金銭等情報及び二重課税調整必要情報の通知徹底については、発行体に対して重ねてお願いしているところであるが、今後も発生する可能性があるため、証券会社・投資者の負担軽減の観点から、適正化を要望する。

効力発生日	通知日	対象	個人株主数	通知事由
2018年6月29日	2018年6月29日	P社	21,289	交付金銭等情報の掲載遅延
2018年12月21日	2018年12月14日	SG社	25,149	交付金銭等情報の訂正
2018年12月25日	2019年2月22日	E社	10,808	交付金銭等情報の掲載遅延
2019年3月28日	2019年4月2日	I社	1,540	交付金銭等情報の掲載遅延
2020年6月30日	2020年6月29日	SV社	9,365	交付金銭等情報の訂正
2020年1月以降	2020年12月14日	N社	—	二重課税調整必要情報の過誤
2020年9月7日、 2021年2月26日	2021年3月8日	G社	19,307	交付金銭等情報の掲載遅延
2021年3月16日	2021年3月23日	C社	—	交付金銭等情報の掲載遅延
2021年9月21日	2021年11月26日	M社	—	二重課税調整必要情報の過誤

(注)個人株主数は、効力発生日直前に提出された有価証券報告書記載の「個人その他」の株主数

◆ 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

【要望】
外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること



〔対象債券〕

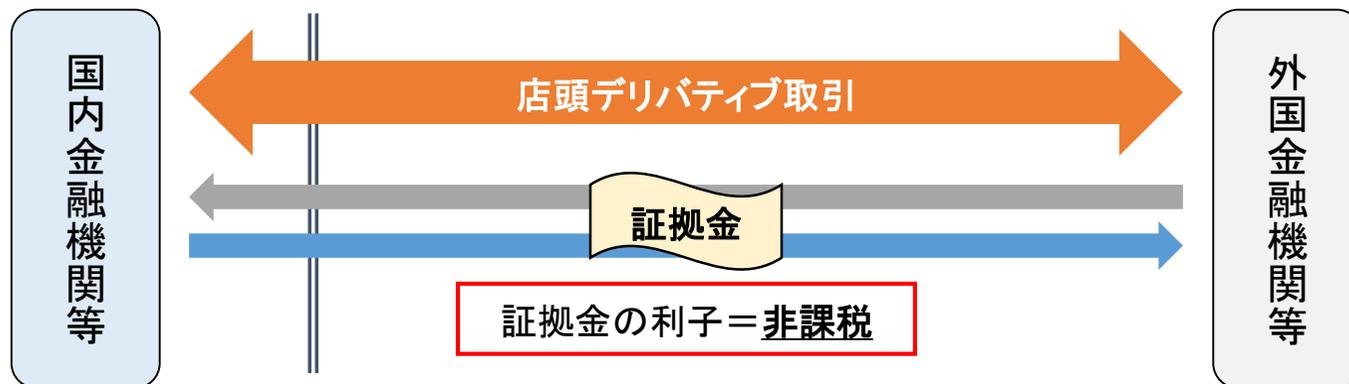
- 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替国債、振替地方債又は振替社債
- 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
- 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
- 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券

【期限延長又は撤廃】2023年3月末までとされている適用期限を延長又は撤廃すること

【拡充】対象債券の範囲を一定の民間国外債まで拡大するとともに、
外国金融機関等の範囲に法人格のない組合型又は信託型の外国籍ファンドを加えること

【要望】

外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること



〔外国金融機関等〕外国の法令に準拠して当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人
(租税特別措置法第42条第4項第1号)



【期限撤廃】 2024年3月末までとされている適用期限を撤廃すること
【拡充】 外国金融機関等の範囲に、租税特別措置法第42条の2第3項に規定する外国金融機関等以外の外国法人を加えること

【要望】

OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること

【要望】

一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

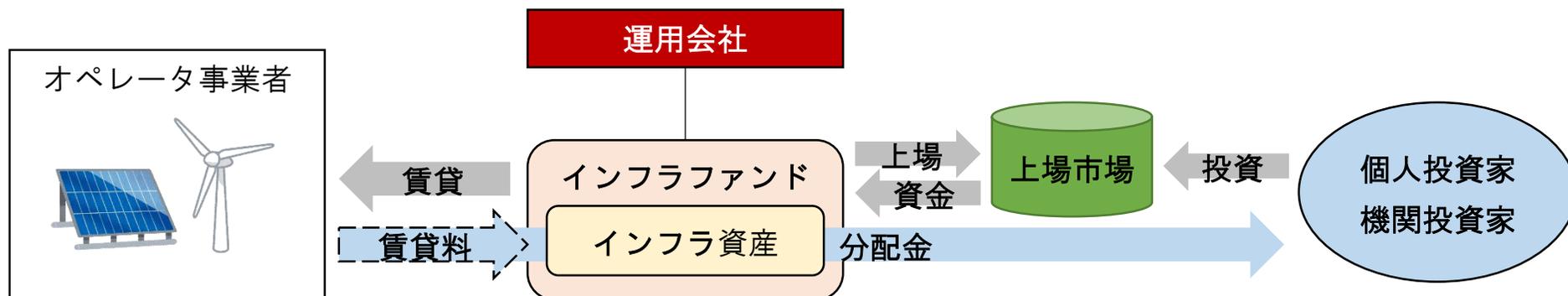
◆ 投資信託・投資法人制度等の拡充

【要望】

- ・上場インフラファンドにおける再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限について延長又は恒久化すること
- ・上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与に関し、設備の貸付日から20年間としている期間について延長(例えば30年)又は恒久化すること

- ・ 2015年4月「上場インフラファンド市場」開設、2016年6月に第1号案件が上場されて以降、現在までに7銘柄が上場し、時価総額は約1,823億円、保有資産総額は3,342億円(2022年7月時点)にまで成長。
- ・ 本件課税の特例を受けられる期間は制度開始時点では設備の貸付日から10年であったが、平成28(2016)年度税制改正によって20年に延長
- ・ 平成29(2017)年度税制改正、令和2(2020)年度税制改正において再生可能エネルギー発電設備の取得期限(2020年3月末まで)が3年間延長

- 現在の税制では、再エネ設備の取得期限があり、また、付与期間が20年のため、中長期の事業計画を必要とする風力等の再エネ設備の開発が進まない。
- 本件課税の特例がなければ、上場後も事業の継続性を前提とした再エネ設備の再取得や設備の維持が進まず、安定した電力供給への貢献が困難。



【要望】

投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること

	不動産取得税	登録免許税 (所有権の移転)
通常	—	1,000分の20
投資法人等	課税標準額を2/5に軽減	1,000分の13

➡ 2023年3月末までとされている適用期限を延長すること

【要望】

土地流動化促進等のための長期保有資産に係る買換え特例措置を延長すること

＜長期保有資産の買替え特例措置＞

個人又は法人が一定の要件を満たした事業用資産(不動産)を譲渡し、その譲渡から1年以内に一定の要件に該当する資産を取得した場合であって、当該取得資産をその取得の日から1年以内に事業の用に供した場合において譲渡益の一定割合の範囲内で当該取得資産の帳簿価額について圧縮記帳を行うことができる特例措置について、**2023年3月31日をもって日切れとなるため、延長を要望する。**

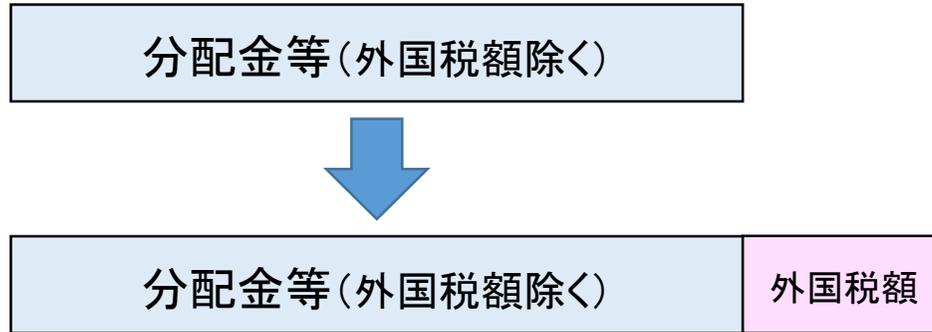
○圧縮記帳の概要



【要望】

投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

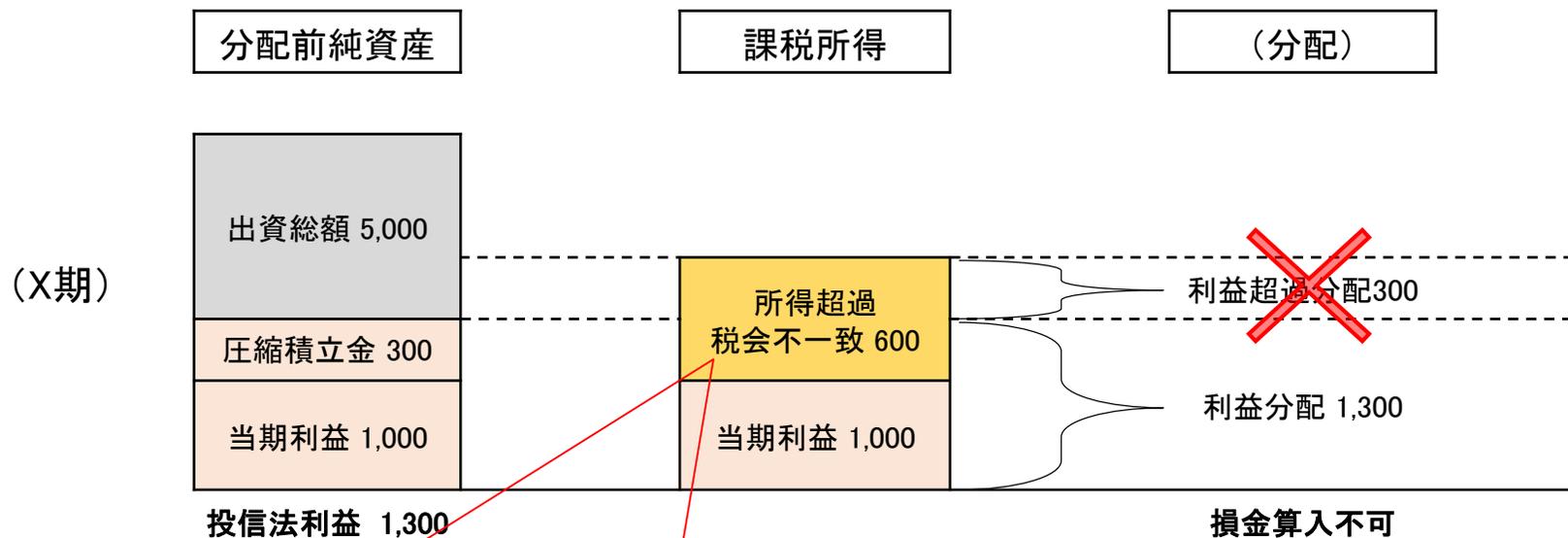
- 投資信託等に係る外国税額控除制度における課税標準額のイメージ



国税では外国税額を課税標準額に加算したうえで税額計算を行い、二重課税分を控除する

地方税の課税標準額は国税に準じるが、地方税については外国税額控除制度が存在しないため、加算された外国税額分だけ地方税の負担が増してしまう

【要望】
 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと



- 任意積立金を残したまま利益超過分配を行うことはできないため導管性要件を充足できず二重課税が発生するおそれがある
- これを回避するためには圧縮積立金を全額取り崩す必要があるが、当該期の分配金に与える影響は大きく、特に買換特例圧縮積立金の場合には対象資産を売却しなければならないため二重課税の解消が事実上困難な状況

【要望】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人において賃料の支払猶予を行った場合における導管性要件の緩和をはじめとする税制上の手当てを可能とすること

- 今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、投資法人がテナントに対して賃料の支払いを猶予し、未収が多額となった場合、投資法人の手元資金では支払配当要件を充足することが困難となり、二重課税が生じるおそれがあるため、当該未収額については支払配当要件の分母から控除する等の所要の措置を要望する。
- さらに、未収賃料は、税務上は益金として認識されることから、キャッシュ不足により配当等の額を超える所得が残った場合、その部分に対しては課税が生じるおそれがあることから、当該未収賃料については、一時的に損金算入を認める等の所要の措置を要望する。
- また、支払猶予が長期化し、未収賃料について回収可能性が低いとの判断に至った場合、会計上は貸倒引当金繰入れを求められるが、税務上は原則として貸倒引当金繰入れが全額否認されるため損金算入できず、導管性の破綻や所得に対して課税が生じるおそれがあるため、貸倒引当金に係る損金算入要件の緩和を要望する。

【支払配当要件の判定式】

配当の支払額

配当可能利益の額

> 90%

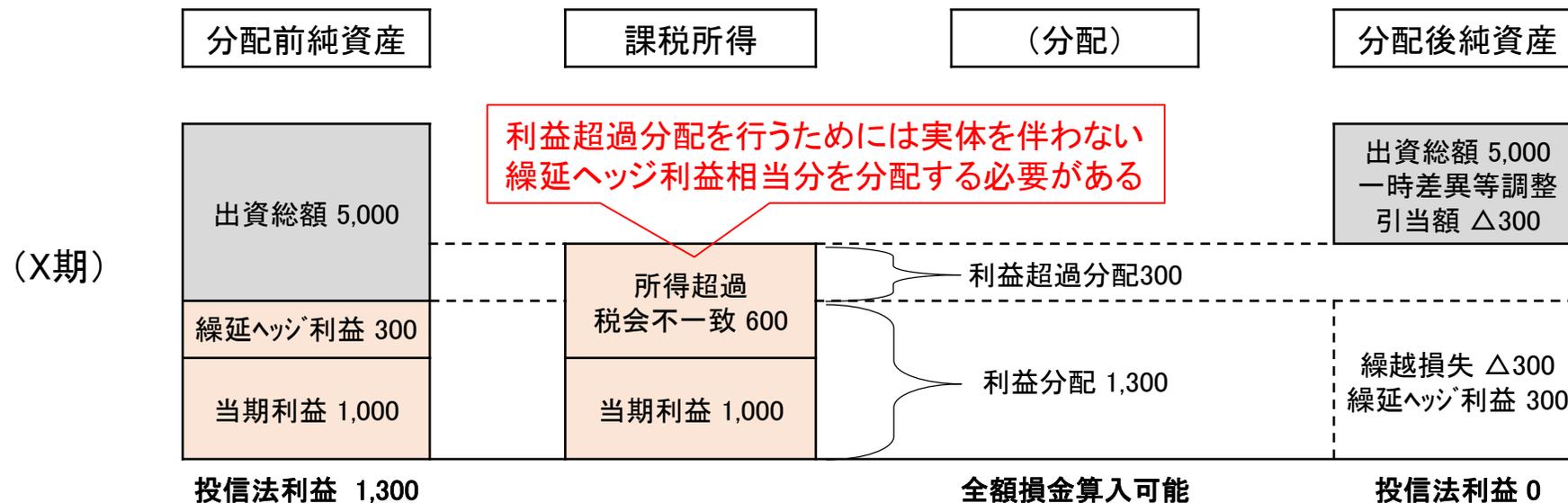
※配当可能利益の額＝税引前当期純利益－前期繰越損失
－一時差異等積立金の取崩額
－繰越利益等超過純資産控除項目
＋…

賃料の支払いを猶予した場合において、分母である「配当可能利益の額」について以下の措置を講じるべき

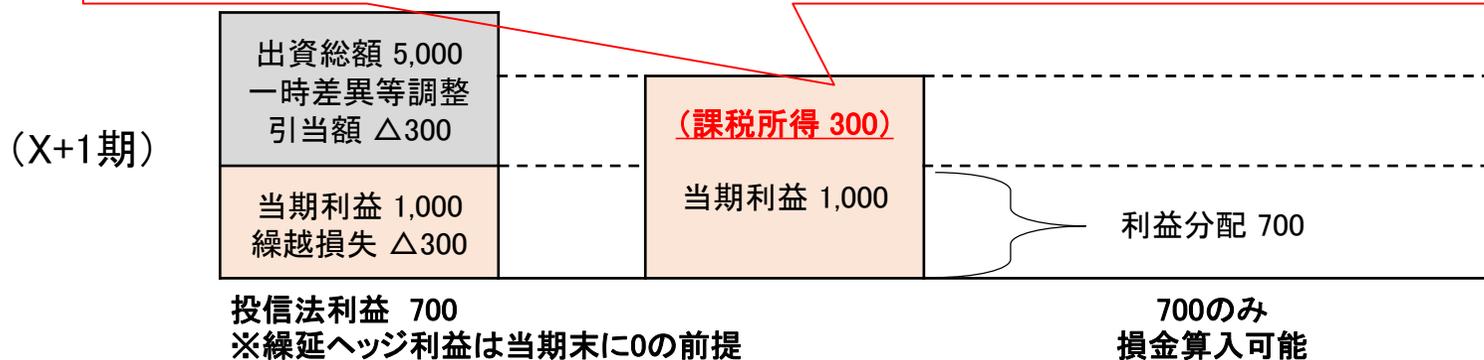
- 未収賃料を控除する
- 未収賃料について一時的に損金算入を認める
- 支払猶予が長期化した場合に未収賃料について貸倒引当金繰入れを認める

【要望】
 繰延ヘッジ益が生じている投資法人が利益超過分配を実施する際に発生し得る二重課税を回避するための
 所要の措置を導入すること

【二重課税の発生例】



- 繰延ヘッジ利益相当分の利益分配に伴う繰越損失は税務上の繰越欠損金として取り扱われない
 - 当期において投信法利益を超える部分は所得超過税会不一致等に該当しない
- これにより、投信法上の利益を超える部分について投資法人段階で課税が生じるため二重課税が発生する



Ⅸ SDGs(持続可能な開発目標)推進のための税制措置

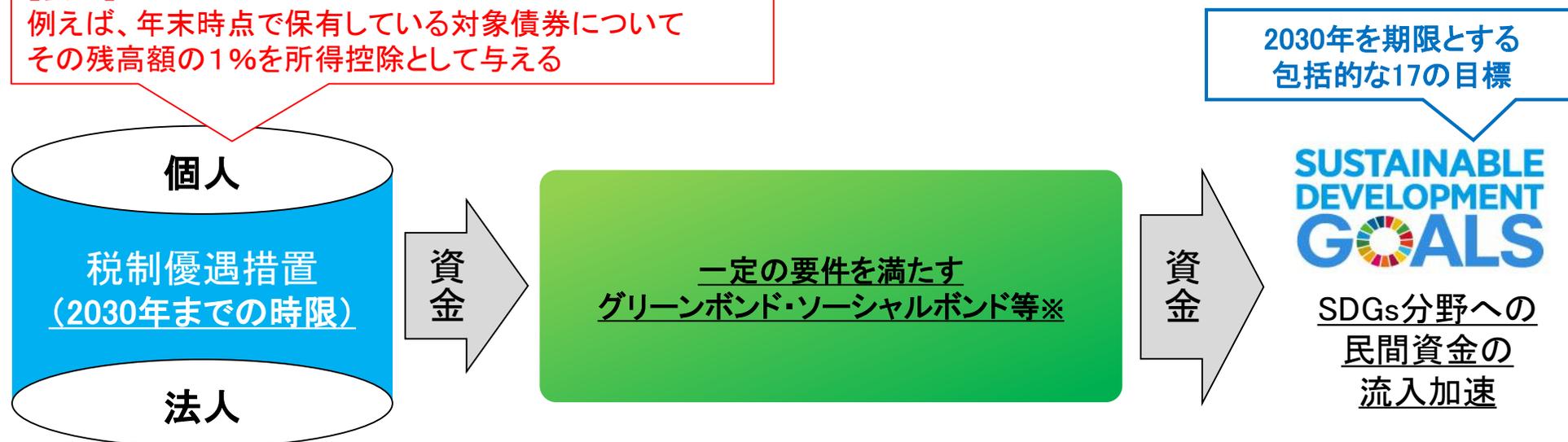
【要望】

社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

【例(債券の場合)】

【要望】

例えば、年末時点で保有している対象債券についてその残高額の1%を所得控除として与える

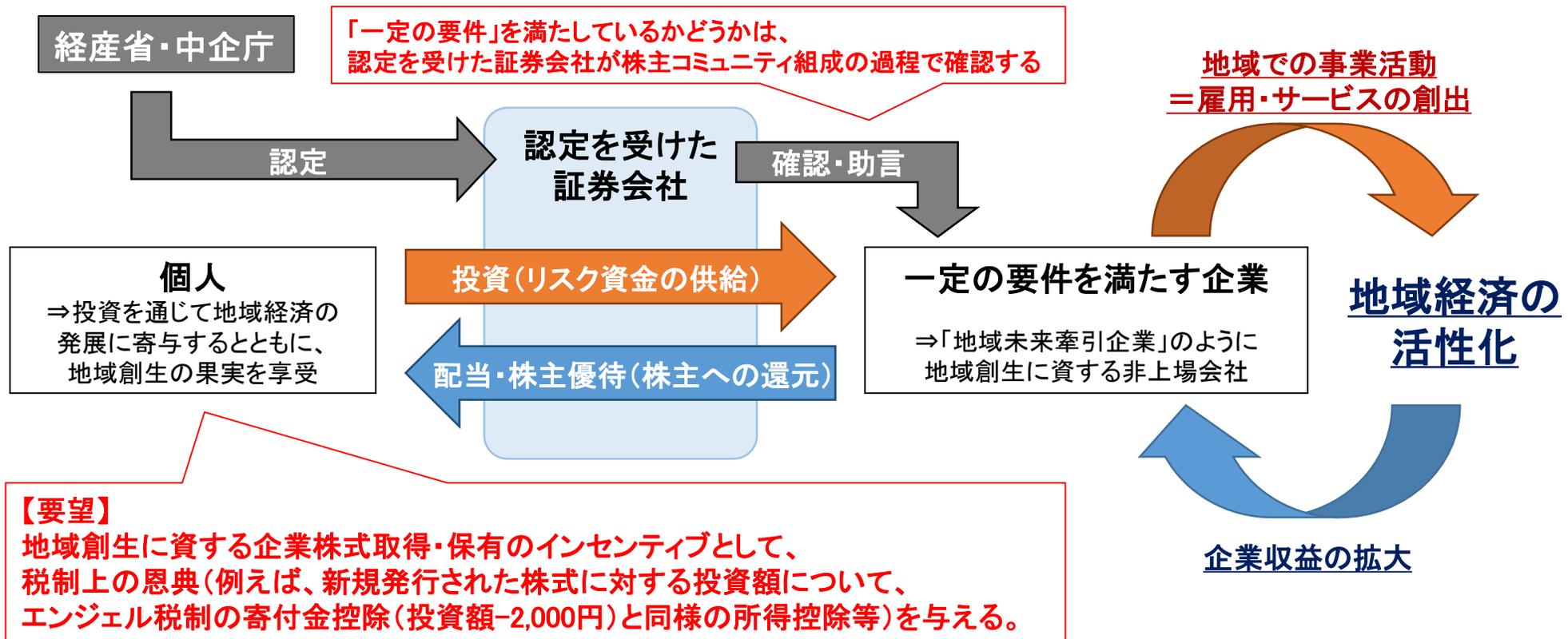


(注)一定の要件(税制適格債券の基準)とは、例えば、政府関係機関が発行する資金使途が一定の社会的責任投資に限定されている債券や、地方公共団体及び事業会社が、環境省や国際資本市場協会(ICMA)が公表しているグリーンボンド原則等に沿って発行する公募債等が考えられる。なお、税制適格債券に係るものとして、調達資金の使途等に関し政府または第三者機関による認証を得られること等が考えられる。

X 地方創生のための税制措置

【要望】

地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること
(例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること)



※「地域未来牽引企業」…地域内外の取引実態や雇用・売上高を勘案し、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれるとともに、地域経済のバリューチェーンの中心的な担い手、および担い手候補である企業として経済産業省が選定した企業(4,743社が選定済み)。

(参考) 税務統計の充実に向けた提案

- 総務省は「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)に基づき、社会経済情勢の変化等に適切に対応するとともに、各方面の統計ニーズを踏まえた公的統計の作成及び提供を推進し、報告者負担に配慮した改善を図るため、国が実施する統計調査について、回答に当たっての様々な負担の軽減や調査方法の改善などの要望等を募集
- 日証協は平成30年8月に日本経済団体連合会が実施した「総務省『統計調査に関する提案募集』に向けたアンケート調査」に以下のとおり意見を提出

<日証協回答(一部抜粋)>

✓ 日本の税務統計等の精緻化について

国税庁が公表している税務統計は、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence-Based Policy Making)を推進していくうえで重要なデータの一つであることから、内容について一層の充実を図っていく意義があると考えられる。そのうえで、日本の税務統計等の項目については、以下の点でより精緻化する余地があるのではないかと(中略)

・NISA制度に関する統計を作成・公表すること

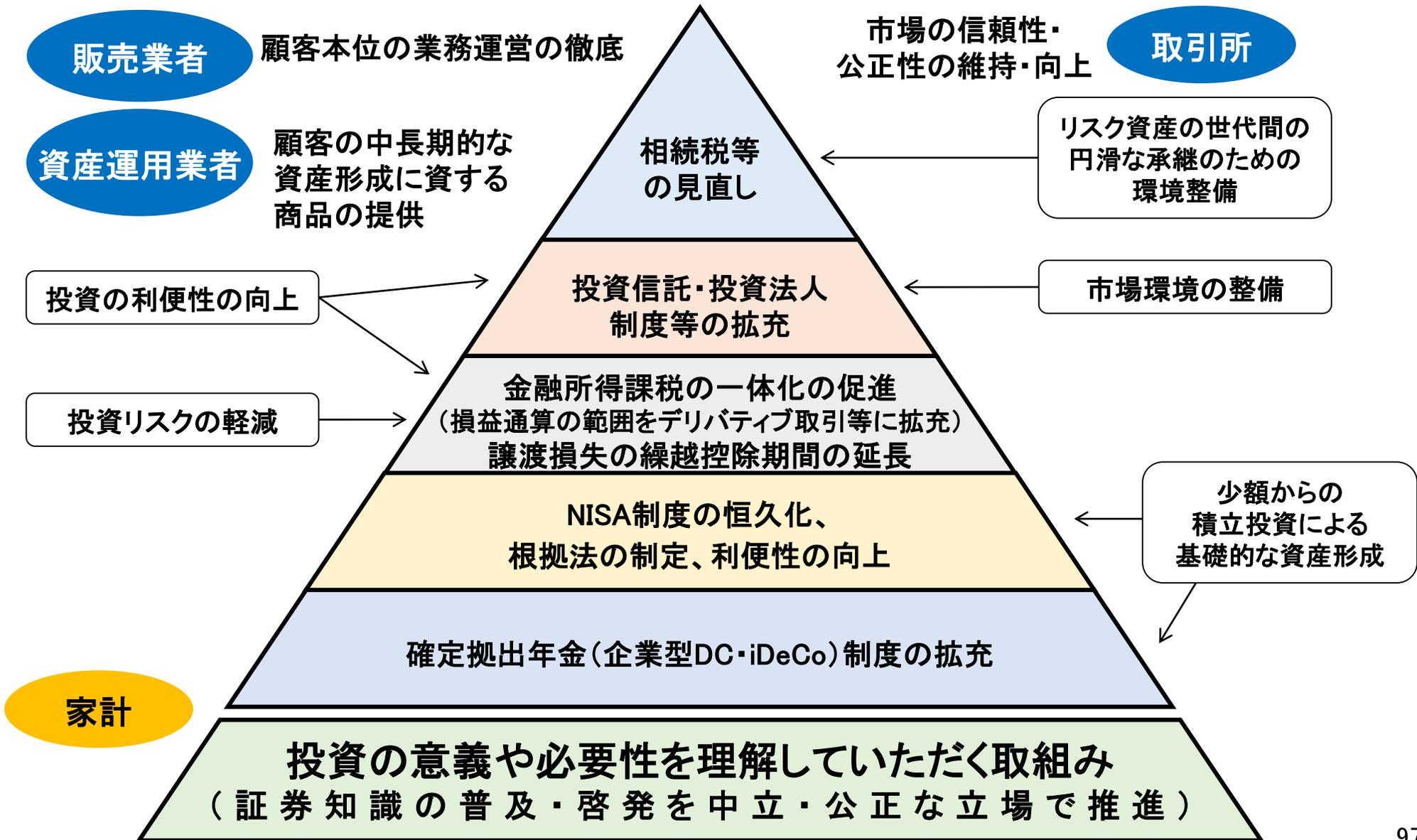
現在、NISA制度の統計については金融庁からの依頼により各金融機関が提供した情報に基づいて作成されている。NISA制度では各金融機関は非課税口座年間取引報告書等を税務署に提出しており、そこから統計を作成・公表いただきたい。

(参考)NISAと同様の制度を持つイギリス(ISA)・カナダ(TFSA)においては、税務当局(HMRC、CRA)が主体となって、税務当局特有の観点も含めた多面的な統計を公表しており、これらの充実した統計が、制度の改善等を議論するにあたり重要な材料となっている。

✓ 日本のGDP推計における分配側の計算の精度向上について

GDP統計における家計の受取利子・配当額について、アメリカ・イギリスでは、税務データを積み上げて推計を行っているが、日本では残差から推計することとなっているため、実態との乖離が大きい可能性がある

家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう官民で支援
⇒ 日本経済の成長資金の供給を促進、SDGsに貢献する証券市場を目指して



◆ 証券業界はSDGsを支援しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



◆ SDGs (持続可能な開発目標)とは、“誰一人取り残さない”世界の実現に向けて、国連が定めた17の目標と169のターゲットからなる国際目標です。